

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2000.4 No.92

981年5月20日第4種郵便物認可
SSN 0385-065X

「市民社会」の周縁

金子勝 世紀末不況の本質と
オルタナティヴ

臨界事故／国立大学独法化／中国WTO加盟
チェーン紛争／コソボ

勝田政広[著]

資本論の構造分析

文献データベースによる検討

『資本論』の論理構造・論理体系を《全文・文字型・文献データベース》を活用して、主に価値論・価値形態論に焦点を絞り考察する。 ￥4000

山田喜志夫[著]

現代貨幣論

信用創造・ドル体制・為替相場

今日、貨幣をめぐって生起する諸問題と諸議論の核心を、基礎理論をふまえて体系的に解き明かす。

￥3200

久保庭真彰・田畠伸一郎[編著]

転換期のロシア経済

市場経済移行と統計システム

市場経済化の背景・現状・問題点を多面的かつ最先端の統計データを駆使して分析、ロシア経済復興の方向性と可能性を探る。 ￥3000

経済理論学会[編] 経済理論学会年報 第36集

現代経済と金融危機

学会第46回大会における表題の報告と討論、企画論文等収載。 ￥2800

20世紀《社会学》の軌跡をしるす新しい古典

シリーズ 社会学の思想 [第1期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

[A5判上製／平均500頁／予定価5500円～8000円]

■第1回配本 ￥5800

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

■第2回配本 ￥5600

M・カステル(訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

■第3回配本 ￥6700

D・ハーヴェイ(監訳:吉原直樹)

ポストモダンの条件

■以下、続刊

J・コールマン(訳:久慈利武)

社会理論の基礎

H・ルフェーブル(訳:斎藤日出治)

空間の生産

A・リビエッツ(訳:若森章孝／井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川 一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】

経済科学通信

Letters of Economic Science

第92号(2000年4月)

TOPICS

2

東海村臨界事故／国立大学の独立行政法人化／中国のWTO加盟
チェチェン紛争とロシアの世論／コソボにて

特別寄稿

世紀末不況の本質とオルタナティヴ 金子 勝 12

SPECIAL EDITION
特集

「市民社会」の周縁

高齢者福祉問題と「市民社会」論 横山 寿一 19

市場の中の「弱い個人」 佐藤 卓利 24

部落の変化と問題解決の到達段階 奥山 峰夫 29

今日における請負労働者の活用実態と問題点 白井 邦彦 35

浮遊化・棄民化する若者と日本資本主義の今日 宮内 拓智 43

変化の中の中学校

—学校の<家庭化>と<公共化>をめぐって— 高村 貢 49

ドメスティック・バイオレンス問題の現状と課題 雪田 樹理 53

中国残留孤児と生活保護 中原 雄一郎 58

周縁から「市民」を問う在日朝鮮民族 笠井 弘子 64

投稿論文

アジア金融危機の中国への影響とその教訓 趙 国慶 66

政治学入門

量的分析の政治学

—様々な事象から決定要因を特定する— 広本 政幸 71

現代社会批評

子供、青年の健康 千賀 康利 76

書評

鈴木茂・大西広・井内尚樹編『中小企業とアジア』／北村裕明著『現代イギリス

地方税改革論』／パレッシュ・チャトパディヤイ著『ソ連国家資本主義論』

宮内拓智著『戦後流通のダイナミズム』／中本悟著『現代アメリカの通商政策』

高増明・松井暁編『アナリティカル・マルキシズム』

誌面批評 99

◆ 東海村臨界事故

1999年9月30日午前10時35分、ジェイ・シー・オー（JCO）東海事業所の3人の作業員が18.8%の高い濃縮度の硝酸ウラン溶液を取り扱っていたとき、突然青い光が見え放射線警報があり、臨界事故が始まつた。臨界というのは核分裂反応が連続して続く状態のこと、今回の事故は放射線防護と制御装置の全くない状態の原子炉すなわち「裸の原子炉」が住宅地の中に出現したようなものであり、大量の放射線被曝によって日本初の原子力関連の死者を出し、また多数の住民の避難が行われた。

持続した臨界状態

作業員が沈殿槽と呼ばれるタンクに数十リットルの硝酸ウラニル液を注入していくとウランは臨界状態になつた。この結果、突然の発熱によって槽内の水の一部は一瞬にして沸騰・気化し、蒸気の一部は多量の放射能をもつた物質とともに槽外へ飛散した。液体内で多数の気泡が発生したことによってウラン235の核分裂反応即ち連鎖反応は一時的に沈静化した。しかし冷却がつき気泡発生が収まるにつれて約10分後には再び連鎖反応が起こつた。このような過程を数回繰り返した後は定常的な臨界状態が継続し放射線（中性子線とガンマ線）も出続けたと考えられる。

10月1日午前4時頃、事故発生から約17時間後に、沈殿槽冷却水の抜き取り作業を行つたため、中性子反射がなくなり、核分裂を継続させていた臨界条件は崩れ、連続的な核分

裂反応は終息した。1日午前8時30分頃に中性子を吸収する硼酸水が沈殿槽に大量に投入され、9時30分原子力安全委員会は臨界終息を発表した。

初動に遅れのあった事故関係者の対応

科学技術庁に臨界事故との報告があったのは30日11時15分で事故発生から40分後であった。当時JCO事業所には中性子線量率計はなく、約2キロメートル離れた原研那珂研究所の環境モニターが中性子線到達を検出しており、13時過ぎに科学技術庁に異常として報告されている。しかし当日の原子力安全委員会は臨界事故発生を認識はしたもの、臨界状態の継続の認識はなかった。実際に中性子放出の継続を確認できたのは30日午後5時以降であった。

この間、東海村は県、科技庁に問い合わせても適切な指示もない中で、JCOからの要請で午後3時に事故現場から半径350メートルの住民の避難要請を行つた。日本政府が小渕総理を本部長とする事故対策本部を設置したのは30日午後9時で事故発生から10時間以上経つてからであり、茨城県が半径10キロメートル以内の住民の屋内待避要請をしたのはさらに1時間後の30日午後10時であった。被害対策の初動の遅れのために、多くの周辺住民の中性子線被曝量が増えたといえる。

世界でも最大級の事故

今回のJCO東海事業所の臨界事故

は、11月5日の事故調査委員会の発表では原子力事故の国際評価尺度でレベル4（施設外への大きなリスクを伴わない事故）であった。これは1986年旧ソ連チェルノブイリ原発事故のレベル7（深刻な事故）、1979年アメリカ・スリーマイルアイランド原発事故のレベル5（施設外へのリスクを伴う事故）に次ぐ高いレベルの原子力事故であった。

今回の事故では管理区域以外で7名の一般人が被曝した。この事故では作業員の一大内久さんは17シーベルトの被曝と推定されたが、12月21日についに帰らぬ人となつた。また倒れた作業員を救出し搬送した消防署の職員も、さらに冷却水抜き取り作業を行つたJCOの作業員も多くの被曝をした。科学技術庁が確認したとする被曝した人の総計は150人にも及んでいるが、周辺地域での微量被曝については確認できていない。これらの直接的放射線被曝のほか、屋内退避とはいえ30万人におよぶ住民避難と規制に伴う社会的損害は風評被害まで含めると数十億円ともそれ以上とも言われている。

事故の原因を考える

事故はJCO東海事業所のウラン原料加工・精製の最後の工程で起つた。それは発注者である核燃料サイクル開発機構との契約で要求された製品均一化の工程であった。全工程は沈殿槽を除いては形態管理された装置を通じて行われるようになつていた。形態管理されたとは、間違つて多量のウランを入れようとしても入れることができず、あるいは入れられたとしても臨界状態となることのない形状につくられていることで

ある。沈殿槽だけは、今回の濃縮度の場合は臨界量以上を入れることが可能な形状・大きさなので量的規制(一度にある量以上入れないようにとの人間の行為に頼った制限)を行っていたのである。

製品の均一化のためには全体を一つの容器に入れて混合攪拌するのが効率的であるが、この均一化の最終工程は精製工程と同じ装置の一部(貯塔)を使って行うようになっていた。そこは形状管理されたところなので申請書の制限量以上を入れても臨界にはならず、裏マニュアルではそこに多量の硝酸ウラニルを注入し均一化を行うとしていたのである。しかし貯塔は使い勝手が悪かったために作業員は他の大量投入可能な沈殿槽で行ったと述べている。この意味で、JCOが許可条件違反の作業を行ったことが事故の直接原因である。

しかし、原子力安全委員会が定め

た「核燃料施設安全審査基本指針」には、いかなる場合でも臨界を防止する対策を講じるようになつてゐるのに、沈殿槽を形状管理とせずに作業手順での量的規制で認可したことは基本的に誤りであった。

また同指針には、誤操作等により臨界事故発生のおそれがある施設では万一の事故に対する対策を講じるよう定められているにもかかわらず、上記の量的規制で臨界事故は起こらないと認め対策は不要とした。このためJCOでは作業員教育も不十分で、臨界発生確認の中性子線計測装置や、臨界停止のための対策もなかったことにつながったと言える。

おわりに

今回の事故で、JCOの極めて小さな作業管理に国民はあぜんとさせられたが、見落せないのは、監督官庁である科学技術庁、原子力安全委

員会が臨界事故をまったく想定していないなかったために、その対応が遅れたこと、および危機管理体制がまったく整っていなかつたことである。それらの背景には原子力は完成された技術であるとする「安全神話」の土壤があり、経済効率を追求して安全性を軽視してきた関係企業とそれを容認してきた政府の基本的姿勢がある。その意味では大内さんは安全神話に基づく原子力推進の犠牲者である。今回暴露された我が国の原子力災害対策の弱点を修正・確立するにとどまらず、事故を未然に防ぐには原子力についての推進体制とは別に、独立した安全性に関する審査と規制・監督の体制を作ることが必要である。さらに原子力推進の根幹をなすブルトニューム循環の原子力政策ひいてはエネルギー政策の中心に原子力を据える政策は見直すべきである。

(福永 清二、永田 忍)

日本科学者会議京都支部)

◆国立大学の独立行政法人化

独立行政法人のねらいは

独立行政法人とは、行政における企画立案機能と実行機能を分離し、企画立案機能は本省が、実行機能を独立行政法人等が担当して効率化を追求するねらいでつくられたもので、担当省庁が担当する行政サービスを実施する機関として設置したものである。そこでは、担当省庁が中期目標を指示し、それに基づいて独立行政法人が策定する中期計画を認可し、その計画に基づいて国からは交付金が支給される。この交付金で

独立行政法人は「独立」に経営を行うことができるが、その経営業績については毎年報告が義務付けられ、中期年次が過ぎれば、担当省庁および総務庁が行う評価によって、法人の改廃を含む勧告が出されることとなる。職員は公務員型もありうるが、原則は非公務員となり、企業会計制度を導入され、行政サービスの効率的追求を徹底しようという制度である。この制度を国立大学にも適用しようとの動きが強まっているのである。

高等教育の歴史を今から20年後、50年後にとりまとめる機会があれ

ば、この独立行政法人化という事象は、学問・文化の論理を無視した、大學外部からの行政組織の効率的再編の論理によって立つ「大学改革」であり、高等教育と科学の発展にとって未曾有の混乱と低迷をもたらしたとなるのではないだろうか。

国立大学の独立行政法人化の問題点の中心もそこにある。小渕首相のもとですすめられている「行政改革」の一環として、行政サービスの法人化・民営化によりスリム化をはかり、国家公務員の25パーセント削減を実現するという、行政再編の大きな流れに国立大学が巻き込まれている。大学の役割は何か、その役割を發揮するためにいかなる公的支援が必要か、そういった大学論、高等

教育のあり方論、科学研究のあり方論の議論の積み重ねとはまったく無関係なところからやってきたのである。

そこで検討すべき論点としては、大学にとって独立行政法人化は何をもたらすかという点と、そもそも今回の行政再編をどう評価するか、行政サービスの法人化・民営化は本当に望ましい方向なのかという点が挙げられる。後者のそもそも行政再編のあり方はという国民的関心や議論が活発になされているとはいえないという状況がまず理解すべき現実としてあろう。

これまで文部省は、大学審議会を設置し、競争原理による大学再編をおしそすめてきた。今回の流れはそれを一挙に飛び越えるものであり、文部省はすでに当事者能力を持たなくなっている。国立大学の運営の自主性を一部でも認められるよう、修正提案を行なっているにすぎない。

大学改革のために独法化賛成という意見

国にせよ、企業にせよ、大学改革がすすまない最大の原因は大学自治、教授会自治にあると見て、それを揺さぶるよう、学長のリーダーシップや評価制度、予算の選択的配分を強調してきた。独立行政法人のねらいは上に示したように、行政のスリム化、財政削減を直接の目的にしているが、合わせて、国立大学においては、大学自治を否定する政府の介入、大学運営の再編をもたらすものとして位置づける議論も根強い。

この点では、「大学改革がすすまない」といわれる原因が大学自治にあるのかどうか、検証が必要である。

予算や教員および事務職員の定員が厳しく制限されている状況のなかで、改革がすすまない原因を大学側に求めることが本当に妥当な判断なのか、見ていく必要がある。

さらに、大学改革というが、今日の日本の経済的危機を脱するのに貢献できるかどうかという視点だけから、大学は役に立たないというのは、大学というものを卑小にとらえ過ぎである。大学は広く真理を探究し人類さらには地球上の生命の多様性を尊重する方向に資するための学問研究や高等教育が行なわれる場であって、そのときどきの政治的課題等に従属すべきではない。そういう短期的に貢献する方向への改革もすすめられるべきであろうが、より長期的視点からの貢献を大学は果たしているという見方が必要であろう。そして、そのようなことが可能になるためには、大学の自主性を最大限尊重することが重要なである。

大学の設置形態をどう考えるべきか

今回の独立行政法人化の動きは、国立大学に大学の設置形態のあり方について問い合わせるきっかけになったと思われる。

現在の国立大学は、文部省におかれたり組織であるため、組織、定員、人事、予算等のすべてにわたって規制されている。財政誘導や行政指導（文部省ヒアリングでの示唆等）による干渉は少なくない。その代わり、教員の身分については教育公務員特例法によって守られ、実質的に大学の教育研究の目標の設定における自由、研究の自由、教育内容の自由は保障されており、直接の干渉はない。

今回の独立行政法人は、「独立」とあっても、実際には現在の国立大学以上に、大学運営に干渉が行なわれることを意味する。

望ましい設置形態を考える際の基準は運営と財政措置の問題であろう。大学が社会の変化とともに自ら変革をとげながら学問研究と高等教育をすすめていく組織であるように、運営における自主性は最大限認められるべきであろう。そのためには、何らかの独立した法人格を得るというのはそれ自体は本来望ましいことである。「社会からのニーズ」への対応にしても、大学側が自ら選択的にこたえるべきで、外部からの干渉によって行なわれるべきではない。外部からの評価は積極的にすすめるべきであろうが、それは多元的であり、それをどう受け止めて対応するかの自主性を大学側が担保していかなければならない。大学側は自覚的に外部からの批判や要請に耳をかたむけ、自らのビジョンにそって改革努力をすすめていくことが必要なである。

他方、国立大学は教育の機会均等を広く実現し、基礎研究等の分野で大きな役割を果たしてきたことを考えれば、今後とも、一定規模の公的財政負担が重要である。財政の確立が弱くなればなるほど、お金が入るからやる、入らないからやらないという形で実質的に大学運営の自主性は大きく損なわれることになりかねない。

大学における経営のあり方に關する議論がこれからもっとなされる必要がある。しかし、そのことはもうかるように運営すれば、より効率的に運営すれば大学経営は成功ということを意味するわけではない。財政をより有効に活用するためにどうし

たらよいが、公的負担に加え外部資金の運用をどうすめるかという点での経営力の強化は重要であるが、大学は効率性によってその成果を測定されるべき存在ではない。大学とは何なのか、あらためて問われているといえよう。

修正戦略の行き着く先

文部省は1999年9月20日に発表した文書「検討の方向」の中で、独立行政法人化による「独立」に何かメリットがあるかのような評価を加えたが、その上で国立大学はいくつかの点で独立行政法人通則法になじまないので大きな修正を要求したいという提案を国立大学に対して行なった。

一方、国立大学協会は、通則法での独立行政法人化には反対という立場をまとめた上で、どこを修正したら妥協できるかということの検討に入っている。1月15日には、国大協

第1常置委員会が「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的用件——アンケート結果の報告——」がまとめられ、1. 大学の自主性、自律性の確保、2. 財源（公財政支出）の保障、3. 評価のあり方、4. 高等教育に対する国の役割と責任、の4カテゴリーに整理した。

つまり、独立行政法人化に反対するという一点を各国立大学は必ずしも主張しておらず、どの点が満たされれば独立行政法人化してもよいかという条件闘争のような戦略が採用されている。ただし、この条件そのものが通則法の枠組みを大きく変えるものになるという点から、修正そのものが成立するかどうかは難しい。その結果、やはり独立行政法人は望ましくないという議論も広がってきてている。

他方で、独立行政法人化により、財政基盤も弱まり、いっそう競争的状況におかれると認識して、各地で

大学間の連合、提携等の構想が生まれつつある。それを評価する報道もあるが、生き残りを模索して合併をすめるというのは、まるで企業と同じ行動様式である。そういうことの先に、大学の未来があるとは思われない。

いずれにせよ、こういう議論に大學関係者は忙殺を余儀なくされ、本来の研究・教育の充実のために当てる時間やエネルギーは限られてこざるをえない。競争的環境は、短期的に成果を生み出すことになるかもしれないが、それはあくまでも短期的に出るような成果だけにすぎないのであって、長期的には燃え尽きてしまって大学本来の知のパイオニアとしての役割が大きく後退するであろう。このことをみておかなければならない。

(若林 靖永)

京都大学大学院経済学研究科)



京都大学職員組合による国立大学独法化反対のデモ

◆中国のWTO加盟 —米中合意が成立

合意に至る経緯

1999年11月15日、米中両国は北京における交渉の結果、中国のWTO加盟について合意に達した。中国がWTOの前身であるGATTへの加盟を申請したのが1986年。足掛け13年にもわたる長い交渉の成果であった。これで中国のWTO加盟は加速され、2000年中に実現しそうだ。

中国のWTO加盟問題は、加盟手続きにしたがって二つのルートで処理されてきた。一つはWTO加盟諸国との多国間交渉で、中国作業部会を作りそこで議論される。ここでは、中国のWTO加盟条件を定める加盟議定書が作成される。その内容は、マラケシュ協定で締結した通商ルールを中国がいかに遵守するかということである。WTOのもとでの第1回作業部会は、1996年3月にジュネーブで開かれ、その後の協議を経て実質的にはすでに決着している。中国作業部会の議定書は、WTOの理事会で3分の2以上の賛成をもって有効となる。

中国のWTO加盟を扱うもう一つのルートは、中国の主要な貿易相手国との2国間交渉である。中国との2国間交渉を希望するWTO加盟国が通商条件を中国に要求し、中国側がそれに対応するというものである。実質的には、中国作業部会における議定書の作成よりもこの2国間交渉における合意が重要となる。中国は36カ国との間で2国間交渉をしており、すでに日本、カナダ、韓国など

13カ国との間で合意が成立していた。そこでアメリカは、日本に次いで2番目に大きな貿易赤字相手国である中国に対して、自国の輸出にとってできるだけ有利な条件で中国の市場開放を図ろうとして、2国間交渉を重ねてきたのだった。

両国の思惑

中国がWTO加盟を切望するには、以下のような動機がある。①経済大国としての国際的認知。②WTO内で新たな貿易ルールの策定に影響力を行使する。③WTOの貿易紛争処理メカニズムを使うことにより、中国に対して行なわれてきた一方的な輸入制限を避ける。さらに、④対外市場開放を一つのテコとして、国内の市場経済化を進めるという思惑もあった。

他方、アメリカは中国のWTO加盟を支持しながら自国の対中輸出に有利な条件を引き出すために2国間交渉を最大限に利用した。1990年に中国はアメリカの18番目に大きな輸出相手国であったが、1998年には13番目に上昇、しかし同年における中国との貿易赤字は日本に次いで大きな570億ドルに達した。香港や台湾の生産拠点が中国に移転するにつれて、香港や台湾との貿易赤字が対中貿易赤字にトランクスファーしている（図表参照）。しかも中国は、1979年から1998年の平均実質経済成長率が9.8%という驚異的な高成長を遂げており、21世紀にはGDP規模でアメリカ、日本に次ぐ第3番目の大国

となることは確実である。したがって中国が将来にわたってアメリカの有望な輸出相手国であることはまちがいない。このためアメリカ政府は中国を巨大新興市場（Big Emerging Markets）として位置づけ、ハイテク製品の輸出振興と金融・保険、情報通信などのサービス分野の投資の自由化を求めてきたのであった。

アメリカの対中輸出の上位品目は、航空機、化学肥料、特殊機械、計量機器などのハイテク工業品で、中国からの輸入上位品は乳母車、玩具、スポーツ用具、下着、アパレルなどの軽工業品である。中国政府は両国の貿易関係は補完的であり、その拡大を阻んでいるのはアメリカの政治的介入だとしてきた。他方、アメリカのハイテク企業は中国市場の閉鎖性を主張してきたのであった。

今回の米中合意では、中国は次のようにアメリカの要求を取り入れた。①関税率の引き下げ。現行22.1%から17.0%に引き下げる。②自動車の現行輸入関税率80～100%を、2006年までに25%に引き下げる。③アメリカ企業の自動車金融市场への進出を許可。④外資系銀行・保険は中国のWTO加盟の2年後に企業との、そして5年後に個人との人民元取引を許可する。⑤情報通信業では、外資の出資比率をWTOの加盟後2年以内に50%にする。

こうした中国側の譲歩の対価として、クリントン政権は各国に中国のWTO加盟に向けて働きかけるとともに、議会から恒久的な最惠国待遇の承認を得るようにすることが合意された。

中国経済の世界的地位

今後は、EUとの2国間協議、中国

が要求する途上国としての加盟を認めるのかどうか、などの問題が残っている。中国の世界貿易に占めるシェアは、1992年の3%から2020年には10%にまで達し、世界第2の貿易大国になると推定されている。もはやWTOに加盟するにせよしないに

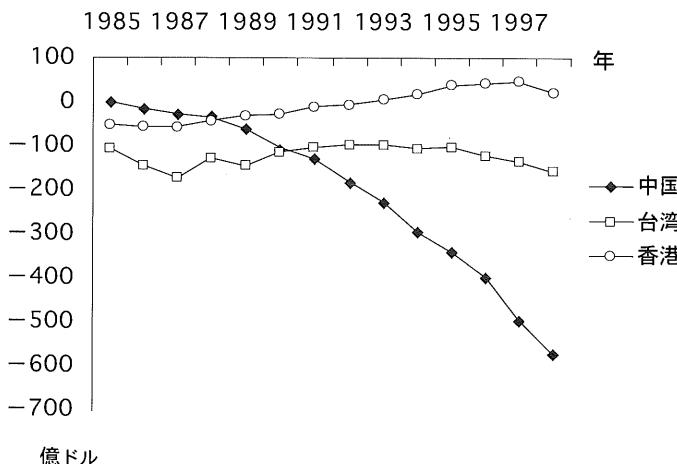
しろ、国際貿易体制にあまりにも大きなインパクトをもつ存在だ。

中国のWTO加盟を支持しつつ、中国に譲歩を迫ってきたアメリカの対応がそれを示している。米国側代表のバシェフスキー（Barshefsky, Charlene）米通商代表部代表が、「こ

の歴史的な合意は、アメリカの輸出関連の雇用、中国の経済改革、世界の通商体制、そして将来にわたる米中関係にとって勝利を意味する」との声明を発表したゆえんである。

（中本悟 所員 大阪市立大学）

図表 アメリカの对中国圏貿易収支



出所) U.S. Dept. of Commerce, Survey of Current Business.

◆ チェチェン紛争とロシアの世論

ロシアの強硬姿勢

ロシアには89の連邦を構成する主体があり、北カフカスに位置するチェチェン共和国もそのひとつである。人口は86.5万人（1994年初）で、チェチェン人（66%）以外にロシア人（25%）がいるが、イスラム系住民が中心で、ロシア人の支配に抵抗し、独立を指向する歴史をもつている。石油産業やパイプライン輸送が中心で、チェチェンの政治・経済的意義はきわめて大きい。

ロシアからの完全独立を指向するチェチェンにたいし、ロシア大統領エリツィンは1994年12月に軍事介入し、96年ハサブユルト和平合意まで内戦が続いた。第1次チェチェン紛争である。その後、稳健派のマスハドフがチェチェン大統領に就任していたが、99年8月勢力を拡大したイスラム過激武装グループ（バサエフなどが指揮）がイスラム共同体樹立を目的として隣のダゲスタン共和国に侵入し、再びチェチェンの過激派とロシア軍・内務省軍との間で戦闘が始まった。

さらに、1999年8月末から9月にかけて首都モスクワでは、過激派によるとされるアパート連結爆破テロ事件が発生し、多くの犠牲者を出した。ロシア政府（プーチン首相）は爆弾テロがチェチェン過激派によるものであると見なし、テロリストとその基地の殲滅を国民に訴えた。こうして、国民・政党全体の支持を基盤にして、ロシア政府はチェチェンへの空爆および地上軍の侵攻をおさすめたのである。

チェチェン空爆・砲撃は多くの一般市民の犠牲、大量の難民をもたらし、「人権問題」からロシア政府・軍は国際批判の矢面に立たされた。国際的な反響では、国連、欧米諸国は

軍事行動に懸念を表明する反面、中国は紛争がテロ犯罪たたきで内政問題であるとロシアを支持した。99年3月のNATO軍によるコソボ空爆にたいする反応が再現したように見え、アメリカの一極支配にたいする反応として見ることもできる。

11月の欧州安保協力機構(OSCE)首脳会議では、ロシアは内政不干渉の立場を貫いたが、同時に人権重視からOSCE代表団のチェチェン受け入れも認められた。もっとも、会議でのエリツィンの強気の姿勢を「大統領は万事成功した」(『コメルサント』1999年11月19日)と評するのが典型的なロシアのマスコミの反応であった。

国内での紛争の扱いと世論

チェチェン紛争にたいする国内の世論は、ロシア政府とりわけ8月に首相に就任したプーチンへの支持にあらわれた。コソボ問題でのロシアの国際政治への影響力の低下から、ロシア国家の威信が低下していたが、チェチェン紛争はモスクワをはじめロシア全国人民に「テロリストにたいする攻撃」として位置づけられ、チェチェンに侵攻する強硬策は国民の支持を受けた。

このような世論動向は1999年10～11月にモスクワで生活した筆者

にとって、当然の結果であったようと思われる。連日、テレビ、新聞などのマスコミでチェチェンへの介入の必要性、正当性が訴えられ、「実情」が報じられた。すべてのアパートの表玄関にはアパート爆破犯の指名手配モンタージュが掲示され、自警団さえ組織された。地下鉄の駅や爆破された繁華街、官庁街、クレムリン周辺では数限りない警官が見回り、道路の検問も厳しい。外国人や中央アジア系とおぼしき人間にたいする尋問だけでなくロシア人にも目を光らせ、道路の真ん中で車の荷物やトランクを開けさせる検査は日常茶飯事である。10月26日付の大衆紙は、過激派の指導者バサエフの首に懸賞金100万ドルがかけられたことを報じている。アパート連続爆破事件の真相は明らかになっていないが、政府・首相への国民の支持、チェチェンへの敵意を確定するうえでこのうえない役割を果たしたことだけは間違いないだろう。ロシアナショナリズムの高揚、強い国家への支持と相まって、チェチェンへの政府の強硬姿勢も国民の支持を受けたのである。

プーチンの支持率と12月下院選挙に向けた選挙キャンペーンはこの動きを如実に反映する。度重なる首相の交替、知名度と保安局出身という出自の暗さから支持率の低かった

プーチン首相の支持率は驚くほど高い伸びを示した。週刊紙『異論』(1999年10月、No.40)の世論調査によると、10月中旬にエリツィンへの不支持は88%と圧倒的であったが(支持率3%)、プーチン政府への支持率は51%で、9月中旬よりも実際に30%も上昇した。支持率はチェチェン紛争の激化とともに増加傾向を示したのである。

プーチンへの支持は、政党支持率、下院選挙にも大きく影響した。かれが支持する大統領側の政党「統一」(ショイグ非常事態相を代表とし、10月初旬に結党大会)は、ほとんど支持率のないところから急激にその支持を拡大した。これと対照的な動きを示したのは、「ヤブロコ」の支持で、平和裡の交渉を口にした途端、その支持を失った。

もっとも、ロシアの知識人の意識がすべてプーチンの行動を支持したわけではないだろう。現に、私の知人の多くはロシアもチェチェンも野蛮であると主張する。軍事費が膨張した予算も国民に受け入れられてゐるわけではない。軍事行動を隠れ蓑にチェチェン向け予算は横領されてゐるという見解は66%も支持されている(『異論』1999年11月、No.44.)。反戦と政治的対話、軍事費にたいするチェック。これらがいかに正当なものであろうと、爆破事件の戒厳体

図表 プーチン政府にたいする国民の意識(地域社会学研究所の3000人への聞き取り)

	1999年9月10～12日	10月中旬	10月15～17日
プーチン政府を支持	21%	51%	60%
プーチン政府を不支持	16%	14%	10%
分からない	63%	35%	30%

〔出所〕『異論』1999年10月、No.40, No.41.

制下で、受け入れられる雰囲気にはなかった。

プーチンへの傾斜とその行方

1999年12月19日下院選挙の結果、比例選挙区得票率は、共産党 24.3%、「統一」 23.3%、「祖国——全ロシア」 13.3%，右派勢力連合 8.5%，「ジリノフスキーブロック」 6.0%，「ヤブロコ」 5.9% であった（『独立新聞』1999年12月30日）。選挙の前評判と結果を対比すると、共産党、「統一」、右派、「ジリノフスキーブロック」は勝利したと言え、その最大要因はチェチェンへの政府の強硬姿勢の支持であり、残りのふたつは敗北で、チェチェン・政府批判がすべてであった。この対照性は軍の影響力が大きい地域で明確であった（『独立新聞』1999年12月24日）。とりわけ、勝利した政党から支持を受け、「統一」を勝利に導いたプーチン首相は最大の勝利者であった。言い換えれば、人々は政策で政党を選んだのではなく、チェチェンにたいする姿勢、プーチンの行動を基盤にして政党を選んだことになる。

この過程での、政府寄りのマスコミのスタンスも見逃せない。政治研究所の調査によると、プーチンにとって有利なニュースが流れ、マスコミがかれの知名度に著しくプラスの役割を果たした。とくに有利なニュースは、チェチェン侵攻、西側

にたいする厳しい対応、賃金・年金の支払い、安定したルーブルレートであった（『セボドニヤ』2000年1月11日）。だが、愛国主義的な立場が強まり、テロにたいする政治交渉を主張するものが「人民の敵」と見なされるならば、プーチン支持が強まる過程は、かつての権威主義体制・スターリン台頭過程になぞらえる見方も提起されよう（『ザフラ』1999年11月、No.45）。

12月31日エリツィンは大統領を辞任し、プーチンが大統領代行に就任した。プーチンはインターネット上で自身のプログラム「1000年の境にたつロシア」を公表し、ロシアには強い国家権力が必要であるとする考えを公にしている。明らかに、ソ連を想起させるような強い国家、権威の確立という考え方方が国民の支持を受けているのである。

さて、北カフカスにおける軍事行動には3つのシナリオを描くことができると言われる。第1は、春までに戦闘が終了し、チェチェンを連邦政府の意思に沿った政治・行政的管理に移行する。第2は、テロ集団殲滅に必要な限りで戦闘が長期化する。第3は、泥沼化する軍事紛争に積極的にNATO調停団が関与し、紛争は国際化する。当然、政府のビジョンは第1であるが、紛争の経緯から第2のシナリオの可能性も大きい（『独立新聞』1999年12月31日）。それどころか、ロシア側の被害の大き

さ、ロシア兵の士気・国民の戦争にたいする支持の低下が明らかになると、プーチンへの支持も低下しかねず、3月の大統領選挙への影響も大きい。マスコミの影響が大きいだけに、チェチェンでの作戦失敗、西側の介入、ルーブルレートの低下はプーチンにとってマイナスイメージになり、致命傷になりかねないのだ（『セボドニヤ』2000年1月11日）。

こうして、チェチェン紛争の行方はロシア社会、ロシアの市場形成の行方を規定するほど大きな意味をもつに至っている。しかし、仮に現時点でもっとも有力な候補者プーチンがロシア大統領に選出されても、政権の安定化にはなおハードルがあるだろう。まず、プーチンを支持する層が愛国主義・国家主義・保護主義で一致したとしても、内部には多様な利害が含まれ、必ずしも政策が一致しているわけではない。また、政治にたいする地方政府の長の影響力は拡大している。政党も地方政府の長の支持無くしては成り立たない。地方政府の長、政府、議会のうち、国民が最も信頼をよせるのは地方政府の長である（『経済と生活』1999年12月、No.50）。政策面の不一致と国民の意識は、強く安定した国家の形成が容易でないことを示唆している。

（溝端 佐登史 所員 京都大学）

◆コソボにて

コソボにUNV（国連ボランティア）として赴任して3ヶ月。スケンドライという町で越冬対策のための

緊急援助プロジェクトに参加している。スケンドライはコソボのほぼ中央に位置し、このエリアはドラニツ

ツアと呼ばれ紛争が最も激しかった場所である。武力闘争のきっかけとなつたセルビア兵士によるアルバニア人教師射殺現場の学校、そして解放のシンボルとして語られるコソボ解放軍の英雄、アデム・ヤシャー

リーが討死にした場所などもこのエリアに含まれる。

我々の任務は零下20度近くまでになる厳しい冬を住民が越せるよう、住居の修復を助けることにある。具体的には建築資材の配給であるが、このプロジェクトは国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK)の代表であり、国境なき医師団の創設者でもあるクシュネル氏の要請に日本政府とフランス政府が応える形で実現した。またこのプロジェクトは国際NGOであるアドラにより実質上運営されており、UNVとしてまたアドラとしての立場で働いている。

村々の破壊状況はひどい。なぜこんな山奥にまでと思われるような家々にまで弾痕が無数にみられる。全体としての正確な統計は今、手元にはないが、私の担当する村では90%近くの家が焼かれ、人々は壊れた家を部分的に修復して住むか、あるいはUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の配給するテントで生活し

ている状況にある。

集団虐殺に関しては、世界的な報道の傾向としては、NATOによる空爆の正当化手段にすぎないとして、その実際を疑問視する声が多い。しかし村々を回り、多くの傷ついた人々や掘り起こされるマス・グレイブの現場を見るとき、少なくとも、激しい暴力がこの地を覆い、多くの非戦闘員が犠牲になったことは事実であろう。

軍事的介入の責任

ただ、NATOのおこなった行為がコソボという社会のこれからにどれだけ貢献するものであったのかには疑問が残る。NATOによる空爆は、道徳上の問題はさておき、1999年までの混乱を収斂させるための短期的な政治手段としては効果があったとはいえるであろう。しかし、紛争とは暴力が顕在化している状況のみならず、それを生み出す背景をも含む全

体的な社会の疾病であるとするとき、さて彼らはこの社会、アルバニア人のみならずセルビア人をも含むコソボ全体に対しどこまでの責任を負えるのだろうかと考える。

あるフランス軍将校がいった「コソボはレバノンに似ている」という言葉は、今回の紛争への介入の限界を象徴している。つまりそれはNATOが撤退すれば紛争が再発するであろう危機感であり、そして国連決議1244にみられるように国際社会はコソボの独立を認めていない、しかしコソボがユーゴの一部として残りうる可能性は少ないというジレンマの中で、明確には介入への終止符を打てない不安定さである。

NATOによる圧倒的な軍事力による介入は、結果として彼らを、コソボ社会を暴力が顕在化していない状態にするという意味においての安定化の装置として組み込むことになった。アルバニア人とセルビア人の対立といった紛争の根本的原因はここ



セルビア兵に焼かれた家の中に立つ老人

ではNATOという絶対的強者にらみの中に隠されてしまっている。

アルバニア人の憎悪のなかに孤立してしまっているセルビア人社会。そのそれぞれの村の入り口を守るKFOR（コソボ平和維持部隊）の戦車。アルバニア人にとっては解放であり、セルビア人にとっては軟禁ともいえるこの状況を維持するコストを国際社会はいつまで負担しつけることができるのであろうか。

方向性のもてない コソボナショナリズム

この不安定さは住民の生活に、特に社会の方向性の損失という形で影響を与えていた。

紛争後の復興のイメージは、崩された積み木の城をまた組みなおす作業に似ている。つまり紛争によりばらばらになってしまった社会の破片を再編成させる作業である。しかし、すべての要素が残ったわけではなく復興には新しい要素を足す必要がある。どのような新要素がコソボの内部から生じ、国際社会はどのような要素を与えうるのか。これは援助の性格を決定する。なにがコソボの中に残り、なにが欠けたものとして必要なのか。すべてこれは社会全体の未来図があって初めて具体的になってくるのではないだろうか。

紛争終結後半年が過ぎ、とにかく人々が生きていく最低限の保証を援助が担っていた時期は終わりつつある。今後予定されているUNMIKのプロジェクトは緊急援助から社会再開発に移りつつあるが、まずコソボ全体の明確なイメージ作りが不可欠になってくるだろう。この視点を欠いたままの援助はコソボに自治ではなく依存の体質を残すだけである。

独立への障害

また重要な点として紛争終結前に社会を性格づけていた各勢力のバランスが崩れ、新しいパワー・ゲームが生じていることが指摘できる。今コソボの中では3つの勢力が覇権を争っている。まずチト一体制化で支配階級にあったグループ、そしてその後のセルビア人支配の間、アルバニア人の権利を非暴力の立場から主張し続けていたルコバを中心とする民主主義勢力、そして特にこの2年間武器をもって戦ったコソボ解放軍の勢力である。

現在UNMIKは地方自治レベルでの選挙を準備中であり、その目的は今後の社会の再開発において、住民自らに責任を負わせる体制を作ることにある。しかし今後、全コソボレベルでの選挙がUNMIK統治以後の社会建設に不可欠であり、そのとき国際社会はいかなる位置付けをコソボに対して行うのであろうか。

社会の再建設には共通の我々意識をもたせる装置としてのナショナリズムと、その社会を実際に機能させる実行体としてのステート、その双方が必要である。コソボにおけるナショナリズムはアデム・ヤシャイリに象徴されるような反セルビア人感情を軸に形成されている。もちろんこれはコソボ内に存在するセルビア人社会を含みうるものではなく、各地に点在するセルビア人社会をいかに取り扱っていくかに関してのビジョンは存在していない。

またそうしたネイションを実際に機能させるシステムとしてのステート作りに関してはコソボは大きな障害を抱えている。それは戦前から続く経済的基盤の弱さである。もとも

とコソボはユーゴ内部においても經濟的後進地域であり、こうした格差がユーゴ分裂のきっかけとなつたが、コソボは人口200万と市場が小さく、また近隣との関係も良好ではない。産業の再建と雇用の確保が急がれているが、それを支えるインフラもマーケットも存在していない現状では、海外からの援助と出稼ぎ労働者からの仕送りのみが經濟を動かす手段であり、社会を自らで支えすることは現実的に見て厳しい。

民族紛争の後始末について

現在世界各地でエスノナショナリズムの高揚とそれを土台とした闘争が広がっている。そこでは従来までの国家枠を自らの自由を制限する足かせとして捉え、そこからの解放、新しい我々の創生が叫ばれている。しかし彼らの前には二種類の障害がその紛争後に待ちかまえていることをコソボのケースは我々に教える。

一つは紛争が終結したとして、いかに社会を自力で組み立て直すことが出来るか、こうした地域は元々經濟的に遅れており、また市場規模も小さく、独立は将来の発展を約束はしない。また二つに国際社会がそうした地域にいかなる位置付けを与えることが出来るか、これは第一の条件を支える必要条件である。

しかしコソボのケースが示すことは、ロシア、中国の反対にみられるように、他の同じような民族問題を抱える国々、分裂の危機をはらむ国々の抵抗が大きい。紛争に関わる学問もまた、紛争終結後の社会再建築の方法論について議論する必要があるだろう。

（泉谷 晃 所友

国連ボランティア）

世紀末不況の本質と オルタナティヴ

不良債権処理の失敗と国際的な制度摩擦によって不況が深刻化し、日本経済は危機に陥っている。グローバルスタンダードへの安易な追随を批判し、対抗戦略としてセーフティネット論に基づく大胆な制度改革を提言する。



KANEKO Masaru
金子 勝

今不況の特徴

国・地方を合わせた隠れ借金は、来年には645兆円にのぼるといわれています。財投を含めると隠れ赤字は700兆円を超えるものとなり、GNP500兆円の1.4倍近くの赤字が累積する異常な事態になってきました。麻酔薬を射しながらしだいに沈みはじめ、日本の経済社会は大ピンチの状況になり始めています。この不況は何が通常の不況と違うのでしょうか。病気の原因をはっきりさせないと、対策や治療法、どんな手術が必要なのかを確定できません。盲腸なのに胃袋を切りさいても手術になりません。

不況を深刻化させている要因は二つあります。第一に、不良債権処理の失敗がもたらしたストックデフレもさることながら、処理の誤りが金融システムを麻痺状態に陥らせていることです。1999年7月下旬、金融監督庁の不良債権の公表額は全体で80兆円です。13兆円の償却が行われましたが、減少したのは僅か6000億円であります。逆に正常債権（正常貸し出し先）は40兆円も減っ

て、1割余りの減少になっています。緊急経済対策の66兆円を含めて公共事業に全体で100兆円近くが投入されたにもかかわらず、一向に民間の設備投資も消費も盛り上がりません。依然として金融機関の貸し済りは終わっていません。金融ビッグバンとからんで、現状では地銀、第二地銀、信用組合、信用金庫のレベルにおいて、ペイオフを控えてむしろ貸し済りは進んでいます。「日栄」の問題は象徴的で、都銀などから中小零細企業がはじきとばされざるをえない状況をよく物語っています。

ゼネコンや不動産業の債務は大半が第二分類に入っています。しかし、それらは過小評価があって、不良債権は80兆円どころか100兆円を超える危険性を抱えています。金融機関の貸し出し残高における不動産業、建設業に対する貸し出し比率はバブル以後16～17%，今は20%近くになっています。土建国家の腐蝕の構造が金融腐蝕の構造にオーバーラップしながら、そのブラックホールに大量の公的資金が吸い込まれる構図になってきています。政府は公共事業でゼネコンを支え、ゼネコンの儲けた金はどうなっているかといえば、収益の半分以上は銀行への返済に充てられています。

さらに問題なのは、下請けにたいして単価切り下げ、代金未払いを含めてしわ寄せをやるばかり

か,もっとひどいことに単価切り下げをしたうえで一次下請けに丸投げし,たんなるピンハネしかやっていないことです。また,銀行とゼネコンと不動産業者が一蓮托生の関係にあって,ついには定期借家権まで導入するにいたっている。それに対してほとんど反対がおきていないという,きわめて遺憾な事態になっています。

このような金融システムあるいは信用や資金の供給に生じている問題とともに,第二に,グローバルスタンダードである金融ビッグバンと国際会計標準(IAS)の導入がこの不況をさらに深刻なものにしています。典型的には国際会計標準のなかのキャッシュフロー経営と呼ばれるアメリカ型の短期の現金重視型の経営を2000年から2002年にかけてやろうとしています。

時価会計主義とキャッシュフロー経営と年金債務開示義務がセットになった国際会計標準は,日本の企業関係を大きく解体へと向かわせるでしょう。企業会計に時価会計主義を適用すると,系列会社の株式の含み益が一気に表面化します。この結果,自己資本利益率を下げるうことになり,株価を下げるきっかけになります。系列関係は大きく動搖して行きます。例えば,住友商事は1000億円の株式を売却し,系列解消を少しづつ進めしていくと発表しましたが,中小企業には大きなプレッシャーを与えはじめています。

さらに年金債務の開示にいたりますと,いままでは毎年の年金拠出金を損金扱いしていくだけでもよかつたのが,今の雇用者に将来払わねばならない年金債務をぜんぶ計上したうえで,その運用益との差額を現在価値で開示しなくてはなりません。日本の厚生年金は,報酬比例部分の一部について,企業による代行を認めています。そこに企業年金も一緒になっていますが,1990年以降つぎつぎと企業の自主運用を認めたために,両者の境界はきわめて曖昧なものになっています。この自主運用による厚生年金の積立金の不足は,大和総研の試算で75兆円,外資系証券で80兆円と見積もられています。金融機関の不良債権とおなじ規模の積み立て不足を抱え,2001年3月,財務諸表に全部開示しなくてはならず,一気に表面化する危機がせまっています。401Kや確定拠出型年金では,運用利回りだけを事後的に給付すればよ

いので,企業にとって赤字が出ません。アメリカ型年金の導入を急いでいるのには,そんな背景があります。

それでは,政府は何をしているかというと,現物拠出という制度でごまかしています。企業の保有する上場株式を,厚生年金の拠出金とみなすというものです。企業の保有株式と年金積み立てとは,実際には何の関係もありません。にもかかわらず,積み立て不足という現実を消してしまいます。この制度は,不況のもとで積み立て不足が増大していきつつある事実を見えないところに潜らせててしまう危険性があります。

したがって,現行の積み立て金の運用益から給付する方式から,税方式への転換がないかぎり,年金はもちこたえられないことは明らかです。税方式といっても,自由党の主張する消費税方式ではありません。拠出税方式,社会保障税方式です。

この問題は1988年のバーゼル合意によって自己資本比率規制を受け入れたことと同じパターンになっています。あの時,銀行には巨額の含み益があり,クリアするのは何でもないと考えていましたが,甘い幻想に過ぎなかったのです。今度は会計上の粉飾で公的年金制度をドブに突っ込もうとしています。年金に対する人々の不安は,グローバルスタンダードと密接にからんでいるのです。

グローバルスタンダードへの対応

時価会計によって系列を解体し,開示によって年金制度を崩壊させ,キャッシュフロー経営というアメリカ型経営を押し進めれば,雇用リストラと設備投資の抑制は必然的におこってきます。連結キャッシュフロー計算書というのが2000年3月に導入されます。すでに9月から大手企業はキャッシュフロー決算をはじめています。三菱重工の5000人,NTTの2万人超,これに日産を含めて30万人弱,さらに系列をふくめれば40万人か

ら50万人が確実となった雇用のリストラ計画が公表されています。キャッシュフローでは、現金収支を黒字にするために雇用の削減を恒常化させます。アメリカではすでに300万人のリストラが行われてきました。このような状況が進行していくば、やがて数年後には、法人減税かリストラかという不毛な対立図式が現れるでしょう。

また、短期的収益が上がらない投資はしない、確実な投資でなければしない、ということで、例えばGEは収益の半分をGEキャピタルというファイナンス会社で上げ、採算のよくない部門は容赦なく切って捨てるという行き方をしています。

日本でも過剰設備、過剰雇用、過剰負債ということがいわれていますが、例えば過剰設備を整理するといつても、何が過剰なのか分からぬ。供給側が失敗したのか、需要不足で生じたのか、分からぬのです。過剰の定義を、短期の現金収支を示すキャッシュフロー計算書に求めている限り、設備投資の抑制は当たり前のことなのです。長期的視点で考えないのであれば、消費や設備投資がマクロの数字で一向に改善されないのも当然なことと言えましょう。これを公共投資と住宅投資で支える、あるいは外需に依存していくとなるのでしょうか。9月に公共投資の前倒しが切れてマイナス成長に転じたことをみれば、事態は明らかです。いわゆるグローバルスタンダードに依っていけば、いつまでも公共投資と住宅投資を続けるをえないのです。645兆円の赤字、財投を含めると700兆円にならんとする隠れ赤字、こうした膨大な借金を永遠に膨らませて行かざるをえません。このことに対する批判がほとんどみられないのが問題です。

さらに、金融システムの破綻問題も終わったわけではありません。長銀には4兆円以上の公的資金が投入され、日債銀には同じかやや少なぬの資金が入ります。公的資金の枠は60から70兆円に膨らんでいます。これから信用金庫・信用組合の破綻に対しても投入せざるをえません。この状況で、ペイオフというアメリカ以外では行われていないスタンダードが適用され、これに自己資本比率規制4%が加わります。中小金融から資金が逃げ、貸し出し不能になるのは当たり前のことです。合併などを進めようとしていますが、優良な

ところほど、身を守ろうと貸し済りに走ります。

こうした悪循環の行きつく先は、想像できないほどの感覚麻痺であります。4兆円以上を投入した長銀が、リップルウッド・ホールディング社に10億円で売却される、日本一身軽な投資銀行がアメリカに売却されるという極めて異常な事態になっています。多くの国民は怒ることにさえ麻痺しています。麻酔を超えて大麻やコカインの領域に踏み込んでいます。主流派経済学者、新古典派経済学者たちは破廉恥なスタンスをとり、批判経済学の側は沈黙をきめこんでいます。

安易にアメリカンスタンダードを受け入れれば、混迷が続くばかりです。国際会計標準の中でもキャッシュフロー計算書は断固として拒否すべきです。確かに透明な企業会計、含みを排除した時価会計、年金債務開示は必要ですが、あくまで必要な制度改革を行いながら自分たちのペースでやるべきことなのです。その中にアメリカンスタンダードを紛れ込まそなどとはとんでもないことです。もちろん、ペイオフやキャッシュフロー経営は拒否しなければなりません。例えばペイオフなど、アメリカ以外の先進国ではどこもやっていません。格付けを下げるという暴力的な脅しで迫ってきますが、腰砕けになってはならないのです。終身雇用を探っているという理由でトヨタの格下げをやりましたが、WTOのシアトル会議が失敗したように、アメリカンスタンダードに安易に屈してはならないのです。わが国政府のように腰砕けになれば、不毛なナショナリズムをよびおこし、国旗国歌法案とか通信傍受法案のような、つまらないナショナリズムに翻弄されることになります。

対抗戦略としての セーフティーネット論

リスクを特定し、これに厳しい批判を投げかけ、対抗提案を掲げる必要は、今をおいてありません。雇用リストラと年金債務開示義務をこのままやっていけば、2025年社に会保障制度が存在

していると考えるのは、ほとんど宗教的信仰に近いのです。現物拠出というまやかしで、積み立て不足を膨らませ、気がついたらすべて潰れていたということになりかねません。民営化もへたくれもありません。キャッシュフロー経営がこれ以上雇用を流動化させれば社会保険を払わない人々が数百万人の規模で生じてくるでしょう。中高年層を中心に300万人も失業すれば、近いうちに雇用保険は破綻します。国民年金はすでに23%が未払いになっています。2025年には、リストラされた中高年齢層は後期高齢者となります。派遣労働者は増大の一途で、この人たちの支払い義務はありません。労働者派遣法は努力義務をうたっているものの強制力を備えていません。社会保険コストの削減しか頭にないのです。

1999年11月の高卒の就職内定率は41%です。北海道では17%，大阪もたいして違いません。東京でも都立高校就職組の半分以上はフリーターになっていると言われています。高卒男子が、フリーター市場になだれ込み、コンビニやスーパーのレジ打ちに参入してきています。彼らは社会保険料を払うことなどできません。これでは、年金、雇用、健康すべての保険が立ち行かなくなります。これではオランダ方式以下です。

こうした状況の中で、起きていることを感じとれないという感覚マヒがひろがっています。セーフティーネット論を手がかりにしながら、制度改革をすすめ、底割れを防ぐことが優先されなければなりません。高度成長路線をとればとるほど、財政赤字の泥沼にはまって行きます。

日本では1994年を頂点にして、例外なき規制緩和論というのが吹き荒れました。しかし、それだけでいいのでしょうか。保守派でさえセーフティーネットといふことをいっています。それで私は、「人間の経済合理性の限界」と「本源的生産要素の市場化の限界」とを結びつけて、より体系的なセーフティーネット論を展開しました。実際、非市場的な制度の束が存在しないと、バブルとその破綻の累積過程に典型的に見られるように、人間は絶えず他人の行動をうかがいながら行動せざるを得なくなり、それが市場経済を著しく不安定化するために自己判断力を失って、一層他人の行動を目安にして動かざるをえなくなりま

す。それがまた市場を不安定にして、悪循環のプロセスに陥ってしまいます。それゆえ、弱者救済を含めて、社会的公正をみたすがゆえにセーフティーネット（とそれに連結する制度やルール）は人々の信頼を得ることができ、それによって、はじめて市場競争も安定して機能するという相互補完関係にあります。そこに問題の本質があります。

マルクス経済学が破綻し、ケインズ経済学の底も見え、新古典派の誤りがみえてきた今、セーフティーネットのような保守派の概念をも逆手にとって、内在的批判を繰り返しながら、新たな批判経済学による対抗戦略を構想していくことが何よりも重要になっています。

さて、セーフティーネットの張り替えは、多岐に及んでいます。例えばアジアの通貨や貿易において、きわどい選択肢を迫られています。為替リスクを共有する枠組みを作っていくべきだと思いますが、ひとつ間違えると、「大東亜共円圏」のような議論になります。真っ向から批判をしないと、無謀なナショナリズムのエネルギーに火をつけかねません。形式的にも対等平等な共通通貨単位を設定し、自国の利益だけを優先した円の国際化論を避けて進むべきです。それも幾度かの通貨ショックを経なければ実現しそうもないことではありますが、理想は高くもつべきです。

ところで、公的資金の金融機関への投入は、もっと早く経営者の責任を問いつつ行われるべきでした。1994年から95年にかけて刑事罰にかかりかねない銀行経営者を無罪放免にしたのは、公的資金の投入は農協救済だと反対した主流派経済学者の責任に帰せられるべきでしょう。反税意識や小さな政府という主張をたくみに使って、銀行経営者の経済犯罪を告発不能に導いている主流派経済学者がいます。同じ手口で1994～1997年に官民一体となった会計の粉飾が行われて以來、経済戦略会議は銀行経営者の責任を3年間棚上げにしました。今後3年銀行が潰れなければ、そのあとはなんの責任も問われないというわけです。

過去を振り返っても、1930年にグローバルスタンダードに従って金解禁が断行されました。大不況によって崩壊、迷走から世界戦争への道へ

まっしぐらに突き進むことになりました。これから金融ビッグバンや国際会計標準の導入が始まります。ここでアメリカのバブルがはじけでもすると、大変なことになります。わが国には致命傷となるかもしれません。

また、金融自由化の歴史をふりかえってみますと、80年代は銀行中心の金融自由化で、危機は85年のベーカー提案、89年のブレイディ提案による銀行の債務帳消しで何とか納めました。94年末のメキシコ危機では、証券化、グローバル化が進んだために、米国政府は税金を動員して心理不安を抑え込み、外貨準備の不安を閉ざすことしかできなくなっています。しかし、今進行しているインターネットバブル、第三の自由化に対応できるでしょうか。個人投資家が瞬時に動くことに誰も対応しようがありません。ある個人的取引が世界を破滅に導くかもしれないのです。

そのような危険な状況に直面して、EUが個人情報の保護や電子マネー制御問題、さらに遺伝子組替え食品の表示ルールでも独自の考えを示して、アメリカに抵抗しています。アメリカの暴走に対して、いちいち付き合う必要は全くありません。

今日グローバルスタンダードといわれているものに対して、安易な追随は避けなければなりません。麻酔薬を射ちながら滅びていく道をたどってもなりません。時代の大きな転換のなかで、あらゆる常識を捨てて、人々の不安に根ざしながらも新しい道を探り当てる創造的精神が求められています。自分の信じてきたものを、一つ一つ見直してみる必要があります。捨てるなどをためらう必要はありません。捨てたとしても、新しいコンセプトのなかで形を変えて、そのメッセージは生き延びていくからです。

制度改革の提言

制度改革に関して言えば、情報技術に乗ったバブル的産業政策だけでは不充分です。ワークシェ

アリングということも視野に入れるべきです。連合もとりあげるようになってきましたが、経営側に対する経営チェック能力をもたないまま労働組合が主張しても単なる時短や賃下げに終わる危険性があります。労働組合をNPOのひとつとして、労使間のルールを確立していく上での対抗勢力として甦らせなければなりません。そして中高年をリストラに追い込んで行く様々な陰湿な事態を防ぎながら、人権と民主主義を正面から掲げつつ労働組合がワークシェアリングを取り上げて行かねばなりません。

他方、現在行われている公共事業を中心とした景気対策には、明らかに限界があります。国債の多発はやがて値崩れを引き起こし、長期金利の上昇を招くのは必至です。アメリカに流れた資金は、もしアメリカのバブルがはじけると、日本に奔流のごとく回帰し、ハイパーインフレを招き、そうなると脱け出す道はなくなります。

それを避けるには、将来不安をとりのぞく社会保障を基点に、分権化し、外部監査をしっかりと確立し、情報公開を進め、無制限な財政赤字の膨張に何としても歯止めをかけなければなりません。

分権化によって地方自治体の役割は飛躍的に高まります。少子高齢化によっていらなくなった保育園や小学校を高齢者施設に変えることや、駅に近いところに保育園を増やすことなど、地域のニーズに即して動く余地は大きいのです。労働組合も人員の再配置も含めて、住民ニーズに合った行政の改革に関わって行かざるをえません。このままでは地方公務員にもリストラが及ぶことは明白です。そこで積極的に住民のニーズに応え、分権化の要求に応えながら、地域経済の活性化を図っていくのか、それとも大規模な公共事業を引っ張り込んで人員の確保と予算の獲得を狙うのか、地方公務員の矜持の程が未来を左右するでしょう。

もちろん、大規模な公共事業はもう止めなければなりません。地元に必要な少子高齢化の時代に合った小規模な公共事業を積み重ねて行くことこそが求められていることであって、ゼネコンの大規模事業によってやがてツケがまわってくるような政策に加担してはならないのです。歪みの多い

市町村単位の介護保険、湯水のごとき大規模公共事業、地域振興券のようなプレミアム付き商品券のバラマキ、あるいは土地開発公社がゼネコンや企業の焦げ付いた土地を買いに走る、トバシに加担して赤字を知らぬ間に累積させるような愚鈍なことはもうやめるべきです。地方自治体に働く人々が、積極的に情報を地域住民に開示し、異常な事態を回避すべきです。それが議員や首長のタカリや汚職に歯止めをかけることになるのです。

さらに、年金制度については、現行保険料を所得に比例する拠出税に転換する必要があります。400兆円に及ぶ積み立てを取り崩しながら、30年から40年かけて全国単一の社会保障基金制度を創出すれば、401Kなどという不安定なもの導入する必要は全くありません。拠出税方式にすれば、かえって自己決定を高めるのです。個別に生じている積み立て不足を覆い隠すのではなく、透明にしてトータルで解決しようとすれば、これ以外に選択肢はありません。その後は経済成長スライド方式で、年金給付額は現役世代の所得上昇率にリンクすることになります。これで世代間連帶を社会化することになります。

このままキャッシュフロー経営に突っ込んで行けば、2025年には現在の社会保険がすべて崩壊する危機がきます。それを乗り切るには、社会保険制度は単純だが一人一保険証というシステムを確立せざるを得ません。労働力の流動化という時代転換を迎えて、雇用形態のいかんを問わず、フリーターであろうが、派遣労働者であろうが、自立した個人として扱かわれなければなりません。当然ながら、企業も社会保険コストを拠出することになります。そのように社会保険制度が全ての人に行き渡る仕組みへと変えていきます。今まで

の国民国家を単位としたナショナルミニマムという発想だけではなく、生産点や生活点でのリスクをシェアしていく分権化した政府体系を創り出しながら、行政の重点を対人社会サービスへと移行していくべきなのです。

昨今規制緩和が叫ばれていますが、銀行やゼネコン、医師会といった既得権益には全くメスがおよんでいません。先般診療報酬の引き上げがおこなわれましたが、主流派経済学者は何一つ声をあげようとはしません。弁護士や会計士と比較して、医師には何の規制緩和も及んでいません。既得権益をそのままにした極めて偏った規制緩和が進行している事態に怒りの声をあげる必要があります。健康保険の仕組みそのものが危機に瀕しているにもかかわらず、信じられないような事態がすすんでいます。このような既得権益の構造を崩すためには、本格的な分権化が求められています。

ところが、国民の前には偽りの選択肢しか与えられていません。例えば、介護保険にしても、ドイツのような全国保険でやるのか、スウェーデンのような地方税方式でやるのかどちらかしかないので。年金改革も全く同じです。地方に財源を与えて、地方税方式を基盤として地域社会を作り上げる核にして行きます。環境ビジネスも同じ視点から考慮されなければなりません。経済成長を中心主義から脱し、雇用を確保しながら地域づくりを進めて行かなくてはなりません。こうしたオルタナティヴの考え方が、今日最も求められているのです。

(本稿は、1999年12月26日研究所自由大学院発足記念シンポジウムでのご報告を、編集局でまとめたものです。)

(かねこ まさる 法政大学経済学部)



特集 「『市民社会』の周縁」によせて

本号の特集は、前号の特集「『市民社会』を問う」の続編にあたる。前号で「市民社会」論を全体として、いわば原理的・歴史展望的にとりあげたのに対して、本号ではやや視点を変えて、経済的地位・年齢・ジェンダー・身体的属性・民族・文化・その他の諸条件によって相対的に自立が困難な状況下に置かれた人々の現状分析を通じて、現代日本における「市民社会」化の実相の探求を試みている。

市民社会論では「近代的主体として自立した個人」が主役を演じる。この自立を単に「国家からの自立」の側面からだけでなく、より積極的な自己決定のための現実的諸条件の側面からとらえるならば、そこには安易な楽観を許さぬ多くの障害が山積している。「市民社会」という概念が、経験的あるいは規範的概念として、現在の日本社会の現実を把握するうえで、どこまで有効性をもつうかるかを問うためには、自立を阻むこれらの障害を一つ一つ具体的に検討してゆく必要がある。

誤解のないように言えば、今回、通念上「市民社会」の「周縁」に位置するとみなされている諸階層を主題としたのは、こうした諸階層の「弱さ」を強調して、「市民社会」の虚構性を「暴露」するためではない。「周縁」に焦点をあてたねらいは、何よりもまず、現代の日本の「市民社会」が直面する諸問題の多様性・多面性を明らかにする点にある。そこでは、「市民社会」化が遅れているがゆえの困難と「市民社会」化が進んだがゆえの病理、先進資本主義諸国が共通して抱える課題と、日本に特有の歴史的事情に根をもつ課題とが、絡み合い、相互に作用を及ぼし合うことによって、きわめて複雑な様相を呈している。また、「周縁」というのはあくまで一つの便宜的な表現であって、特定の「中心一周縁」シェーマに立脚しているわけではない。両者の区分は相対的・流動的なものであり、特集中で幾人かの論者も指摘しているように、今日の「周縁」が明日の「中心」になるという見方もある。

以下では、「周縁」諸階層として具体的に、高齢者、障害者、部落民、請負労働者、若者、中学生、女性、永住帰国した中国残留孤児、在日朝鮮人をとりあげている。「周縁」の全体を概観するにはほど遠いとはいえる、それでも状況の多様性の一端をうかがう手がかりにはなるはずである。

横山論文は、高齢者福祉における「市民社会」論の積極性を評価しつつ、福祉を担う市民的公共空間を、保険制度等をめぐる国家的な制度改革と結びつける必要性を提起している。佐藤論文は、市場経済では誰もが潜在的に「弱い」個人であるという認識から出発し、障害者の自立のための社会的支援として実践されてきた障害者雇用制度や共同作業所の経験が、将来の社会の「中心」の一画を占める可能性を展望している。奥山論文は、第二次大戦後の部落民の状況には着実な改善がみられるとして、部落民たることを理由とする排除・忌避の一掃という意味での部落問題はその解決に向けた「最終段階」にあると論ずる。白井論文は、派遣業務自由化の中で増加傾向にある請負労働者の状況を現地調査に基づいて検討し、それが柔軟な就労形態を可能にする一方で、「ピンハネ」などの前近代的慣習を存続させる温床となる危険性を指摘している。宮内論文は、過剰に浸透した競争主義や、無限の欲望を生み出す「高度消費社会」が、若者の暴力化・「棄民」化をもたらしていると懸念する。高村論文によれば、進む中学校の「家庭化」に対して公共性の回復が叫ばれているが、学校を社会に「開放」するためには人と人との有機的なつながりをもった生きた地域が不可欠である。雪田論文によれば、夫・恋人による女性への暴力に対する取り組みは未だ端緒的段階にあり、避難場所の確保、啓発・教育活動と、これらを促進する女性の側からの立法提案が必要とされる。中原論文は、帰国永住した中国残留孤児に対する生活保護制度の役割と問題点を、残留孤児の自立に際しての具体的諸困難に触れつつ考察している。最後に、笠井論文は、短文ながらも、在日朝鮮民族の「市民」性に関わる重い問い合わせである。

執筆者のうち、雪田氏は弁護士、奥山氏は部落問題研究所員、中原氏は自治体職員であり、これらの諸氏の論考は裁判・運動・職場等での実際の経験をふまえたものである。各論文は、必ずしも「市民社会論」を直接主題にしたものではないが、市民社会論争を日本の現実に根ざしてより高い次元に発展させてゆくうえで、示唆するところが少なくないであろう。

(森岡 真史 本誌編集局長)

高齢者福祉問題と 「市民社会」論

高齢者問題が普遍的な性格をもつにつれ、その現われ方にも変化が生まれている。そのことを端的に示した介護保険の検討を通じて高齢者福祉問題の「市民社会」論的アプローチの意味と課題を検討する。



YOKOYAMA Toshikazu

横山 寿一

はじめに

高齢者は、障害をもつ人や子ども、母子・父子家庭などとともに社会福祉の主要な対象に位置づけられている。これらの人々には「社会的弱者」なる呼称がつけられ、行政のみならず国民の側ももっぱら救済すべき対象とみなしてきたし、現在も基本的にはそうである。本特集で「市民国家」の「周縁」の一角に高齢者問題がとりあげられたのも、おそらくかかる状況を踏まえてのことであると思われる。

確かに「市民社会」を「自立」した個人としての市民から構成されるものとして考えるならば、「自立」していない「社会的弱者」は「周縁」に位置づけられる他ない。しかし、同じ人間を「弱者」と「強者」に区分するような差別的関係を乗り越え、それを創り出してきた国家や市場と対峙し、眞の平等性を相互に承認しあう新しい社会的関係をめざすものとして「市民社会」を考える時には、高齢者等の問題は「周縁」ではなく「中心」

の位置を占める。つまり「周縁」と「中心」は、「市民社会」をどのように描くかで全く異なってくる。また、これらの問題は、社会の変化とともにその性格を変化させる。とりわけ高齢者の問題はその変化が顕著である。高齢化の進展によって、高齢者の問題はもはやマイナーな問題ではなくなっている。つまり社会の変化とともにその問題の位置も変化する。

小論では、これらの点を整理したうえで、介護保険をめぐる動向に現れた高齢者福祉問題の新しい変化の分析を通じて「市民社会」論的アプローチの意味と課題について考えてみたい。

I 「市民社会」論をめぐる 若干の整理

はじめに、近年の「市民社会」をめぐる議論について若干の整理をしておきたい。というのは、上記のように「市民社会」をどのように描くかで高齢者問題の位置づけが異なるからである。

浅野清・篠田武司は、近年の「市民社会」をめ

ぐる議論で用いられている「市民社会」概念は、従来のそれとは異なる新たな概念であるとして、代表論者の定義を踏まえてその特徴を次のように整理している。第一は旧来の「市民社会」＝「ブルジョア社会」とは一線を画した「市民社会」概念であること（具体的にはドイツ「市民社会」論争から生まれた新語である *zivile Gesellschaft* や *Zivilgesellschaft* を使用）。第二は「市場経済」の領域とは区別された、さらにいえば「市場経済」とは対立するものとしてとらえられていること。第三は「市民社会」による「市場経済」に対するコントロールが重視されていること。第四は「市民社会」の領域は「市民」がつくりだす「公共空間」として設定されていること。第五は経験的であると同時に規範的概念として捉えられていること¹⁾。

以上の整理から、近年の「市民社会」論には、諸個人あるいは諸集団の連帯による自立的な公共空間を形成・発展させることを通じて「国家」と「市場」を相対化し、諸個人の多様性を承認したうえでのアイデンティティの確立をめざそうとする問題意識を伺うことができる。浅野・篠田がその代表論者の筆頭にあげた坂本義和の主張にそのことが端的に示されている。坂本は「市民社会」を「人間の尊厳と平等な権利との相互承認に立脚する社会関係がつくる公共空間」と定義し、この公共空間の形成・発展を通じて、市民を相対化しアイデンティティの空洞化をもたらす市場を市民社会によってコントロールして逆に市場を相対化する必要があること、総じて国家と経済を人間的な社会のなかに組み込むことの必要を説いている²⁾。

ここで注目しておきたいのは、浅野・篠田が上記の第二の特徴づけに関連して坂本の議論を評価しながら次のように指摘している点である。すなわち、「坂本論文では『市場経済』との区分のうえで『市民社会』概念が提示される。これは重要な区分である。けだし、ドイツで行われている『市民社会』論争の場合を除いて、とりわけ近年の日本では、『市民社会』と『市場経済』＝『ブルジョア社会』とを区別する意識が希薄のまま、市場経済万能論＝規制緩和論が社会の活性化論と同一のレベルで主張されているからである。この

主張の背後には明らかに市民社会と市場経済の領域の同一視が存在している」³⁾。

「市民社会」を以上のように国家のみならず市場をも相対化する新しい社会関係をさすものとして考えるとすれば、冒頭に触れたように、高齢者の問題は「周縁」ではなく「中心」に位置づけられる必要がある。ひとまず、この点を指摘しておいて本論に戻ろう。

II 高齢者福祉問題の 基本的性格とその変化

高齢化は、直接には人口構成上の変化ではあるが、その影響は人口構成にとどまらず社会経済の広い範囲に及ぶ。具体的には、個人のライフサイクルから家族、地域、経済、社会制度、社会意識にまでその影響は及ぶ。高齢者の生活に関わる問題は、いつの時代にもあったが、それが社会問題化するのは近代以降であり、国民的な課題として登場してくるのは1970年代以降である。

高齢者の生活問題は、直接には稼働能力の低下・喪失による生活困難をその内容としている。それは、身体的機能の低下に伴う問題であるという点では歴史貫通的ではあるが、労働市場における人為的な制限や差別、非労働力の生存に対する事実上の放棄と結びついているという点では資本主義的な性格を有している。高齢者をはじめ非労働力の生活問題は近代以降の貧困問題における重要な部分であったこと、それは労働者階級の貧困問題として現れたこと、その問題解決には非労働力も含むすべての人間に生存を保障する責任を国家に承認させ、その費用に対しても国家的責任を求める必要があったこと、これらのことがこの問題の資本主義的性格を現している。ここでいう資本主義的性格は、階級的性格と言い換えてもいい。

戦後の福祉国家のもとで社会保障制度が整備されて以降も、この基本的な性格は変わっていない。しかし、1970年代以降の先進国における高齢化の進展は、高齢者生活問題にいくつかの重要な

変化をもたらした。第一は、国民の多くが70～80年生きられるようになり、しかも近い将来国民の2割から3割もが高齢者である社会が到来することが確実になったことで、問題が普遍的な性格をもつに至ったことである。老いは誰も避けられないという点でもともと普遍的な問題であったが、量的な変化がそのことを明確にした。第二は、高齢に伴う介護の問題が深刻化してきたことによって、生活問題は経済問題の枠をはるかに超えた問題として新たな性格を帯びるに至ったことである。つまりこれまで高齢者の生活問題は基本的には経済問題であり、それが福祉の中心的問題であったが、その性格が変化したということである。そしてこの点からも問題の普遍性が一層強められた。

したがって、今日の高齢者福祉問題は根底には階級的性格を有しているが、実態はそれだけでは捉えられない普遍的な性格を持つに至ったということができる。こうした変化によって、高齢者問題は政策的には「周縁」から「中心」へと押し上げられていった。とはいえ、現存の社会構造のもとでは、基本的には非労働力の問題としてみなされる。その意味ではなお「周縁」とどまることになる。

ともかくも、これらの変化は、福祉国家の生活保障システム、具体的には高齢期の年金、医療、介護に関わる利用・提供システムに転換を迫らずにはおかない。1980年代以降の先進各国の相次ぐ社会保障「改革」は、こうした変化を背景にしている。その「改革」内容は、国によって当然異なるが、おおよそ次のような共通点を持っている。第一は、国家・自治体の集権的システムから様々な意味での分権システムへの移行をともなっていること。第二は、市場メカニズムの導入あるいは非市場的システムから市場型システムへの移し替えが進められていること。第三は、非営利セクターとの連携が重視されるようになってきたこと。第四は、当事者参加や行政に対する市民的監視など、利用・提供における新しい方式の導入が検討されるようになってきたこと。

これらは、一方では問題の量的拡大を多元的な提供体制への移行によって公的セクターの負担を軽減しようとする後ろ向きの対応を含んでいる

が、他方で市民の参加を進めたり、公的セクターでも市場でもない領域を公共的なものとして位置づけるなど、従来の「貧困対策」的な対応とは明らかに異なる積極的内容、ある意味では市民による自立的活動を前提とした対応を含んでいる。これは、問題の普遍的性格に対応した利用・提供システムそのものの転換の兆しとみることができる。これらの様々な要素が、日本では介護保険をめぐる動きのなかでより明確に現れてきた。次にこの点に目を転じてみよう。

III 介護保険をめぐる 動きの「新しさ」

介護保険の導入は、高齢者問題の性格変化に対応した政策選択として位置づけることができる。それは何よりも、高齢化の進展による対応すべき問題の量的な拡大と公費負担の増大を費用負担構造の転換によって軽減しようとする選択であった。保険制度の採用による措置制度の廃止、サービス提供における民間事業者の導入にそのことが示されている。前者はサービスの量的拡大が費用増大に連動するしくみの転換と公費負担比率の半減、後者は公的セクターの整理・縮小という「成果」を行政にもたらした⁴⁾。

だが、これらの転換にはもうひとつの側面がある。それは、介護サービスの拡大にともなう費用の増大分を負担するのが新中間層である以上、利用・提供システムも新中間層の支持を得られるものへ組み替える必要があり、そのための選択でもあったという点である。措置制度の廃止は、救貧的要素とそれと結びついたステイグマを払拭し一般市民の感覚で利用できるシステムへ転換するうえで行政には不可欠の選択であった。民間事業者の導入も、文字どおりサービス感覚で介護サービスを選択し利用できるシステムには欠かせない選択であった。また、市場でのサービス売買を円滑に進めトラブルに対応するためには、監視や評価制度を導入する必要もあった。これらはいずれも貧困で自立困難な高齢者ではなく、自立した個人

の自由な選択行動を前提にしたシステムである。介護保険は、以上のような点でこれまでの高齢者福祉とは大きく異なる「新しい」仕組みをもつものとして登場した。

しかし、実際の過程では違う意味での新しさももたらした。何よりも、介護保険がこれまでの制度と比べてあまりにも制限的な内容であることから国民の間に大きな不安を生み、かつてないほど大規模な運動が生み出されたという点である。しかもこの運動は、保守・革新の枠を超えて高齢者自身をはじめあらゆる階層の人々が自主的に参加するかたちで展開されたこと、自治体と住民が共同しながら進められたこと、糾弾型ではなく政策提案型、さらにいえば施策創出型の色彩をもって展開されたことなどの点でこれまでとは異なる「新しさ」をもっていた。講演会やシンポジウム、懇談会が多数の住民の参加を得て開かれ、「安心して住み続けられる地域づくり」を掲げて自治体担当者を含めて各分野の人々が発言し、介護保険をどう改善するか、介護保険の限界を補うための施策をどうするか、さらには地域の包括的な保健福祉のシステムをどうつくるかが議論されていく、こうした光景が全国各地で展開された。

介護保険の取り組みは、運動の広がり、担い手、要求の内容と質などの点で新しい内容をもっていた。そして、国・自治体への改善要求の運動であると同時に市民の手で新しい公共空間をつくりあげていく運動としての性格も持っていたことが重要である。この点は、非営利組織によるサービス提供の拡大の面からも確認することができる。公共セクターのもつ使い勝手の悪さを克服した高い質のサービスをめざし、他方で市場化の拡大による弊害を押し止める役割も自覚しながら、多くの非営利組織が事業者としてあるいは基準該当サービスの担当機関として指定を受ける道を選択した。そしてそれらが横断的なネットワークをつくる動きも始まっている。

以上の点だけでなく、この取り組みのなかで行政参加、行政監視、サービス評価など市民主導の新しいシステム確立をめざす動きが始まっていることも、もうひとつの重要な「新しさ」である。これは、上述のとおり政府サイドが新中間層対策として持ち出してきた面もあるが、実際にはその

意図を超えて広がり始めている。計画策定だけでなくその実施体制においても市民参加を制度化する動き、福祉オンブズマンの制度化とその広がり、市民運動による事業者・サービス等の評価・点検など、多様な形態をとりながら「見せかけ」ではない実効ある制度をめざす動きが始まっている。こうした動きも、行政と市場をコントロールし市民的な公共空間を形成していく取り組みとして位置づけることができる。

以上のように、介護保険をめぐる動きは、政府サイドが用意した制度の面でも、それに対して展開された運動の面でも、これまでとは異なる「新しさ」を認めるができる。この「新しさ」は、高齢者福祉の普遍化を背景に、市民、国家、市場の相互の関係の大規模な再編が福祉の領域で始まりつつあることの兆しとみることができる。

IV 高齢者福祉の「市民社会」論 的アプローチの意味と課題

高齢者福祉は、高齢化の進展のもとで新しい性格を帯び、実際の展開においても介護保険にみられるように「新しさ」を具体的に示してきた。その「新しさ」は、新たな「市民社会」論が描く新しい社会関係と多くの点で重なり合う。そして高齢者福祉は、そこでは「周縁」ではなく「中心」に位置づけられ、「人間の尊厳と平等な権利との相互承認」の体現として「公共空間」の重要な構成部分を占めるに至る。その意味で、「市民社会」論的アプローチは、高齢者福祉の今日的な分析と展望を示すうえで有効性をもっている。

しかし、同時に限界もある。第一は、市民的「公共空間」の形成による国家と市場の相対化のためには、市民的「公共空間」のみならず「市民社会」に基づくおく社会的統治の機構、坂本のいう「市民国家」⁵⁾が展望されなければならないが、その点の分析はほとんど行われていないことである。浅野・篠田は、この点を意識して「アソシエーティブ・デモクラシー」論による民主的ガバナンスやA. アミンの「民主化された国家」に言及し

ているが、なお具体性を欠いている⁶⁾。高齢者福祉について言えば、市民的「公共空間」の形成から、国家制度としての介護保険の改革をいかにして展望し、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉の民主的な展開をどのようにすすめていくのか、それを担う機構はどのようにして改革するかが論じられていないということである⁷⁾。

第二は、市民的「公共空間」で取り結ばれる社会関係は、文字どおり市民相互の自発的連帯にもとづく市民的関係であり、「公共空間」としての高齢者福祉もそうした関係を基礎に形成されたものと考えられるが、背後にある階級的な関係とそれに基礎を置く部分には分析が及ばないことがある。市民的「公共空間」が機能しうるのは、社会制度としての社会保障制度がともかくも存在していることが前提である。その社会保障制度は、生存権が社会権として確立し、そのうえではじめて存立が可能になるが、それは長い歴史をかけた労働者階級の国家へ向けた運動によって獲得されたものであり、その存立には絶えざる運動が欠かせない。高齢者福祉の制度も「公共空間」の福祉も、その限りでは市民的関係で成り立っているが、それは非労働力にたいする生存の権利のうえではじめて機能する。この部分は「市民社会」論的アプローチでは除外におかれる。

以上の二点は、同時に「市民社会」論的アプローチの課題でもある。ただし、これらの課題の解決が「市民社会」論の枠内で可能かどうかは微妙である。しかし、近年の「市民社会」論は、現

代社会や現代の福祉を改革していくうえでの多くの積極的論点を提示している。生産的な議論のためには、それぞれが思い描く「市民社会」論のぶつけ合いではなく、論点に即した丁寧な議論が望まれる。

- 1) 浅野清・篠田武司「現代世界の『市民社会』思想」八木紀一郎他編著『復権する市民社会論』日本評論社、1998年、所収、30～36ページ。
- 2) 坂本義和『相対化の時代』岩波新書、1997年、42～56ページ。
- 3) 浅野・篠田、前掲論文、31ページ。基礎経済科学研究所『新世纪市民社会論』(大月書店、1999年)は、市場経済万能論の立場をとっているわけではないが、「市民社会」と「市場経済」とは区分されていない。近年の「市民社会」論が市場に対するコントロールの視点を共有している点からみても、市場の作用を肯定的にとらえる同書の「市民社会」論は特異である。
- 4) 拙稿「社会保障の構造改革と規制緩和」戸木田嘉久・三好正巳編著『規制緩和と労働・生活』法律文化社、1997年、所収、参照。
- 5) 坂本、前掲書、48ページ。
- 6) 浅野・篠田、前掲論文、38～40ページ。
- 7) 筆者は、本誌で福祉国家再建の課題と関わらせて社会経済システムの改革について若干の検討を行ったことがある。参照されたい。「福祉国家の再建」本誌第88号、1998年11月。

(よこやまとしかず 所員 金沢大学)

『経済科学通信』バックナンバーのご案内

第88号 特集 What's NPO?

福祉社会の形成と非営利協同組織（川口清史）／特定非営利活動促進法と企業社会変革の展望（池田直樹）／福祉国家の再建 — 企業中心社会を超えて（横山寿一）／福祉国家の光と影（碓井敏正）／福祉国家の再編とジェンダー（中川スミ）／福祉観の転換と社会経済システム（吉川英治）／2000年代の人材育成戦略（モンテ・カセム）

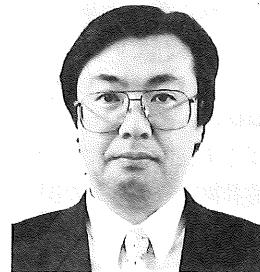
77号まで1部1000円、78号～87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円

申し込みは基礎経済科学研究所まで

(ご注文にはホームページもご利用いただけます)

市場の中の 「弱い個人」

市場の経済主体として想定される自立して自己決定が可能な「個人」は、現実的か？新古典派経済学が想定する「個人」と、現実の社会に生きる「個人」との乖離を「障害者雇用」をテーマに分析し、自立や自己決定のための現代的条件について考える。



SATO Takatoshi
佐藤 卓利

はじめに

私たちは、物心がつくようになると、親から「他人に迷惑を掛けるな、自分で自分のことが出来るようになれ」と言われ、躊躇られた経験を持つ。家庭や学校で一人前の人間になるための知識と技能を教え込まれた。およそ20年にわたる人生を経て社会に出た時に一人前の人間として扱われる条件は、自分の身の回りのことを自分で出来ること、仕事に就いて稼げること、自分の言動について責任を持ち、他人に何らかの損害を与えた場合はそれなりの償いをすることである。自己責任が世の中のルールであり、これを守るかぎり誰からも強制されることなく自由に振る舞える。意志と能力そしてチャンスさえあれば、誰に対しても成功への道は開かれている。「頑張りなさい。努力しなさい。そうすれば、きっとその報酬があります」との声が聞こえてくる。その声が自分の心の内に沈潜し、ひとつの信念となっている。

この信念からすれば、「成功できなかった人は、意志が弱く、努力が足りず、運がなかったからそうなったので、誰の責任でもなく本人の責任である」ということになる。自由と自己責任は、成功へ向けた他人との競争の中で大変な重圧となって私たちの肩にのしかかってくる。この重圧に耐え、競争の孤独の中で自己決定の結果に責任がとれる「強い個人」が、市場の主人公なのであろうか。藤岡惇さんは、本誌91号で「強い個人」という想定がリアリティーを持つのは「壮年期の一部エリートだけではないか」と述べている¹⁾。私は、この藤岡さんが指摘した「強い個人」という想定について、ここで少し考えてみたい。

I 新古典派経済学が 想定する「強い個人」

近代経済学の泰斗、宇沢弘文教授による新古典派経済学批判に依って、市場の中の「強い個人」について吟味してみよう。新古典派経済学は次のように主張する。市場経済制度の下で各経済主体

が受け取る経済的報酬の大きさは、それが所有している希少資源、生産要素が市場でどのような評価を受けるかによって決まつてくる。失業という状況は、労働者のもつている労働という生産要素に対する市場価格がゼロとなつてしまう場合であると考えられるから、そのような状況に置かれた労働者の所得がゼロとなるのは、市場経済制度の下ではむしろ正常な状態であると言える。所得がきわめて低く、生存すら保障されないような労働者に対して、なんらかの形で所得保証をおこなうことは、市場機構にもとづく資源配分の効率性を損なうことになって、望ましくない。

このような新古典派経済学の主張の背後にある価値観について、宇沢教授は次のように指摘している。新古典派経済学の基礎には、市民革命を経て形成された市民的自由に関する政治思想があり、それがこの経済学の基本的性格を規定している。すなわち、居住・職業選択の自由、思想・信仰の自由などという市民的自由をもつとも効率的に実現できる経済制度こそ市場経済制度あるという考え方がある、背後にある。市場における取引が、政府によって強制されるものではなく、各人がそれぞれ自らの意思にもとづいて選択した結果なされるものであり、しかも社会全体として見た時に、効率的な資源配分が実現しているという点に市場経済のメリットが存在すると、新古典派は考えた。新古典派はこのために、純粹な意味における市場経済制度という一種の虚構を構築して、その枠組みのなかで、理論的、論理的演繹を試みた。新古典派が、効率性のみを基準として資源配分のメカニズムを考慮しようとしていること自体、一つの価値判断にもとづくものである、と宇沢教授は断言する²⁾。

新古典派が想定する市場における経済主体としての「個人」は、「経済人（ホモエコノミクス）」である。それは「抽象的な一般的な人間」であり、「社会的、歴史的な条件からはいっさい独立に、もっぱら経済計算だけを行う合理的な個人、あるいはドライな個人」であるが、それが新古典派の理論的前提である³⁾。このような「個人」の想定もまた新古典派が持つ一つの価値判断であると、私は思う。問題は、この「個人」の現実的妥当性である。このような「個人」が抽象された現実的

基盤は、市民革命によって現実化した市場経済と市民的自由の広がりであり、「個人」は近代市民法の基礎である「私的所有権」と「契約の自由」の当事者として想定されている。しかし資本主義社会の生産者の多数である賃金労働者にとっては「私的所有権」や「契約の自由」が形式的なものにすぎないこと、そして彼らは労働力の販売（契約の形式をとった）を強制される「賃金奴隸」であることを解明したのがマルクスの『資本論』であったことは、本誌の読者にはあらためて言うまでもない。

しかし「経済人（ホモエコノミクス）」という「個人」の属性は、賃金労働者にも当てはまる。彼らが階級的利害より個人的利害を強く意識するすれば、労働市場での生存競争に自らを追いやることになろう。そこで「強い個人」とは、市場において高い評価を勝ち得た勝者であり、したがって少数者である。激烈な競争に勝ち残った少数者に高い所得を保証する市場のメカニズムは、確かに市場参加者に成功へ向けての努力を強制せずにはおかしい。その結果として効率性の上昇、生産力の拡大、利潤の増大が実現してきたことは、間違いない。またそのお零れ（trickle down）として個人所得や個人消費の拡大も経験できた。しかし、きわめて常識的なことであるが、少数の勝利者の足下には、多数の敗残者がいる。市場は再挑戦の可能性を否定はしないが、度重なる敗戦、そして遅かれ早かれ市場からの退場（その中には病気や事故による中途退職、「定年」という名の年齢を理由とした強制退職なども含まれる）を余儀なくされるのが多くの参加者の運命である。このことを市場の効率性という価値判断から是とするのが、新古典派である。

II 「強い個人」は現実的か？

藤岡さんは、「強い個人」の「想定にリアリティがあるのは、壮年期の一部エリートだけではないか」、むしろ「弱い個人」こそ社会の多数派では

ないか、なぜなら高齢化社会にあっては、「ほとんどすべての人が老人、障害者、末期患者」となるからである、と森岡正博氏の著書に依って主張されている⁴⁾。私は、「壮年期の一部エリート」さえも「強い個人」と見るのは、幻想であると思う（もっとも幻想でも、それを信じることはできるのだが）。

新古典派は、市場の経済主体を企業や家計としてとらえ、それらを一つの点として扱う。そこでは「経済人（ホモエコノミクス）」の、利己的な活動だけが問題とされる。労働者は生産要素の供給者あるいは消費財の需要者として、「自己の満足の状態を最大にするよう行動する」個人として想定されるが、それは一つの虚構である。現実の社会の中で働き暮らす労働者は、組織として運動する資本の下で、一定の規律に従い、ある役割を持って仕事をしている。ある労働者が「強く」見えるのは、資本の機能の一端を担っているかぎりにおいてである。「強い」のは資本であり、組織から切り離された「個人」は弱い存在である。「強い個人」と見えた「壮年期の一部エリート」が、企業から離れて「自立」し、何を「自己決定」し、いかなる「結果に責任がとれる」と言うのか。企業の倒産やリストラに見舞われた「壮年期の一部エリート」が、はたして「強い個人」でいられるのであろうか。企業や市場が支配する経済生活においては「万人に対する万人の戦い」が繰り広げられ、その戦いに参加する個人は、誰もが「弱い（vulnerable）個人」ではないか、と私は考える。

市場と企業が支配する経済生活とは区別された私生活や市民生活において、「自立」や「自己決定」は可能かも知れない。だが私生活や市民生活において「自立」や「自己決定」が可能であるためには、経済生活において一定の所得が得られることを条件とする。しかし資本主義社会の経済生活は、それを必ずしもすべての人に保証しない。新古典派的表現を用いれば、その人の持つ「生産要素の市場での評価」が低ければ、その人の所得は人間に値する生活を営むに足りない。したがって「市場での評価」と異なる仕組みによって、その人の所得が保証されなければ、その人の私生活や市民生活における「自立」や「自己決定」は不可能である。「市場での評価」を制約する社会保

障制度が十分に機能することが、「自立」や「自己決定」の必要条件なのである。逆に「生産要素の市場での評価」が、世の中を一元的に貫徹するとすれば、言い換えれば効率性の追求が経済生活にとどまらず、私生活や市民生活においても貫徹されると、多くの人から「自立」や「自己決定」を奪うことになる。このことを、わが国の障害者雇用の現状にもとづいて考えてみたい。

III 効率性の追求と「障害」

「障害」をトータルに理解するモデルとして国際的に大きな影響を与えてるのが「WHO国際障害分類」である。これによれば、病気や怪我が顕在化したものが機能障害（impairment），そのため実際の生活の中での活動能力が制約されことが能力障害（disability），さらにそのために通常の社会的役割を果たせなくなることが社会的不利（handicap）とされる⁵⁾。具体例を挙げれば、脳卒中の後遺症による片麻痺が機能障害，そのことによって移動や機械の操作が難しくなることが能力障害，さらにそのことを理由として仕事を奪われることを社会的不利と理解することができよう。機能障害に対しては運動機能回復訓練を中心とする医学的リハビリテーション，能力障害に対しては職業的リハビリテーション（障害に合わせた機械の改良も課題），社会的不利に対しては社会的リハビリテーションが「自立」へ向けた支援として対応する。「障害」を持つ人の「自立」のためには、所得の保証でだけなく、このような社会サービスも必要なのである。経済学が直接に研究対象とするのは、社会的不利とそれへの社会的支援についてである。

障害者雇用とは、「障害」を理由として仕事から排除されるという社会的不利に対する社会的支援である。新古典派経済学の立場は、「資源配分の効率性」を損なうゆえに、法的強制による障害者雇用は行うべきではない、という考え方であろう。効率性にもとづく能力の選別とランクづけ

は、市場が常に行なっていることである。効率性の追求が強まれば、つまり働く人々の間での競争が激化すれば、「障害」を持つ人は働く場から排除される傾向が強まる。働くうえでの社会的不利は、その社会が求める効率性と（逆に言えば、その社会が許容できる効率性）と相関関係があると、私は考える。効率性の追求を一定の範囲にとどめ置いて、社会の構成員に、労働への参加を保証するという側面を、障害者雇用の法的強制は持っているように思われる。効率性の追求と社会構成員の労働への参加は、機械的に対立するものではない。両者の兼ね合いが、問題なのである。

IV 障害者の「自立」を阻む 障害者雇用の現状

次に、わが国における障害者雇用の実態について触れたい。わが国では「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、一定規模の民間企業に対して障害者の雇用を義務づけている。法定雇用率は、1.8%である。労働省の1998年の調査によれば、従業員5人以上の企業や事業所に雇用された障害者は、51万6千人と推計され、93年の前回調査とくらべ約2割、8万9千人増えている⁶⁾。しかし1999年版『障害者白書』では、雇用率は1.48%で前年より0.01ポイント下がっており、また法定雇用率に達しない企業の割合は49.9%と前年より0.01ポイント増え、3年連続の増加となっている⁷⁾。

法律では雇用率未達成事業所には、雇用納付金の納付が義務づけられ、雇い入れ計画の作成命令や、事業主の公表などがうたわれているが、後の2つの手段はほとんど機能していない。そのため大企業ほど法定雇用率に達しない企業の割合は高く、納付金の支払いと社会的責任を免れようとする姿勢が見える。

こうした法律による規制の不十分さを、株主代表訴訟という手段で補おうと試みているのが、「株主オンブズマン」である。「働く意欲と能力をもつ障害者に対して、職場環境の改善と求人活動

の強化を通じて積極的に雇用の場を創出している企業は、株主ひいては市民から高い評価を受けるであろう」⁸⁾との考えから、企業に障害者雇用の促進と法定雇用率の達成を求めていた。さらに法定雇用率が達成できないために「多額の障害者雇用納付金を支払っているのは社長の責任だ」として「総額1億1千万円の支払い」を求める株主代表訴訟を起こしたのである⁹⁾。国による直接的規制の不徹底さを、市民による訴訟という間接的方法によって克服しようとするこの試みに注目したい。しかし、こうした試みの有効性に期待はするが、法的強制を実行させる労働運動や障害者運動の強化と、障害者雇用に積極的に取り組む企業への社会的評価（法定雇用率にもとづく企業のランクづけなど）も必要である。

V 「弱い個人」を支える社会

「障害」を持つ人だけが、「弱い個人」なのではない。市場の中に生きる人々は、誰もが傷つきやすい、しかし競争はそれを認めることを許さない。病気や事故あるいは加齢による肉体的、精神的な働きの不全や衰えが、誰もが持つ「弱さ」をあらわにする。「市場での評価」は、「障害」を持つ人を市場への参加ができない者という意味で「社会的弱者」とするのである。そして「市場での評価」から脱しきれない社会の意識が、「社会的弱者」を特殊な人々とみなし、特別な保護（時には隔離、監察）を家族と国家に要求し、私生活や市民生活においても、彼らから「自立」や「自己決定」を奪ってきたのである。

しかし市場の発展に基づく「市民権（citizenship）」は、18世紀の所有権、契約の自由など市場に調和的な内容から、19世紀の労働者階級への参政権の拡大、20世紀に入って労働能力のない人々を含めてすべての人々に、「その社会での一般的な生活様式へのアクセス」を権利として認める「社会権」の内容へと発展を遂げてきた。こうした内容は、「資本主義社会における

市場の等価原則と正面から衝突せざるをえない」¹⁰⁾。「資本主義の発展と市民権の拡大とが大きな齟齬を起こし」¹¹⁾ ている。

市民権は、形式的平等から実質的平等へとその内容を発展させてきた。法社会学者の伊藤周平氏によれば、「社会権は、個々人への平等主義的な形での資源の分配を国家に要請し、義務づけることで、資本主義市場システムへの福祉国家的介入を正当化し、福祉国家化を推進する上で重要な役割を担ってきた」という¹²⁾。社会権の拡大は、先に述べた障害者雇用という形で、「障害」を持つ人々の市場への参加を支援するが、他方、雇用という形をとらず彼らに仕事を通じた社会参加への道を開いてきた。いわゆる「福祉的就労分野」であり、わが国においては近年、共同作業所の発展が著しい¹³⁾。

障害者雇用や共同作業所は、市場から見ればその周縁、あるいはその外に位置する。しかし、それらの存在は、「弱い個人」が仕事を通じて社会参加をするためには、市場とは異なった仕組みを必要とすること、人間らしい生活を営むために所得や「自立」支援のための社会サービスが、社会権として保証される必要があることを示している。それらは、すべての個人の自立と社会参加への方向を示す端緒である。障害者雇用や共同作業所による経験が普遍化するとき、それらは旧い社

会の周縁から新しい社会の基本的構成要素の一つとなるであろう。

- 1) 藤岡惇「国家に依存した日本型企業社会を解体する2つの道」『経済科学通信』No.91, 1999年12月, 40ページ。
- 2) 宇沢弘文・高木郁朗編『市場・公共・人間』, 第一書林, 1992年8月, 23~26ページ。
- 3) 宮沢健一『現代経済学の考え方』, 岩波書店, 1985年4月, 234ページ。
- 4) 藤岡惇「前掲論文」, 40ページ。
- 5) 『福祉社会辞典』, 弘文社, 1999年5月, 476~477ページ。「障害」の項参照
- 6) 「朝日新聞」, 2000年1月17日付
- 7) 「朝日新聞」, 1999年12月4日付
- 8) 森岡孝二「企業は障害者雇用の責任を果たせ」, 「朝日新聞」『論壇』, 1999年7月20日付
- 9) 「朝日新聞」, 1999年12月18日付
- 10) 伊藤周平『福祉国家と市民権』, 法政大学出版局, 1996年4月, 33ページ。
- 11) 同上, 40ページ。
- 12) 同上, 114ページ。
- 13) 共同作業所全国連絡会, 「第22回全国大会基調報告」, ホームページ: <http://www.normanet.ne.jp/~ww100094/> 参照

(さとう たかとし 所員 立命館大学)

『経済科学通信』バックナンバーのご案内

第91号 特集 「市民社会」を問う

日本型企業社会論と新世紀市民社会論（大西広）／市民社会、国民国家、グローバリゼイション（碓井敏正）／サイド・エフェクトとしての市民社会化（神谷章生）／企業改革と市民（森岡孝二）／国家に依存した日本型企業社会を解体する2つの道（藤岡惇）／「新世紀市民社会」論とジェンダー（中川スミ）／市民運動にYes!「市民社会」論にNo!（小林世治）／「市民社会」とは何なのか（高田好章）／「不法滞在」外国人と市民社会（山田亮）

77号まで1部1000円, 78号~87号まで1部1,200円, 88号以降は1部1,300円

申し込みは基礎経済科学研究所まで
(ご注文にはホームページもご利用いただけます)

部落の変化と問題 解決の到達段階

かつて顕著な事実として存在した部落問題は、「戦後改革」、さらに四半世紀をこえる同和特別対策の実施によって、多くの新たな問題を生み出しながらも、今日解決に向けての最終段階に至っている。



OKUYAMA Mineo
奥山 峰夫

I はじめに

1945年以前の近代日本社会では、封建社会の賤民身分であった者およびその子孫、つまり「部落民」(その集住地区が「部落」である。「同和地区」は、同和対策事業対象地区を意味する。「部落」と「同和地区」は、歴史的には「部落」であっても同和対策を拒否あるいは返上したところもあるなど、イコールではないが、本稿ではほぼ同義に使用する)に対して、日常的に排除、忌避、不公平取扱い、侮辱などが行われた。これが部落差別である。

1871年のいわゆる「賤民解放令」以後、部落差別が存在したのは、政治的には「絶対主義的天皇制の専制的・身分的支配」が行われ、「天皇を頂点とする身分的支配は、華族制度をはじめ、官僚、軍部のなかにも身分的序列をつくりだし、その底辺に部落民をおく構造」が成立したからである。また経済的には、「半封建的な寄生地主制と、それを基礎にした日本資本主義がもたらした、農

民と労働者の貧困と無権利な生活」の存在であり、「圧倒的多数の勤労人民が、貧困と無権利な生活状態にとどまるかぎり、その勤労人民が伝統的な因習や偏見、排他的な生活態度を克服することは容易なことではなかった」からである¹⁾。

1922年の全国水平社の創立は、部落民自身による部落解放をめざす集団運動の出発点となつたが、水平社が一定の経験を経た段階の文書の中で、当時の「特殊部落民」がどのような社会的処遇=部落差別をうけているのかを整理した。1931年の全国水平社第10回大会の「運動方針書に関する件(草案)」の「特殊部落民の地位」の項を見ると、それを「A. 社会的」「B. 政治的」「C. 経済的」「D. 教育的」の4分野に分けて掲示している。「A. 社会的」では、結婚上の差別、交際上の差別など、「B. 政治的」では、入会権からの排除、警察などの捜査上の差別的取扱い、軍隊などの差別待遇など、「C. 経済的」では、就職上の差別など、「D. 教育的」では学校での児童取扱上の差別などがあげられている²⁾。

つまり、これらは、いずれも「部落」であることを理由とする排除、忌避、不公平取扱いなど、部落民に実害をもたらす事実行為であって、こうした事柄が撤廃すべき部落差別ととらえられていることを確認しておく必要がある。[というのは、

最近、部落差別がきわめて觀念的なものとしてとらえられ、何ら部落住民に害を生じさせることのない一般的な、具体性のない「落書き」や比喩的表現（「○×は特殊部落だ」など）が「部落差別」事件とされる傾向がみられるからである。】

そして、このような部落差別と密接に関連して、部落といわれる地域により顕著に生活の諸分野における低位性・劣悪性がみられた。部落差別の撤廃と生活上の低位・劣悪性の改善、克服が部落解放＝部落問題解決の課題となる。

II 戦後の部落の変化

第二次世界大戦後の日本社会の変化は、部落問題の解決にとって重要な意義をもつものであった。とりわけ、日本国憲法の成立と一連の「戦後改革」は大きな意味をもった。

これらにより、①天皇は主権者から「象徴」となり華族などの特權的身分制度が廃止される一方、「法の下の平等」（憲法第14条）など国民の基本的人権が規定された。②また、農地改革の実施により、寄生地主制が基本的に解体された。これは一言でいえば、部落差別を支える政治的、経済的基礎が崩壊したことを意味した。つまり、部落問題の解決にとって有利な条件が成立したのである。

さて、部落の変化について述べる前に、部落（同和地区）の数、人口などについても紹介しておいた方がよかろう。

戦前以来、一般に“6,000 部落、300 万（人）”といわれてきたが、部落の数や人口を正確にとらえることは、きわめて困難である。後にふれる同和対策審議会（以下、同対審）「答申」（1965年8月11日）では、地区数4,160、地区人口（=同和関係）111万3043人（地区総人口は186万9748人）であった³⁾。最も新しい政府調査（総務庁地域改善対策室「平成5年度同和地区実態把握等調査」、1993年実施）では、4442地区、同和関係人口89万2751人（地区総人口215万8789人）に

なっている⁴⁾。

なお、地区数の多い順では、①中国、②九州、③近畿、④四国、⑤関東、⑥中部、となっており、同和関係人口でみると、①近畿、②九州、③中国、④四国、⑤関東、⑥中部の順である⁵⁾。

(1) 同和対策の経過

1946年2月に戦後の部落解放運動が出発した。戦後の運動が取り組んだのは何よりも部落住民の生活擁護の取組みであった。これに対応して、主として西日本の地方自治体は独自に同和事業予算を計上するようになる。1950年代後半になって、政府に対し「国策樹立」を要求する運動が進められる。

詳細な経過は省くが、1960年同対審設置法が成立、同対審は同和対策のあり方について調査、検討を行い、1965年8月11日に内閣総理大臣に「答申」を提出した。これをうけて、1969年7月同和対策事業特別措置法が制定された。同法は、その後名称を変更しながら28年にわたり施行され、1997年3月31日、法期限を迎えた。その残務処理が2002年3月31日まで継続することとなっている。

この間、特別法にもとづき政府・地方自治体が投下した財政は約15兆円といわれる。

(2) 同和特別対策の進行と部落の変化

四半世紀以上にわたる特別対策の実施は、もちろん各自治体一律ではないが、一面で、「不公正・乱脈な同和行政」という言葉に端的に示されるように、利権・腐敗現象や特定運動団体による自治体や学校への介入など少なからず重大な問題を引きおこしてきた。しかし、他方では、住民自身の努力ともあいまって、部落の生活諸分野にみられた低位・劣悪性の改善、克服の成果も生みだしてきた。以下、同対審「答申」段階の状況とその後の変化を調査資料によってみておく。

①同対審「答申」の段階の状況

同対審は、1963年1月1日現在で概況調査を

行うとともに、1962年、63年に全国16地区の精密調査を実施している。いくつかの点をあげてみる。

「答申」は、部落差別の状態について次のようにいいう。「結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越え難い壁である。関係住民の結婚は、伝統的に『部落内婚』の封鎖的な形態をとり、ほとんどが同一地区民間か他地区住民との間で行なわれ、一般住民との通婚は、きわめて限られている」⁶⁾。

「地区住民の多くの経験する差別言動は、『就職、職業上のつきあい』、『結婚に際して』、『近所づきあい』、『学校を通じてのつきあい』などである。そのうち就職、結婚に際しての差別経験者がことに多く、しかも、性別、年齢別にかかわりなく何らかの直接的な差別を経験している」⁷⁾。

この段階では、同和地区と地区外の人の結婚は11.8%にとどまっていた（図表1参照）。

また、生活環境などの面での低位・劣悪性は顕著であった。「答申」は次のように述べている。「道路および下排水路は一般に未整備で、保健衛生や火災防止上危険などの点からも改善の余地が十分にある」⁸⁾。

「住宅状況は、……不良の木造過密住宅のままに取り残されている場合が多い」。「住宅設備のうち、共同浴場をもつ地区はかなりあるが、台所、便所は十分ではない。ことに、共同便所の利用は

まだ多くの地区にみられ、また非衛生な汲み取り式便所の改善はほど遠い」⁹⁾。

職業に関しては、「注目されるのは、全体として零細経営者やその従業者がきわめて多く不安定であること」、「親は伝統的な産業ないし職業や単純労働などへの従事が多いが、子女はそうした職業より、近代的雇用労働を希望するものがみられるが、これとともに近代的な大企業への就職はきわめて少ない。このような事情は、……基本的に社会的差別と偏見によってよい就職ができないのが原因である」¹⁰⁾。

教育の状況について、「中学生徒の進路状況は、都市的地区、農村的地区ともに就職者が大部分であって、進学者は少なく、進学率は一般地区の半分で、30%前後である。進学率の劣るのは、家庭の貧困か本人の学力不振によるものが多い」¹¹⁾。

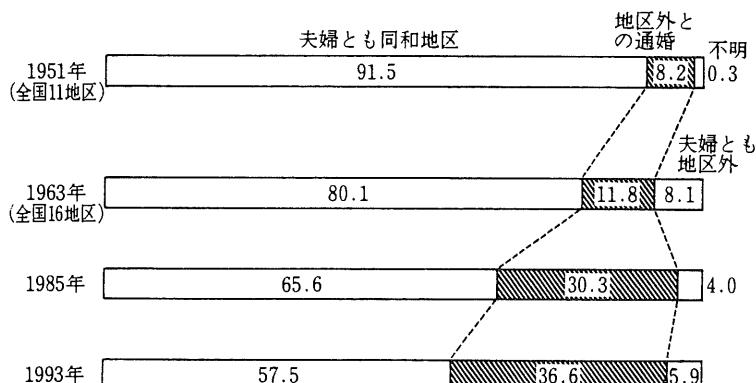
以上、若干ひろい出したが、国レベルでの特別対策実施前の状況を端的に示すものであろう。

② 1993年段階の状況——到達段階

四半世紀にわたる特別対策にもとづく取組みの結果、状況はどう変わってきたか。1993年に総務庁が実施した「平成5年度同和地区実態把握等調査」によっていくつかの点をみてゆく。

まず、部落差別について。かつて「結婚に際し

図表1 同和地区における通婚形態別夫婦組数の推移（%）



出所) 杉之原寿一『部落の現状はいま』部落問題研究所、1995年、21ページ。

ての差別は、部落差別の最後の越え難い壁」といわれた。同和地区の人と地区外の人の結婚は、同対審の調査では11.8%であったが、1993年調査では、36.6%にまで拡大している(図表1参照)。全体としてみた場合には、36.6%が同和地区内外の結婚であるが、これを夫の年齢別にみた場合には、20歳台では約70%が同和地区内外の結婚になっている(図表2参照)。

また別の、地方自治体段階の調査を整理したものによれば、同和地区内外の結婚の場合、「反対をうけた」とする比率は、いずれも半数以下になっている¹²⁾。

これらによって、部落住民の婚姻の自由が拡大していること、別言すれば、結婚に際して「部落」にとらわれなくなってきたという傾向が見てとれる。

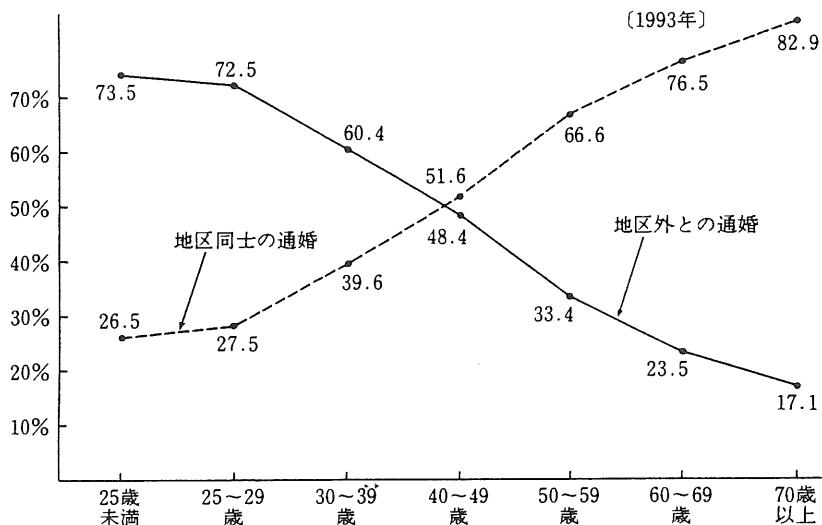
1993年の総務庁調査では、部落の人であるということで「人権を侵害されたこと」があるか否かを調べている。この結果をみると、「有」33.2%、「無」65.5%、無いという人の方が多い。人権侵害をうけたことがある人について、その時期を尋ね、過去10年間に人権侵害をうけたという

人の比率を調査対象全体からみてみると、12.4%になる。つまり全体からみると人権侵害を受けた人はおおよそ3人に1人であるが、比較的新しい時期について算出してみると、おおよそ10人に1人強という状況になっているわけである¹³⁾。

教育の問題についていえば、中学卒業生の高校進学率は1963年段階では、同和地区が30.0%、全国平均は66.8%であり倍以上の差があった。これはその後特別対策によって奨学金制度などが整備されることによって、1975年には同和地区的高校進学率が87.5%となり、全国平均の91.9%との差が4%程度となった。以後4~5%程度の差で推移し、1992年では同和地区91.2%、全国平均95.9%となっている¹⁴⁾。

その他、生活・環境などにおける周辺地域との格差は、逐一データをあげることはしないが、是正されてきていることはいうまでもない。この点については、特別対策を終結させ、一般対策への移行を提起した地域改善対策協議会(総務庁の審議会)の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」(1996年5月17日)も、「これまでの対策の意義と評価」

図表2 夫の年齢別にみた通婚形態別夫婦組数の推移(%)



(出所) 杉之原寿一『部落の現状はいま』21ページ。※「夫婦とも地区外」は除く。

で「物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された」と認めているところである¹⁵⁾。

なお、いくつかの分野で若干の格差がみられる場合もあるが、これをストレートに部落差別の結果であるとして、特別対策存続の根拠とする主張もみられる。しかし、それらの格差は仔細にみてゆけば、同和対策との関わりで生じた差であったり、特定の地区や階層に限定された格差であったり、問題解決の過程でみられる過渡的な差などであったりする。したがって、若干の格差をもって部落差別の結果だと短絡させることは正しくない¹⁶⁾。

もう一点、部落の変化を象徴的に示す混住率をあげておく。混住率というのは、「同和関係以外人口」÷「同和地区人口」×100で示される（ただし、政府調査では「同和関係人口」÷「同和地区人口」×100としている）。

この混住率が1993年の総務庁調査では、府県ブロック別ではアンバランスがあるものの、全国的には、58.7%となっている（図表3参照）。自治体による同和地区的線引きの仕方によっても変動するとはいえ、このことは、「同和地区（部落）に住んでいる人は部落の人（封建社会の賤民身分の子孫）であるという思い込みをくつがえすものである。

こうした事態は、同和地区内外の婚姻の進行などとともに、「部落」の垣根が低くなり、あるいは取り払われてきていることを示すものであろ

う。今や「[部落]が「部落」でなくなりつつある」といってもよいだろう。

III おわりに

以上において特別対策の実施下における部落の変化について略述してきた。

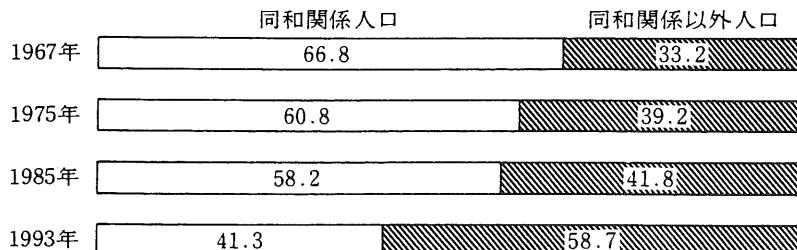
そこで最後に、部落問題解決とはどのような状況をいうのか、つまり到達目標をどのように考えるかについてふれておく必要があろう。この点は次のように考えられる。

1つは、生活の諸分野において部落と周辺地域との格差が是正されることである。これは、一般的にいえば、ほぼ達成されたといってよいであろう。

2つには、部落についての偏見や非科学的認識にもとづく言動が地域社会で受け入れられない状況がつくり出されることである。このことは、いわゆる差別事象といわれるものが皆無になるということを意味するものではない。たとえ差別的だと思われる言動を行なう人がいたとしても、それが周囲から相手にされない、まわりに影響を及ぼさない状態をつくるということである。これはきわめて現実的な指標である。

3つには、部落住民の部落差別の結果としての

図表3 同和地区における混住率の推移



出所）杉之原寿一『部落の現状はいま』14ページ。

生活態度・習慣にみられる問題状況を、住民自身が主体的に克服することである。

4つには、部落と部落外との垣根をとり払い、地域における社会生活の諸分野において自由な交流を実現することである。

この考え方は、「21世紀をめざす部落解放の基本方向」(全国部落解放運動連合会第11回大会決定、1987年3月)で集約されたものであるが、支持できるものである。

この観点に立つならば、今日、部落問題解決の最終段階にあるということができよう。部落問題の解決について、「部落解放」を「真に人権が確立された民主社会の中に見出す」という考え方がある¹⁷⁾。つまり、真に人権が確立した社会にならなければ、部落問題は解決しないということである。これは、正しくない。

なぜなら、およそ人権は歴史的にみれば明らかのように、伸張、拡大してゆくのが本性であり、その「確立」をいうのは部落問題解決のゴールを先送りする議論に他ならないからである¹⁸⁾。

もう一点、部落問題解決にかかわって、最近強調される人々の「差別意識」を問題とし、これを克服しなければ問題解決に至らないとする考え方についてふれたい。これは、1996年5月17日の地域改善対策協議会の「意見具申」などにみられるが、問題が多い。

「意識」自体は、どのようなものであっても「意識」である限り（具体的な行為・行動にならない限り）部落差別ではありえない。

人々の「差別意識」解消を理由にして、政府・地方自治体により「教育、啓発」が強調されるが、それが人々の内心にふみ込むことになれば、内心の自由（憲法第19条など）からみて、重大な問題が生じる。意識の変革は、あくまで人々の主体的・自主的な学習活動などを通してはかられるべきであって、政府・地方自治体はそのための条件

整備につとめることが必要である。

- 1) 馬原鉄男『部落解放運動の70年』新日本出版社、1992年、13～14ページ。
- 2) 部落問題研究所編『水平運動史の研究』第4巻、部落問題研究所、1972年、70～72ページ参照。
- 3) 同和対策審議会「答申」総理府編『同和対策の現況』大蔵省印刷局、1973年、224ページ。
- 4) 杉之原寿一『部落の現状はいま――総務庁・全国同和地区調査結果――』部落問題研究所、1995年、9ページ。
- 5) 杉之原、同上、同ページ。
- 6) 同対審「答申」230ページ。
- 7) 同上、235ページ。
- 8) 同上、232ページ。
- 9) 同上、233ページ。
- 10) 同上、231ページ。
- 11) 同上、同ページ。
- 12) 杉之原寿一『部落問題解決の到達段階――全国自治体の実態調査結果――』部落問題研究所、1993年、41ページ参照。
- 13) 総務庁地域改善対策室『平成5年度同和地区実態把握等調査――生活実態調査報告書――』同対策室、1995年、212～213ページ。
- 14) 杉之原寿一『部落の現状はいま』43ページ。
- 15) 地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」同協議会、1996年、6ページ。
- 16) 杉之原寿一『部落解放の最終段階を見すえて』部落問題研究所、1996年、25～33ページ参照。
- 17) 「部落解放同盟綱領」『部落解放』426号、1997年、88ページ。
- 18) 奥山峰夫『部落差別撤廃論をめぐる批判的研究』部落問題研究所、1998年、40～43ページ参照。

(おくやまみねお 部落問題研究所)

今日における請負労働者 の活用実態と問題点

機械産業生産現場における不安定就業労働者のうちで、今日増大傾向にある請負労働者に特に着目し、その活用実態とそこに示される問題点について、筆者も参加した調査結果に基づき若干の指摘を行ってみたものである。



SHIRAI Kunihiko
白井 邦彦

I はじめに

わが国の雇用システムの「三種の神器」といわれる、長期雇用、年功制、企業内労働組合という制度は主として中規模以上企業の男性正規従業員を対象としたものであること、その周辺には雇用保障、賃金、福利厚生、昇進可能性等について格差づけられた不安定就業労働者が多様な形態で多数存在しているということ、今日の雇用失業情勢深刻化の中でそうした不安定就業労働者はその形態を多様化させながらますますその数を増加させていること、は周知の事実である。本小論は機械産業（広義の）生産現場における不安定就業労働者の中でも、今日増大傾向にある請負労働者に特に着目し、筆者も参加して行った調査¹⁾の結果に基づいてその活用実態を明らかにし、そこに示された問題点について若干の指摘を行ってみようというものである。

本小論で特に請負労働者に着目する理由は、今日その増大がみられるということの他にふたつある。

ひとつは99年の労働者派遣法の改定にみられるように、派遣対象業務の原則自由化、とりわけ生産工程業務を派遣対象業務とするかどうかということは労働政策の分野で今日的なイッシャーであるため、もうひとつは請負労働の実態は労使関係分野において市民社会化がどの程度実現されているかの試金石であるため、である。

II 不安定就業労働者の存在形態と請負労働者の位置

不安定就業労働者の存在形態は雇用形態と活用形態の二つの面からカテゴリー化できるであろう。

まず雇用形態の面からすれば、A-1 直用の不安定就業労働者と、A-2 間接雇用の不安定就業労働者、の2つに分けることができる。前者としては臨時工期間工、パートタイマー、アルバイト、嘱託等（ただしこうした従業員についても間接雇用の形態が近年増加しつつある）があげられ、後者としては一般に社外工として知られる請負労働者、派遣労働者があげられるが、生産工程

業務での派遣労働者活用は今日においても禁止されているため、請負労働者（＝社外工）のみとなる。

また不安定就業労働者の活用形態としては、B - 1 専門的熟練的業務担当者としての活用、B - 2 単純業務担当者としての活用の 2 つに分けることができ、さらにそれぞれについて(1)直接ライン労働に従事する直接工としての活用、(2)直接ライン労働には従事しない準直接工としての活用、に分けることができる。それゆえ細かくは 4 つにわけることができることになる。なおそれぞれの具体例をあげれば、B - 1(1)「段取り」「複雑な検査業務」「特殊な技能を要する工程業務」、B - 1(2)「機械設備の保全業務」「工機、金型、治工具製作業務」、B - 2(1)「量産組立工程業務の大部分の業務（特に担当工程が狭い場合）」、B - 2(2)「構内搬送」「梱包」「清掃」等が指摘できる。以上の結果は図表 1 のように示すことができよ

う。

従来、機械産業、なかでもわが国経済において重要な位置を占める量産組立型の機械産業においては、自動車産業の臨時工期間工、家電産業の女性パートタイマー等、主として A - 1 に属する直用の不安定就業労働者が活用されていたと思われる。そして請負労働者は一般に鉄鋼、化学、造船といった産業で下請制度の一環として活用されているものとして把握されてきた。

しかし 1998 年 10 月に請負会社に対して行った「『契約労働』に関するアンケート」調査（その結果の詳細は白井 [1999] 参照）の結果によれば、こうした請負会社の多くは 80 年代後半以降、とりわけ 90 年代に入って設立され、主たる取引先業種は自動車、電機等の機械関連産業であり、規模は小さいながらも売上高、労働者数を着実に増加させていることがわかり（図表 2, 3, 4, 5, 6），今日機械産業生産現場においては請負労働

図表 1 生産現場で活用される不安定就業労働者の存在形態

	A - 1	A - 2
B - 1(1)	直接生産工程の専門的熟練的業務を担当する直用の不安定就業労働者	直接生産工程の専門的熟練的業務を担当する請負労働者
B - 1(2)	準直接生産工程の専門的熟練的業務を担当する直用の不安定就業労働者	準直接生産工程の専門的熟練的業務を担当する請負労働者
B - 2(1)	直接生産工程の単純業務を担当する直用の不安定就業労働者	直接生産工程の単純業務を担当する請負労働者
B - 2(2)	準直接生産工程の単純業務を担当する直用の不安定就業労働者	準直接生産工程の単純業務を担当する請負労働者

図表 2 請負会社設立年

	企業数	%
60 年代	1	2.5
70 年代	6	15.0
80 ~ 84 年	3	7.5
85 ~ 89 年	11	27.5
90 ~ 94 年	10	25.0
95 年～	9	22.5
合計	40	100.0

出所) 「『契約労働』に関するアンケート」調査
(以下「アンケート」と略)

図表 3 取引先の業種（97 年度売上高一位業種）

	企業数	%
自動車・同部品	21	42.0
電機電子・同部品	19	38.0
その他	10	20.0
合計	50	100.0

出所) 「アンケート」

者が増大傾向にあることが伺われる。

では、こうした請負労働者はどのような領域で

図表4 請負会社の資本金

	企業数	%
1,000万円未満	9	17.6
～2,000万円未満 (内1,000万円)	23 21	45.1 41.2
～3,000万円未満	6	11.8
～5,000万円未満	5	9.8
～1億円未満	8	15.7
1億円以上	0	0.0
合計	51	100.0

出所)「アンケート」

図表5 過去5年間の売上高の推移

	企業数	%
マイナス	1	3.0
変化なし	1	3.0
～2倍未満	17	51.5
～3倍未満	7	21.2
～4倍未満	4	12.1
～5倍未満	0	0.0
5倍以上	3	9.1
合計	33	100.0

出所)「アンケート」

活用されており、直用の不安定就業労働者と比較してどのような活用上の特徴を有するのであろうか。図表7は機械産業に属する工場にそれぞれのカテゴリーの不安定就業労働者を主としてどのような領域で活用しているか尋ねた結果である。

これをみるとA-1の臨時工期間工、パートタイマー等直用の不安定就業労働者は主としてB-2の単純業務、しかも(1)直接工程でのそれ、で活用されているのに対して、A-2の請負労働者は相対的にみればB-2(1)が多いとはいえ、B-1とB-2を比較すればB-1の方が多く、しかも直用の不安定就業労働者では活用がまれである特に高い専門的熟練的能力を有すると思われるB-1(2)の領域でも少なからず活用されていることが

図表6 過去5年間の請負労働者の増加率

	企業数	%
マイナス	2	9.1
変化なし	0	0.0
～2倍未満	10	45.4
～3倍未満	4	18.2
～4倍未満	2	9.1
～5倍未満	3	13.6
5倍以上	1	4.5
合計	22	100.0

出所)「アンケート」

図表7 不安定就業労働者の活用実態

(単位: %)

	A-1		A-2
	臨時工・期間工	パートタイマー	請負労働者
B-1(1)	17.1	12.6	29.4
B-1(2)	7.7	6.0	21.9
B-2(1)	66.7	56.3	31.9
B-2(2)	7.7	23.2	16.3
その他	1.7	4.0	4.4

注)・A-1, 2, B-1(1)(2), 2(1)(2)については図表1参照

・一部複数回答あり

出所) (財)機械振興協会経済研究所「生産システムの新たな展開と人材活用

のあり方に関するアンケート」調査(その結果の詳細は白井[1997]参照)

わかる。つまり一見すると請負労働者は直用の不安定就業労働者と比較すれば専門的熟練的業務で活用される傾向が強い、と特徴づけることが可能のように思われる。もしそうであるならば、請負労働者活用には、高度な専門能力を有する外部の即戦力人材の登用という、より積極的な外部人材の活用とみなし得る側面が相対的に強く、彼らを単純に不安定就業労働者だとは見えられないのではないか、とも考えられよう。

しかしその活用実態をよく考察すると、先のように特徴づけるにあたっては、次のような三つの留保条件を付け加える必要があることがわかる（この点の詳細は白井〔2000〕参照）。

第一は、請負労働者のそうした特徴はあくまでも、直用の不安定就業労働者と比較した限りにおいて言えるのであり、単純業務での活用も少なくないということである。図表7をみればわかるように、直用の不安定就業労働者と異なって絶対多数を占めているわけではないが、請負労働者においても直接生産工程単純業務（B-2(1)）での活用が相対的には最も多くの比率を占めているのである。

第二は、請負労働者が専門的熟練的業務で活用される傾向が強いということは、特に受注生産型の工場についていえることであり、量産型の工場についてはそれ程ではないということである。図表8をみればわかるように、B-1の領域での活用傾向が顕著なのは受注生産型の工場についてであって、量産型の工場については、むしろB-2の領域を選択した工場の方が多い程である。

図表8 受注生産型、見込み生産（量産）型別請負労働者の活用実態

（単位：%）

	受注生産型	見込み生産（量産）型
B-1(1)	33.0	23.1
B-1(2)	24.3	15.4
B-2(1)	28.7	41.0
B-2(2)	14.8	17.9
その他	4.3	2.6

注)・B-1(1)(2)、2(1)(2)については図表1参照

・一部複数回答あり

出所) 図表7に同じ

第三に専門的熟練的業務での請負労働者活用には一定の限界があるということである。専門的熟練的能力を要する職務を請負労働者に担当させるということは、一方ではその企業にとって企業内部でのそうした能力についての伝承が途切れ、重要な技能分野で空洞化を招く恐れがあることになる。さらにそうした能力の育成には一定の時間とコストがかかるが、それを企業外にまかせることは、そうした能力を有する人材の安定供給を妨げ、中長期的にみればそうした人材の枯渇を結果するかもしれない。こうした事情のゆえ、専門的熟練的業務での請負労働者活用には一定の限界があるとも考えられるのである。

こうした留保条件を突き詰めていくと、回答工場のいう「専門的熟練的業務」とは、はたして言葉の本来の意味でのそれであるのか、という疑問が生じてくるであろう。そうであれば請負労働者活用にはより積極的な外部人材の活用という側面が相対的に強い、とは単純には言えないのではなかろうか。それどころか、請負労働者の活用実態をより掘り下げて分析すれば、そこに内在する多くの問題点が浮かび上がってくる。この点については次節でみていくことにしよう。

Ⅲ 請負労働者活用をめぐる問題点

請負労働者の活用実態をより掘り下げて分析するために、まず請負労働者として就労した労働者のケース記録を引用することから始めよう。

「1. 構内請負業者の北海道営業所に登録、その際、愛知県のトランスマッision工場（請負先企業）に行かないかという打診を受ける。

2. 春休み期間中に行くことを決意し、出発前日になって行く先は名古屋の自動車メーカーの下請会社であることに決定。

3. 2月14日(土)、名古屋空港に行く。チケットは請負会社からもらうが、これは賃金から控除。名古屋空港で係の者が待っており、そのまま名古屋の請負会社本社近くの寮に移動。8人部屋、二段ベット一つを指定される。土日はここにいる。食費はただ。

4. 2月16日(月曜)にT市のアパート（4人部屋）に移る。布団を買い取る（8,000円、最初の賃金から控除されるが、買ったことは後から同僚から聞いて知る）。それからT市（愛知県…筆者注）の同社事務所で賃金などについて聞く。簡単な契約をする。アパート家賃として25,000円を賃金から控除。光熱費は一人5,000円程度といわれるが、9,000円の場合もあった。

5. 翌火曜日に請負先の工場に行き、食堂で同社の従業員から会社の説明を受ける。派遣従業員（請負労働者のこと、以下同…筆者注）は150名程度だったと思う。工場では請負会社はいっさいタッチしていない。工場には全部で1500名位いたと思う。説明の後、作業服、作業靴、帽子を渡され（後日、買い取りがあることがわかる）組立ラインに回される。ラインの自分の担当場所を指示され、そこに請負先の従業員が一人ついて、午前中、その従業員から簡単な指示があって作業を行う。仕事はきつい。一度だけラインをとめたことがある。そのときは請負先企業の係長が来て対応。残業を命じられたことが何度かあった。命令は請負

先企業の係長がおこなった。

6. 毎朝、アパートに置いてあるワゴンで出勤、退社。運転は労働者の一人がやっている。勤務は一週間交替で日勤と夜勤。日勤は8時半から5時半まで、夜勤は10時から翌朝7時まで、夜勤に仮眠時間はない。休憩は控え室で休む。食事は請負会社から食券を渡され、工場内の食堂で食べる。請負先企業の社員はカードで、派遣従業員は食券だった。

7. 賃金は、2月分は3月末、3月分は4月20日（勤務をやめる日）、4月分は同日に請負会社から支払われる（口座振り込み）。全部で約50日間位、賃金は30万円程度（控除後手取り）。半年という約束だったので、違約金として3万円とられる。

8. 自動車免許取得の費用を捻出するためにまとまったお金がほしかったので、人材派遣（請負のこと…筆者注）は好都合だった。自分の住んでいる町のアルバイトでは無理だと思う。しかし、布団代、家賃などで不満が残る。布団は新品でなかったし、光熱費の清算にも疑問があった。」（鎌田編 [1999]、P.123）

この事例によれば、請負労働という就労形態には短期間でまとまった金額を稼げる等一部の労働者にとってはメリットとなるような側面があることは否定できない。その限りでは請負労働という就労形態は仕事と仕事以外のことをフレキシブルに組み合わせようというライフスタイル（例えば半年間はお金を稼ぎ、残り半年間は海外を放浪したり登山を行ったり芸術文化活動にセミプロとして打ち込む等）を望む者にとっては、そのニーズを満たすような働き方かもしれない（現にある大手請負会社の求人広告はこの点を強調している）。請負労働者として就労している者には30歳代前半までの若年層が多いのは（図表9）こうした事情によるところが大であると考えられる。

しかしこの事例からも請負労働者活用に伴ういくつかの問題点がかいまみられる²⁾。

第一に賃金から労働者の自己負担として控除されている項目、金額について問題があるということである。このケースでは旅費、作業服代他、家賃、布団代、光熱費、等はすべて自己負担であり、本人が述べているように、その額についても疑問

の余地は大きい。こうした請負労働者は全国各地から集められるため、宿泊施設等を有している請負会社は多いが（図表10、11）、宿泊費、光熱費、その他それに関連して徴収される費用が市場価格に比べて高い場合には、それにかこつけたピンハネが行われているとも考えられる³⁾。この事例一件からだけでは全体の実態は不明であるが、そうしたことが同業界では常態として行われているのかどうか早急に調査する必要があろう。なおこの事例では北海道～名古屋間の旅費は全額自己負担であり、さらに違約金3万円をとられているが、この点も問題である。

図表9 請負労働者の平均年齢

	企業数	%
～24歳	0	0.0
25歳～29歳	10	33.3
30歳～34歳	11	36.7
35歳～39歳	7	23.3
40歳～44歳	1	3.3
45歳～49歳	1	3.3
50歳～54歳	0	0.0
55歳～59歳	0	0.0
60歳以上	0	0.0
合計	33	100.0

出所)「アンケート」

図表10 リクルート部門の所在地 (M.A.)

	企業数	%
北海道	7	19.4
東北	7	19.4
関東	8	22.2
東海	7	19.4
北信越	3	8.3
関西	3	8.3
中国	3	8.3
四国	3	8.3
九州	9	25.0
沖縄	2	5.6
合計	36	100.0

出所)「アンケート」

第二にこの事例は、職安法施行規則等（他に請負の用件を定めたものとしては請負と派遣の区分を定めた労働省告示37号がある）で定められている請負の用件を満たしておらず、法的に禁止されているはずの労働者供給事業にあたるということである。職安法施行規則4条によれば、請負であるためには請負会社の側が「1. 作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること、2. 作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること、3. 作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること、4. 自ら提供する機械、設備、器材（業務上必要な簡単な工具を除く。）若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと」（同法施行規則4条）という4つの用件を全て満たす必要があるとされている。しかしこの事例では「工場では請負会社はいっさいタッチ」せず、残業命令は請負先企業の係長が行っていたことにみられるように、請負会社の側が「作業に従事する労働者の指揮監督」を行っているとはいえず、二つ目の要件に反していることは明確である。

同事例のように請負の形態をとっても、その要件を満たしていないと考えられるケースは「アンケート」をみれば現実には少なくないものと思われる。

例えば同条の「自ら提供する機械、設備、機材、もしくはその作業に必要な材料、資材を使用し」

図表11 宿泊施設の有無 (M.A.)

	企業数	%
自前の宿泊施設を所有	19	41.3
会社契約のホテル・アパートを貸与	32	78.3
アパート等を労働者に紹介	40	8.7
所有せず	5	10.9
その他	2	4.3
合計	46	100.0

出所)「アンケート」

という規定は、使用している機械、設備等が請負会社所有のものか、請負先のものである場合には、相応の使用料を支払うことが必要である旨を定めているのであるが、「アンケート」によれば生産に使用する設備・機材については、自己で所有している請負会社はまれであり、ほとんどが取引先から「借りている」としており、しかもその半数近くが「使用料を支払っていない」「支払っているが額は少額」であることがわかる（図表12、13）。しかも請負業務の内容として堂々と（？）「労働力の供給のみを請け負っている」と回答している請負会社が全体の6割以上も存在しているのである（図表14）。

なお、雇用契約書、請負契約書、安全衛生に関する覚書書、業務処理のための職務分担表、業務実施記録報告書、時間外労働や休日労働の協定書、さらには労働者名簿さえも存在せず、請負業務の内容が契約書に記載されていないと回答した請負会社も少數ながら存在していたこと、労働者に対して採用時の健康診断、安全衛生教育、定期健康診断を実施していない請負会社も少なくなかったこと、を付け加えておく（白井〔1999〕参照）。

IV おわりに

戦後改革の中で制定された、職業安定法はその44条で労働者供給事業を原則として禁止し、労働基準法は6条で中間搾取を禁止した。労働者供給事業のように雇用関係に当事者以外の第三者が介入することは、戦前に少なからずみられたように強制労働やピンハネといった前近代的、封建的労使関係の温床となったということを鑑みて、こうした条項にはそうしたことを禁止することで労使関係面での前近代性、封建性を除去し、市民社会化を進展させるという意図があったことは明確である。その後52年の職安法施行規則4条の改定により請負要件が緩和され、1985年には労働者派遣法が制定され、当初の趣旨は大幅に後退させ

られた。さらに近年の規制緩和の大合唱の中で、99年には労働者派遣法（及び職業安定法）が改定され、派遣対象業務が原則自由化（ただし生産工場業務は「当分の間」は対象業務外）されるというように、戦後改革の過程で前近代的、封建的労

図表12 機械設備の提供

	企業数	%
取引先が提供	39	81.3
請負会社が提供	1	2.1
請負契約毎に異なる	9	18.8
合計	48	100.0

注) 複数回答はそのまま生かした。

出所) 「アンケート」

図表13 機械設備の使用料支払いの有無

	企業数	%
使用料を支払っている	17	37.8
使用料を支払っていない	20	44.4
支払っているが額は少額	9	20.0
その他	4	8.9
合計	45	100.0

注) 複数回答はそのまま生かした。

出所) 「アンケート」

図表14 請負業務の内容（M.A.）

	企業数	%
労働力の供給のみ	31	63.3
生産ラインの一部工程	35	71.4
生産ラインの一単位	19	38.8
一生産工程	14	28.6
生産工程の企画、設計から生産工程まですべて	2	4.1
商品開発	1	2.0
技術開発	4	8.2
コンサルティング	2	4.1
その他	2	4.1
合計	49	100.0

出所) 「アンケート」

使関係を除去し労使関係を民主化(市民社会の原理による労使関係を実現)するために制定された労働立法は現在大きく掘り崩されようとしている。

もちろん時代の流れの中で制度政策の変更は不可欠である。しかし本小論の拙い分析によても、請負労働という領域においては、前近代性の除去ということが現在においても必ずしも行われていないのではないか、そして現在の長期不況の中で労使関係の中に存在するそうした性格が密かにどころか積極的に、かつあからさまに活用されるようになってきているのではないか、ということが伺われる。それゆえその意味で現在の労働政策が、不安定就業労働者の中でもさらに就労の不安定性が、大きく、市民社会の原理に反する要素が常につきまとう請負労働に対してどのように対応しているかということは、まさに我が国における市民社会の進展度を図るリトマス紙なのである。

- 1) 機械振興協会経済研究所のプロジェクトの一環として96, 97年に行った「生産システムの展開と人材活用」調査と、文部省科学研究費の補助を受けて97, 98年に行った「請負労働に関する法的・経済的研究」調査(筆者は98年のみ参加)。前者は機械関連企業の工場に対するヒアリングとアンケート調査(97年1月実施、「生産システムの新たな展開と人材活用のあり方に関するアンケート」調査)によって、後者は請負会社、工場、請負労働者へのヒアリングとアンケート調査(98年10月実施、「『契約労働』に関するアンケート」調査)によって行われた。前者の結果は機械振興協会経済研究所[1997][1998]、後者の結果は鎌田編[1999]にまとめられている。
- 2)もちろん活用上の問題はここで述べたものにとどまるものではない。とりわけ賃金額、その算定方式、請負代金と賃金額との関連等賃金に関することの中に

は、最も本質的で大きな問題が内包されていると思われるが、今回の調査ではその一部(賃金形態と賃金決定基準)を除いて対象とすることができなかった。困難ではあるがこうした点の調査が不可欠であろう。なお「アンケート」によれば賃金形態は日給、日給月給制で半数近くを占め、賃金は職務か請負契約を主たる基準とし、それに若干勤続年数が加味されて決定、賞与・慰労金制度は3分の1以上の企業が「なし」と答えている、ということがわかる(白井[1999]参照)。

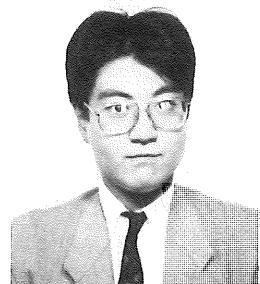
- 3)「組頭=親方制度」(いわゆる労働者供給事業)を分析した藤本[1984]は、その機能のひとつして「生活管理的機能」を指摘し、その部分でもピンハネがなされている実態を分析しているが、現在においても請負労働の分野でよりマイルドな形であれ、そうした側面がなお存続しているのかもしれない。

参考文献

- [1]鎌田耕一編[1999]『請負労働に関する法的・経済的研究』
- [2]機械振興協会経済研究所[1997]『90年代の生産システム革新と人材活用』
- [3]機械振興協会経済研究所[1998]『セル生産方式と生産システム革新』
- [4]白井邦彦[1997]「調査報告:生産システムの新たな展開と人材活用」機械振興協会経済研究所[1997]
- [5]白井邦彦[1999]「調査報告:『契約労働』に関するアンケート」調査結果』鎌田編[1999]
- [6]白井邦彦[2000]「機械産業における請負労働者活用に関する一考察」釧路公立大学『社会科学研究』12号
- [7]藤本武[1984]『組頭制度の研究』労働科学研究所

(しらい くにひこ 釧路公立大学)

浮遊化・棄民化する若者と 日本資本主義の今日



MIYAUCHI Takuji

宮内 拓智

日本の若者をめぐる「世紀末的現状」の数々。だが、そこには、日本資本主義の今日的位相が反映されており、日本資本主義の「ミクロ・コスモス」と「マクロ・コスモス」が、複雑にかつ相互作用的に刻印されている。

はじめに

本稿は、日本の若者における「暴力の文化」的状況を手がかりにし、その背景として、①「ネクロフィリア（他者抹殺・破滅の願望）」的な「競争の文化」および②資本主義の「ミクロ・コスモス」としての学校教育をとりあげるとともに、「マクロ・コスモス」としての日本資本主義における2つの戦略的要因、③社会階層としての「若者」を消費マーケットとしての「若者」に再編していくマーケティング戦略と④「雇用破壊」を目指す財界の「雇用の流動化・弾力化」戦略が、若者の職業的アイデンティティ形成を妨げる大きな社会的・構造的原因であることを問題提起するものである。

I 若者と「暴力の文化」 ——「書物が死ぬところに、 暴力は生まれる」——

90年代に入り、若者をめぐる凶悪な事件が頻発し、それらはいずれも、凶器を用いた凶暴性・衝動性、仮想現実の中の自己を演じる虚構性・演技性、弱者をも攻撃する無差別性・残虐性等々、今日の若者の間に「暴力の文化」とでも言うべきものが蔓延しているかの様な印象を強く与える。例えば、「世紀末」と呼ばれた1999年、2名の死者を出した「東京池袋通り魔事件」や死者3名・負傷者12名を数える「下関駅連続殺人事件」など、「挫折」し「転落」した「エリート予備軍」の犯罪も記憶に新しいところであろう。また、「月ヶ瀬村少女殺害事件」や「神戸連続児童殺傷事件」、通称「酒鬼薔薇事件」などもその残虐さゆえに、今なお、人々の印象に残っている事件であろう。さらに、『警察白書』などの統計資料によても、日本の総人口の10%程度を占めるに

過ぎない青少年の犯罪が、全刑法犯の4～5割、さらに、殺人・強盗・強姦・薬物などの凶悪犯罪で3～4割を占めている点が驚かされる。また、これは80年代の統計だが、青少年対策本部の『青少年と暴力に関する研究調査』によれば、中高生の2.5人に1人が「親を殴りたい」という願望を、また、3人に1人が「教師を殴りたい」という願望を持っており、さらに、7割近くの者が「いじめ」を許容するほど暴力願望を蓄積している。

こうした「暴力の文化」の背後には何があるのだろうか。こうした点を示唆してくれるデータがいくつかある。例えば、中里至正・松井洋著『日本の若者の弱点』(毎日新聞社、1999年)によれば、現代日本の若者の価値意識は、①「自分が幸福になればよい」、②「人のことは考えない」という自己中心的傾向が強く、しかも、③「お金が大切」という金銭志向であり、また、④「努力より運だ」と考え、⑤「将来の事を考えない」という成り行き任せの「刹那主義」志向であるという。つまり、現代日本の若者たちは、自己中心主義で、物質的欲望の満足に異常な関心を払い、しかも、時間的展望を持たない人間であると言う。言い換えれば、日本の若者は、自分の人生の将来を考えないから、勉強や仕事に身が入らないし、ついその場その場の誘惑に負けやすく、従って、容易に犯罪行為に走りやすいというのである。そして、単に誘惑に負けて、「窃盗・横領(青少年刑事犯の約8～9割がこれであるが)」に走るだけでなく、こうした「個人主義の論理」を「万人の万人に対する闘い」という極論まで推し進め、「幸福の追求」をナルシスティックな自己耽溺のプロセスへ変化させる重要な契機のひとつが、「競争の文化」である。

アメリカの教育学者A. コーエンの『競争社会をこえて』(法政大学出版局、1994年)によれば、「競争の文化」は恐るべき特質を備えている。すなわち、「個人主義的な競争」は神経症的で破滅的なものへと必然的に変質する。この文化に属する人間は、はじめて会った自分の競争者でない人間に対しても競争意識をもって相手を蹴落とそうとする。自分の仕事と関係がなくとも、相手が儲かることが面白くないという。しかも、単に自分がある点で他人より優れているというだけでは気

が済まない。自分が例外的な存在でなければ気が済まない。こうして彼の野望には敵意が満ち溢れ、自分が成功することよりも、他人が負けること、失敗することの方が大切になってくる。すなわち、自分が幸せになることはもはや大切ではなく、他人がみんな不幸になることが大切となる。自己の幸福を追求するのではなく、他人の不幸を追求する者へと変質する。エーリッヒ・フロムの有名な『悪について』(紀伊国屋書店、1964年)によれば、人間性における「悪」とは、①ナルシスティックな自己愛にもとづく、②胎内回帰・幼稚化の願望、および③死・破滅への願望(「ネクロフィリア」という)の集約的表現であるという。そして、今日の「競争の文化」は、こうした人間性の「悪」を「拡大再生産」させる。すなわち、「暴力の文化」は、若者たちの傷つけられた幼児的全能感が「世界」を破壊し、「他者」を抹殺することを命じるために生み出されたものであろう。

今日、競争が、我々の生活にどれくらい浸透しているのか、あまりにも「自明」のことであろう。企業が、政府が、病院が、学校が、日本にある多くの社会的制度が「競争的」になるよう強制されている。久富義之著『競争の教育』(労働旬報社、1993年)によれば、60年代にはじまった能力主義的な選抜と競争が、オイルショックを契機に、「開かれた競争」から「閉ざされた競争」へと変化したとする。すなわち、選抜・競争が、「中流社会」に参入するための競争から、そこに参入できなくなったもの同士を突き落とし合う競争に主要な局面が移行したと。もはや、学校は、「階級・階層上昇」のための「社会的装置」ではなく、「階級・階層再生産」の「社会的装置」として機能し、支配・抑圧、無知、貧困を再生産する。

こうした学校の社会的性格の変質は、そこに集う青少年たちの意識を、「将来にむけての努力」や「学び」から遠ざける。学習時間に関する国際比較調査を見ても、世界平均が約3時間であるのに対して、日本の場合、「30分～1時間」の範囲に集中し、しかも「勉強は一切しない」が7割に及んでいる。さらに、深刻な事は、「学校教育」だけでなく、教養一般・知性一般に対しても不信感が根強く、例えば、毎日新聞の学校読書調査など

も、中学生の5割、高校生の7割が、1月に1冊も本を読んでいないという状況である。

自分を「商品」として経験すること、そして自分の価値を「使用価値」としてではなく、価値尺度で測られる「交換価値」として経験することによって形づくられる人格を、「市場的性格（人格）」とするならば、それはまず、学校教育を通じて経験させられる。いみじくも、ブラジルの教育改革者パウロ・フレイレが「銀行預金型の教育」と指摘するように、学校教育は、「資本主義的商品市場経済」のメタファーが成り立つ世界なのである（『被抑圧者の教育学』亜紀書房、1979年）。なぜなら、学校教育で中心となる「学力」という概念は、貨幣と同じように、①「評価基準」として、また、②「交換手段」として作用し、③貯えることのできる「貯蔵手段」として機能する。しかも、貨幣が、貯蔵それ自体を欲望となす唯一の商品であるのと同様に、「学力」もそれ自体が欲望となる教育の概念である。その上、④「学力」は、貨幣と同様、それ自体が、フェティシズムのイメージ的産物であり、一種の仮想現実の社会を構成している。それ自体としては何の意味もない1枚の紙切れに過ぎないはずのテストの得点が、あるいは通知票や内申書等の数値が、あたかも万能の「資本」のような幻想を生み出し、その価値以外のすべてを無意味で無価値なものだと思わせている。他人を打ち負かすことと質の高い仕事をすることは、全く違う概念であるという「当たり前の事」が成り立たない世界。ここで、私が主張したい点は、学校教育が、「資本主義的商品市場経済」を人々に教え込ませているということではなく、資本主義の産物として文化的・構造的共通性を通底させているという点である。また、フランス革命以後、コンドルセの『革命政府における教育計画』（岩波文庫、1949年）に代表される、人民＝国民の自己形成・自己解放・自己成長・自己発展の歴史的プロセスとして形作られたところの「国民教育としての学校教育」が、その後の歴史的展開によって、むしろ「対立物」になっている点でもある。

Ⅱ 「超・消費世代」の登場 ——「高度大衆消費社会」 を「浮遊化」する若者——

暴力の拡大、貨幣への盲信、反知性主義の登場、大人への不信、道徳的規範の喪失、実存的危機の拡大、麻薬や性的快楽への依存、等々、現在、日本社会に蔓延している現象は先進資本主義諸国の中若者達に共通している現象でもある。無論、各國における違いの側面も大きい。日本では、アメリカとは異なり、ドラックはともかく、銃の問題はそれほど深刻化しているわけではない。むしろ、日本では、「援助交際」という売春を行う女子高生が、「お金」に欲望し、「オジン」とか、「オワッテル」と蔑む男達を相手に自らの身体と性を商品化することが問題となっている。

東京都の調査によれば、女子高生の4割が「テレクラ」に電話をし、4%が「援助交際」という売春を体験したという。高校進学が9割を超えて大衆化していく一方で、「閉じた競争」を展開しうる状況の下で、「しっかり勉強する存在」にアイデンティティを見出せず、性的に早熟だったり、「遊び」にしか関心がなかったりする者が多数現れても不思議ではない。だが、この問題は、その際、セクシャルな出会いが期待されているわけでもない点にある。「働くお金が欲しい」という、この単純な行動原理であり、それが、無邪気な明るさで、不労所得をガッポリ稼ぎ出すことを追求した「バブル時代」の経済行為を支えた「大人達」のメンタリティをキャッチアップしたものであり、さらに言えば、「学力」という名の「貨幣」を盲信する学校教育との距離も、それほど遠いものとは私には思えない。この意味で、「個体発生」が「系統発生」を繰り返すかのように、「金がすべてのバブル時代」の始まりから「崩壊」までを突き進んだ日本資本主義の「暴走過程」を、個人史の体験で突き進むかのような印象を受ける。私には、戦後日本が、「学校」という資本主義の「ミクロ・コスモス」と「企業」という「ミクロ・コ

スモス」が、暴力性を秘める傲岸な生産力を「草の根」から創出・糾合しながら構築してきた「薄汚い欲望の化身」としての姿がみえる。

また、彼女らは「バブルのフォローアー」というだけでなく、消費のフロンティアとしても位置づけられてきた。衣服も興味も行為も著しく画一化されている彼女達であるが、「ポケベル」から「プリクラ」、「たまごっち」、「ケイタイ（携帯電話）」に至るまで、これらのヒット商品をはじめとした様々な消費アイテムは、マーケティング戦略の「賜（たまもの）」でもある。

マーケティング戦略において、若者は「大衆消費者会」の社会風俗を変革したり、消費ブームを先導するものとして、すなわち、消費マーケットを活性化させ、市場的再編をもたらすものとして積極的に位置づけられている。実際、戦後日本の経済発展にともない、拡大の見込める消費者市場の開拓が急激に進み、そのひとつの焦点が、若者向け市場であった。1960年代後半から70年代にかけての大消費ブームを背景に、「ヤング市場」が出現し、以来、拡大を続け、やがて、「ローティーン市場」、「ハイティーン市場」というように、それぞれ中学生、高校生を中心とした市場へと枝分かれし、80年代には、10代終わりから20代前半にまたがる「新人類」という、文字どおり新しい年齢層を生み出したのである。そして、80年代以降、広告代理店の中にも「ティーン」たちを専門的に扱う部門が設けられ、これらの若者市場に向けたマーケティングのためのシンクタンクまで設立されるようになった。マーケティングは、ただ「時代の流れ」を読むにとどまらず、自らその流れを変えにかかる。情報を巧みに操りながら、若者の微妙な心の動きを捉え、「シナリオ通り」の購買行動へと駆り立っていく。とくに、日本のマーケティング展開は消費者の動向を読む感覚に優れており、若者たちが、今、何を求め、次に何を求めるかを、彼ら自身が気づくよりも早く察知して、彼らの関心を集める。例えば、あるマーケティング・シンクタンクは、今日の若者の生態と消費の実態を、5つの「科」、12の「属」、27の「种」に細分化して見せている（エイムクリエイツ編『世纪末ヤングエイジ生态図鑑』ダイヤモンド社、1996年）。

こうした戦略の核となるのが、いかにして「ティーン」たちに接近するか、ということであり、移り気な「ティーン」たちの耳目を集め続けるためには、手を変え、品を変え、今までとは違う仕掛けを作り出す必要がある。「大衆消費社会」を批判する言説であった「差異化」というタームまでが、マーケティング戦略の方向性を示すものとする貪欲な「吸収力」で、「個性化幻想の画一化現象」が生み出されていく。しかも、マーケティングが開発する「ヤング市場」は、1973年の第一次オイルショック、79年の第二次オイルショック、87年のニューヨーク株式市場の大暴落など、各時期ごとの景気低迷を吹き飛ばす、市場の「カンフル剤」としての役割がつねに期待されていた。その過程で、本来、商品化されないようなものまで「市場原理」にのっとって、次々と商品化され、「過剰商品化」を特徴とする「高度大衆消費社会」が、80年代には成立する。

そして、1990年の東京株式市場大暴落および「バブル経済崩壊過程」において注目されたのが、日本がキャッチアップ型経済発展を成し遂げて以降に生まれた「超・消費世代（1955年以降生まれた世代）」である（メリー・ホワイト著『マテリアル・チャイルド』同文書院インターナショナル、1993年）。なかでも有名なのが「団塊ジュニア世代」であり、彼らは、「イチゴ世代」とも呼ばれた世代であり、1971～74年生まれの約800万人という「20世紀最後のボリューム世代」である。1995～2000年の間に彼らによって生み出される市場規模は約76兆円に達すると予測される（エイムクリエイツ編『団塊ジュニア世代市場の読み方』ダイヤモンド社、1995年）。また、そのすぐ下の「ポスト・団塊ジュニア世代」が総数で約1,900万人で、その内訳は、「1975～78年生まれ」が約722万人、「1979～82年生まれ」が約627万人、「1983～86年生まれ」約580万人を数え、それぞれ、55～68兆円規模の市場規模になる。

こうして社会階層としての「若者」が、消費マーケットとしての「若者」に再編されていくわけだが、「過剰商品化」を特徴とする「高度大衆消費社会」がすでに基盤としてあり、その中で、人々のメンタリティそのものが変わる。すなわち、自分の仕事や職業に生き甲斐を求める、その活

動を通じて「自己実現」を図ろうという「生産価値観」が後退し、娯楽や余暇の中での「自己表現」を楽しむ「消費価値観」が優位を占めるようになる（広岡守穂著『豊かさのパラドックス』講談社現代新書、1986年）。しかも、食生活から映画・ビデオ・スポーツ等の趣味や娯楽の世界には隅々まで市場経済の原理が浸透し、「過剰商品化」が進んでいる。そこでは、「自己表現」の世界は受動的で、「商品を選ばれる個性」でしかない。また、優勝劣敗の「競争原理」が働き、勝ち残った少数はいざしらず、敗者となった多数のものには、「自己実現」の機会は大幅に制限される。そこに、「貨幣への盲信」がある。つまり、「自己実現」が叶えられないための代償として、受動的に、いわば、仕方なく、商品選択による「自己表現」の世界を求めざるをえない。それゆえ、彼らには、この「高度大衆消費社会」を漂い、浮遊する感覚がつきまとっている。ここで、我々は、エーリッヒ・フロムの「消費＝所有（To Have）」を中心の価値観と存在様式に関する言葉を思い出さなければならない（エーリッヒ・フロム『生きるということ』紀伊国屋書店、1977年）。彼は、フロイト心理学を援用して次のように述べる。所有することにのみ専念する人物は神経症的であり、精神的に病める人物であり、こうした「肛門性愛的性格」の持ち主が大多数の構成員である社会は、「病める社会」である。

III 「大失業時代」を生きる若者たち ——「棄民化」する 若者が示すもの——

その結果、若者は、この社会を「浮遊」する存在となる。消費主義が、全世界を飲み込もうとする態度を生み出すからであり、消費はすぐにその欲求充足的性格を失うからである。また、「高度大衆消費社会」は若者を「棄民化」させる。

1996年の学生援助会の調査によれば、首都圏40キロ圏に住む174名の高校生（男子87名、女子87名）のうち、男子高校生の50.6%、女子高校生の37.9%がアルバイトをしており、その目的と

して、「外食・普段の小使いのため（男子67%，女子79%）」が最も多く、ついで、「高級な商品・ファッションのため（男子53%，女子47%）」「レジャー・旅行の資金づくり（男子21%，女子36%）」となっている。「高度大衆消費社会」は、まず、欲望に魅入られた若者を「労働市場」へと引きずり込む。そして、今日の「労働市場」に引きずり込まれた「若者」はどうなっていくのであるか。

近年、マスコミ報道で、ある都内の高校で5人に1人が、また別な高校では生徒の8割が、なりたい職業は「フリーター（パートナー）」であると答えて、世間を驚かせている。実際、今年度の高校卒業者で、進路未定者が約13万人、率にして9.3%となっている。その他、大学・短大での進路未定者22万人、就職5年以内で退職した者等々を合わせて、「フリーター100万人時代」が到来したといわれている。だが、しかし、こうした若者の「失業・半失業」の問題は、「15～24歳」の失業率8.1%という「最低・最悪」の数字を記録した近年だけの「局部的」な問題ではない。「15～24歳」の若年層の失業率は、景気が好調だった時期、例えば、1990年で5.9%，実数で約50万人を数え、また80年でも4.4%，実数約32万人という、一貫して高い水準を示しており、「構造的」な問題なのである。80年代後半以降、「情報化」、「国際化」、「サービス化」等々をキーワードとして日本資本主義の構造変化が進展するとともに、若年労働者層のフレキシビリティもまた上昇した。「円高不況の終わり」の時期である1987年における、青少年の年間就業日数の実相をみてみると、「就業日数250日以下」の層が、10代で46.7%（約79万人）、20代前半で38.3%（約228万人）もあった。「90年代不況」のはじまる92年には、すでに、10代で66%（約113万人）、20代前半で46.9%（約329万人）と、いずれも大幅に上昇している。とりわけ、不規則的・季節的就業者層は、10代で、9.9%（1987年）から11.5%（92年）へ、20代前半で、4.3%（87年）から5.5%（92年）と、いわゆる学生・高校生のアルバイトの増大を含む多様な形態の不安定就業が、若年層を巻き込んでひろがり、若者層が「24時間社会」に最も適合した労働力市場として編成されていく

た。

さらに、企業間での「リストラ競争」が繰り広げられ、「戦後史上最低最悪の失業率」という状況の中で、パート・アルバイトといった不安定就業者層は、若者層だけでなく、日本資本主義にとって「当たり前」の「雇用形態」となってきていている。例えば、総務省『労働力調査』によれば、90年代後半、「正規従業員」が79.7%（1994年）から、76.4%（98年）へと減少していく一方で、パートは、11.6%から13.2%へ、アルバイトが5%から6.6%へと増加している。また、98年から99年の1年間では、雇用労働者の総数が54万人減少するとともに、正規雇用が106万人も減少するという未曾有の事態となっており、その一方で、パート・アルバイトなどの非正規雇用は逆に、52万人増加し、ついに1200万人の規模に達している。さらに、今後、「改正労働者派遣法」の実施による派遣労働者の増大、「SOHO」・「在宅ワーク」といった「自営的」就業形態などが、より一層、労働力の不安定化・流動化・フレキシブル化を推し進めていくであろう。

こうした「雇用破壊」、すなわち、今日の失業問題は、景気変動による一時的な失業というよりも現代資本主義の経済構造から生じる構造的な問題であり、完全失業率が、アメリカで4.3%，イギリス4.8%，オランダ4%という点から見ても、先進資本主義各国で共通し、慢性化している問題でもある。そして、今日の「雇用破壊」の傾向の最も強力な推進力のひとつとして、政府・財界の「21世紀戦略」が挙げられる。例えば、1995年に日経連は、これまで6,000万人で行ってきた日本の総生産活動を、今後、4,000万人で行う事を前提とし、労働者の階層を、①「長期蓄積能力型グループ」，②「高度専門的能力活用型グループ」，③「雇用柔軟型グループ」の3層に分け、「雇用の流動化・弾力化」を急速に推し進めた。これは、「終身雇用制度」や「年功型賃金体系」等を特徴とした「日本の経営」そのものが崩壊し、従来の「会社に就職して定年まで働く」という労働者の「標準的」なライフ・モデルが成立し得ない状況が生み出されているということである。いわば、日本経済全体の「構造改革＝リストラ」が推し進められていく中で、不安定雇用者層のより一

層の拡大が進み、そうした全体的な状況の中で、「未来に展望の持てない」多くの若者たちが「フリーター（ブータロー）」となっていく。あるいは、「フリーター（ブータロー）」にさせられている。これは、若者の職業的アイデンティティにかかる問題であるとともに、社会経済システムの問題である。少なくとも、人間発達の観点から労働そのものを位置づけてみた場合、「アイデンティティ・クライシス（自己確認の危機）」の問題は、「疾病」を直すのか、「社会」を正すのかの問題につきあたる。

今、この時代を生きている「若者」という存在が、自己の「心の姿」と「身体のリズム」を媒介にして、現代という時代の相貌を我々に語りかけている様に、私には思える。

むすびにかえて ——「未来」を我らの手に——

これまで見てきた「暴力の文化」、「超・消費世代」、「職業的アイデンティティ形成の困難さ」、さらに近年では「分数のできない大学生」等々、若者の現状は「世紀末的様相」を見せていく。「低学力」でかつ、「生活習慣それ自体」の「崩壊」、「生きる意欲」さえないような状況の深刻さ。何故、彼らがそうなっているのか。彼らがそうしている元凶が何であるのか、何が彼らを蘇らせるのか。その洞察を深めなければならない。そして、私は、次の様な夢を見る。「我々は生まれつき知能が低いのか意志が弱いのか能力がないのか、もしそうなら我々は劣等人間だ。しかし、もし、そうでないならば、我々は社会悪の犠牲者だ！」と、若者たちが叫ぶ日の来るのを。

私は主張したい。変わったのは、「能力の分布」ではなく、「機会の分布」であることを。さらにいえば「トップに近いものが不釣り合いに大きな分け前を得る市場」あるいは「富める者は益々富み、貧しき者は益々貧しくなる」という「ひとり勝ち社会」の登場に原因のあることを。

（みやうちたくじ 所員 京都短期大学専任講師）

変化の中の中学校

—学校の<家庭化>と<公共化>をめぐって—

中学校教育は年々「第二の家庭」としての機能を担い、その役割を肥大化させてきたのだが、高まる学校批判の中で、ついに2002年度より戦後最大規模と言われる変革を向かえる。その周辺状況をレポートする。

TAKAMURA Mitsugu

高村 貢

2000年、年頭号の『NEWS WEEK 日本版』に、イギリスの教育事情について当地の映画制作による短いレポート記事が寄稿されている。それによると、かの国では家庭の「教育力の低下」に伴って、学校が家庭になり代わり子ども達の「心の拠り所」、「生活の場」としての機能を担う必要性が増大しているのだという。

なるほど、かの国でも事情は似ているか、との感想をもって私はこの記事を興味深く読んだ。我が國の中学校教育の現状を、簡単に言い表すのは難しい。しかしながら、私はこれを「学校の<家庭化>と<公共化>という、二つの方向性の争い」として読み取ってみたいと思う。

I <家庭化>する中学校

戦後民主教育下の中学校は、あれこれ紆余曲折の変遷を経て現在に至っているが、ただ一つだけはっきりした傾向として言えるのが、戦後、一貫して学校はその機能の肥大化を押し進めてきただらうということである。年配の教師達は口をそろ

えて言う、「昔は、こんなに忙しいなんてことはなかった。」

細かい変更は諸々あるのだが、実際のところ戦後50余年の間、中学校は驚くほど制度的に見てその基本的な仕組みを変化させていない。教師と子ども達の様子は変わったものの、学活、時々の集会から授業、清掃、そしてクラブ活動まで、黒板と白墨とを用いて織りなされる学校の諸活動は、この半世紀間に古色蒼然として変化がないのである。では何が変わったのかといえば、子ども達の生活面に対するケアが膨れ上がってきた、ということであろう。

生徒(生活)指導の名のもとに、登下校、時間、食生活への指導から、言葉遣い、服装、髪型、果ては男女交際から遊び方、細々とはノートの取り方、着替えの順番まで、生活のありとあらゆる局面への配慮、対応と指導、それが現在の我が國の中学校教育に見られる大きな特徴である。

古くから教育運動として、貧困家庭、児童に対する取り組みとして家庭訪問や衛生、食生活指導が進められてきたが、それが今日では全生徒へと拡大された感がある。最も大きなポイントとなつたのは、80年代に巻き起こった非行・校内暴力への対応策として、生活指導が重視されたことであり、教師達は子ども達の一挙一投足に仔細な視線を投げかけることになった。あきれるほどに細か

く数の多い校則や男女交際や服装髪型への神経質な指導、すなわち「管理教育」とはその時の名残である。

今日、中学校教育の問題として受験熱の弊害が言われることもあるが、公立学校に絞って言えば、むしろそれは後退しつつあることも筆しておかねばならないだろう。とりわけ都市部では受験意識の高い子ども達は私立中学校へと抜ける割合が多くなってきていたために、公立中学校では受験熱を煽ることができなくなってきた。また、精選が進められ、教科で教えるべき必須の内容は年々減ってきていている。学力は、詰め込まれているのではなくて、つまりむしろ下がってきているのである。今次の中教審答申によって、2002年からはさらに現行の10分の7程度にまで教科内容は低減されることになる。

ありていに言えば、学校は、つまり勉強よりも「生活の場」ないし「しつけの場」としての機能を年々強めてきている。それは子ども達の様子や意識の変化からも伺い知ることができるだろう。

授業中のおしゃべりや手紙、勉強への意識の低さ、教師への尊敬のなさなどが現代の子ども達の「病質」としてしばしばメディアに取り上げられ非難されるが、現場で見る感想として言えば、子ども達は勉強をするために「公共の場所」にいく、というよりは学校に生活するために「私的な場所」にいくという意識で学校にやってくる。だから友達や好きな人への意識が授業よりも優先するのはさして剣呑な悪意や病的な障害があつてのものではない。逆から言えば、学校側は子ども同士の些細な喧嘩でさえ相談室に呼び出して指導するという体制で子ども達を迎えていたのだから、子ども達が馴染んだり甘えたりするのは当然といったところかも知れない。そうして、どのようなアンケートを取ってみても理想の教師像は「親身な友達のような」ものとなる。

しかして、学校でのいじめがしばし自殺までを招く出口なしのものとなってしまうのも、非行や問題に明確な対応策がないまひとつ示しきれないのも、家庭同様の「生活の場」として学校が機能てしまっているゆえであって、時として教師による解決が難しいのも、また逆に教師にその解決の期待が大きくかけられるのも、教師自身も生活の

場を同じくする「親族」だからなのである。

Ⅱ 都市部中学校の沈静化と問題の郊外化

そして現在、〈家庭化〉しつつある学校は奇妙な落ち着きを見せており、90年代に入って、非行や校内暴力は都市中心部においては沈静化し、その舞台は都市近郊や地方都市へと移った。その理由はあれこれと挙げることが出来るだろうが、およそ主には3つのことが考えられるだろう。

第一には、都市部では土地、家賃が高騰し切ってしまい、子どもを持てる家庭の質が限定されてきている、ということが挙げられる。専門職や自営商工業者の割合が相対的に高く、また、主婦のパート環境も地域内にあることが多い。持ち家は少なく、賃貸が主であって店舗と一体となった家に住む割合も高い。子ども達は幼いころから親達の労働や社会を身近に感じ、また他の大人たちの入り込むことの多い、半ば開かれた家庭に育っている。

このことは、離婚や父子・母子家庭が多くなるという面も一方で抱えさせることになるのだが、しかしながら子ども達にとって学校の教師達は親身なものに感じられるようだ。都市部の子ども達は総じて人懐っこく、学校で緊張しない。

逆に、莫大なローンを背負って土地に縛りつけられ、またゆえに長時間の残業や通勤時間に親達が喘ぎ、またパート環境も地域内になく、人口の移動も激しいゆえに地域が真空化し、子ども達や親さえも孤立して緊張する、といった矛盾の集中が都市近郊では起こっているようだ。

第二には、少子化の劇的に進行する都市部では、制度的な充実が子どもひとりひとりに行き渡る、という点も挙げられるだろう。小規模な1学年4~5クラス程度の学校が多くなり、教師がほぼ学年の生徒全員を掌握しうるようになった。ここでも、学校の「第二の家庭化」が起こる。子ども達にとって学校は見知らぬ大人のいない場所である。

そうして第三が、上述した、学校側のあれこれのケアを引き受ける「家庭化」である。都市部の学校の特質とは、総じて言えば「馴染み」であろう。教師達の姿は、近郊や地方のそれに比べて保父・保母的だと言われている。

III 苛立つ声

しかしながら、これは奇妙なエアポケット的な状態といったもので、子ども達が落ち着きを見せる一方で勉強・授業への取り組みは低下しつつある。年々、公立中学校のテスト平均、学力は低くなりつつあるというのが現場の感想であって、おとなしいけれども基礎学力がまるで身につかない、という子ども達が増加しているというのが教師達の一致した声だ。<家庭化>の進行する都市部と<荒れた>近郊部を比べると、逆に近郊部の生徒達の方が受験に強く平均点が高い、という状況も長く続いている。

こうした状況に苛立つ教師達も増えているようでは、例えば「プロ教師の会」の河上亮氏は、「公の場」としての学校の再生を叫んでいる。曰く、教師は公の論理を教え「父権」を体現する「演技者」、教室を公のルールが支配する場として演出する者であらねばならない。一方で進行する学校の「崩壊」の原因を、「家庭の教育力の低下」に求めつつ、家庭や街頭の延長線上と化した学校に抗して、「豊かな管理教育」の再生を図ろうと訴えて、教員達の支持を集めつつある。

また、従来学校の閉鎖性、過干渉などが大きな非難を浴び、また近年その声はいっそう高まっているのだが、小浜逸夫氏は学校業務の縮小と子ども達の生活へのケアの大膽な軽減化、選択教科の大幅な導入を述べ、社会学者の宮台真司氏はクラス解体などの劇的な改革によって学校による子ども達の生活への干渉を回避し、子ども達自身による自主的な「公共性」の回復を訴えている。

あれこれの主張があるが、かように学校をめぐる声には「公共性の回復」を唱えるものが多く

なってきている。

IV 迎える「大改革」

中学校はこうして<家庭化>と<公共化>を求める荒波の狭間に置かれているわけだが、かくして、2002年にはいよいよ今次中教審答申に従う「戦後最大規模」の学校改革が始まる。これは、週休二日制の完全導入に伴い、従来の10分の7程度にするという教科内容の大幅な低減、学校行事の精選を進めるとともに、選択教科、地域特色に合わせた学校裁量幅の大きい「総合の時間」などを大きく取り入れ、また時間編成もかなり変則の余地のあるものへと変更される。一方では学区制度の解体や地域による学校活動への参加が大きな柱となる。

この改革が実現するならば、まさしく戦後未曾有のものとなるだろう。2002年の導入を目前にして、今、現場教職員達の間では戸惑いの声と混乱が高まっている。とりわけ選択や総合の時間の大胆な導入に関しては、一部学校で先んじて導入された選択教科に関して、いまだ積極的な成果があまり聞かれず、いわゆる「問題児」が一部授業に集まって授業にならないなどの問題が取り沙汰される上に、入試制度の改革に関する提示がないために「進学コースとそうでないコースに分かれるような結果につながるのではないか」など、現場では抵抗の声がかなり強い。また、人的配置や時間の確保などに関して行政より何の具体的な提示も行われていない為に、労働強化をもたらすのではなくという懸念も強く、すなわち現場ではまるで2002年度以降の「学校像」が見えてこない状況が続いている。

いずれにせよ、とある文部省官僚が雑誌インタビューに答えたとおり、「劇的なショック療法」となるだらうことは間違いない。大まかに見て改革の方向性は、機能の肥大化し過ぎた学校教育を部分的に地域へと委譲すること、選択、編成の多様性を導入することによって柔軟化する、対外的

にも開放化し学校の閉鎖性への批判に答えるものと見られるが、それによって「学校を中心とした新しい地域の再生」を狙うものだと思われよう。

このことは同時に受験や勉強を塾や私学にアウトソーシングしていく、ということをも意味するが、学校は地域との共同のもとに子ども達にとって「地域公共性」の機能する場となることが目指されている。いわば、回復すべきとされる公共性を、中教審は地域社会に求めたのである。

V 改革の行方は？

現在、学校教育の問題の原因を、「家庭の教育力の低下」に求める声も強い。しかしながら、消費社会の成熟に伴って、家庭が消費の母体、単位となり、親達もそれぞれ自己の消費の愉しみを追及するようになるとすれば、そしてまた、そうでなければ消費社会が円滑に回転していかないのだとすれば、行政や社会がある程度家庭の「養育」の肩代わりを担う必要性が増してくるのは必然の流れだとも言える。今日、批判を浴びることの多い学校の閉鎖性とは、その実、こうして「親代わ

り」を学校がつとめるが故の「我が家意識」だったと言える。それが今次答申によって大きく開放化へと方向を転換することになる。

しかしながら問題は、とりわけ都市部、近郊において地域を包みしっかりと根ざした教会や互助会などの伝統的なアソシエーション組織というものを現在、持たない我が国において、「地域公共性」といっても、何ら具体的なイメージが抱けない、というところであろう。すなわち、「地域との連携」と一口に言うが、実態としての、有機的な人々のつながりや連携のある、生きた「地域」がなければ、学校の開放など単なるレトリックに過ぎない、行政サービスの種類を幾つか増やすだけのものとなる。

残された期間はあと2年余り。教育とりわけ中学校教育は今日、現代社会における焦眉の課題として注目されている。しかしながら、そもそも学校の週休二日制は、ILOの勧告という外圧によって始まった。その成果は勿論貴重なものが、高まる学校批判を併せて受ける形で、今次中教審答申による大きな改革は始まった。これが玉虫色のリップサービスに終わることのないよう、私達はその帰趨をしっかりと見据えていかなければならない。

(たかむら みつぐ 公立中学校教員)

基礎経済科学研究所編

新世纪市民社会論 —ポスト福祉国家政治への課題—

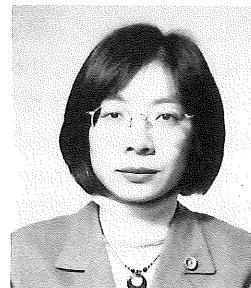
大月書店 本体価格 2600円 [46版]

現代資本主義の「自由主義的再編」がグローバルに展開される過程で進む「国家・企業・家族の相対化」の中に、21世紀市民社会を展望する。談合、天下り、政治資金が社会問題化する社会の大局的な変動を、世界各国の動向も比較しながら解明する。

ご注文は基礎経済科学研究所まで TEL&FAX 075-255-2450

ドメスティック・バイオレンス問題の現状と課題

近年、社会問題化してきたドメスティック・バイオレンスについて、その定義や実態を明らかにし、日本における取り組みの現状と課題を探る。



YUKITA Juri
雪田 樹理

I ドメスティック・バイオレンスとは何か

(1) 定義

ここ数年、日本でもようやく「ドメスティック・バイオレンス(DV)」(「夫や恋人からの暴力」とも言われている)が、女性に対する人権侵害として、また、社会問題として取り上げられるようになってきた。

ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)とは、「親密な関係にある(あるいは過去にあった)者から、その支配やコントロールを維持するために加えられる暴力」である。そして、そのほとんどが男性から女性(あるいは子ども)に対して家庭内で加えられていることから、一般に、夫や恋人などの親密な関係にある男性から女性に対する暴力と定義され、「女性に対する暴力」の一つの形態として、女性の人権問題とされている。

そして、加害男性には、男尊女卑の思想、性別役割意識が強く、「男らしさ」へのこだわりが強

い傾向があること、暴力で妻や子どもを支配・コントロールすることによって、その「男らしさ」を確認していることが、具体的な事例から明らかとされてきている。さらに、社会的・経済的あるいは法的な男女不平等が、これらの暴力を支えていることが指摘されている。DVが社会問題とされているゆえんである。

(2) DVの分類と実態

DVは、殴る蹴るといった身体に加えられる暴力のみを指すのではなく、一般に、以下のとおり、五種類の暴力に分類されている。

身体的暴力=殴る・蹴る・物を投げつける・首を絞める・たばこの火を押し付けるなど

精神的暴力=「馬鹿だ、変だ、何も知らない」とののしる・無視する・「別れたら自殺する」とおどす・「いやなら出て行け」とおどすなど

性的暴力=セックスを強要する・避妊に協力しない・中絶の強制・暴力的なセックスの強要など

経済的暴力=生活費を渡さない・家計の管理を独占し、収入や財産を知らせない・妻が仕事に就くことを禁じるなど

社会的暴力=生活・人間関係・行動などを監視、制限する・親きょうだいや友人との付き合いを禁止、制限するなど

次に、暴力の実態を見るならば、1997年に東京都が実施した「女性に対する暴力調査」では、五割を越える女性が精神的暴力を受けた経験があり、三割が身体的暴力を、二割が性的暴力を受けており、また、17%の女性が三種類の暴力を重複して受けている。また、1997年に「フェミニストカウンセリング堺」のDV研究プロジェクトチームが被害女性を対象に行った『「夫・恋人（パートナー）等からの暴力について』調査報告書』では、五分類全ての暴力を受けた人が60.7%，四つを受けた人が21.4%であり、暴力の継続期間については5年以上が67.7%，10年以上が42.2%であった。

欧米での様々な調査結果でも、少なくとも四人に一人の女性がDVの被害を受けていることが明らかとされている。国や文化等の違いにかかわらず、同様の被害実態があると言ってよい。また、DVは、加害男性の年齢、職業、学歴、社会的階層、人種、文化、宗教などに関係なく、いかなる社会においても生じていると言われている。

1999年10月、日本政府は初めて女性に対する暴力の実態調査を実施した（現時点でまだ結果は発表されていない）が、DVによる犯罪統計が実施されたことはない。しかしながら、『平成七年版犯罪白書』を見るならば、総数で1200件ほど発生した殺人事件のうち、女性被害者が三割、また、親族等あるいは情夫および情婦を含む知人・友人等による犯罪が七割近くを占めており、親密な関係にある男性による女性の殺人が、相当数発生していることは間違いない。

（3）DVがもたらす影響

DVは、女性の心身への重大な影響をもたらす。身体的傷害はもとよりのこと、気分がうつうつとする、摂食障害や睡眠障害、強い不安感、無力感、自信喪失などの重大な精神的被害を受けている。心的外傷後ストレス障害（PTSD）に悩まされることが多い。また、仕事を失ったり、家族や友人・子どもを失ったり、家を失うといった被害も受けれる。

さらに、DVの多くは、子どものいる部屋やその付近で行なわれており、子どもの成長や発達にマ

イナスの影響を与えていていることが明らかとなっている。また、子どもへの虐待とDVは、同一の家庭で発生している割合が高い。子どもに対する直接の身体的あるいは性的虐待が行われていない場合でも、母親に対する暴力は子どもへの心理的虐待となっていたり、あるいはネグレクトの要因となっていることも指摘されている。

Ⅱ ドメスティック・バイオレンス への取り組みの現状と課題

（1）概観

欧米では、既に1970年代以降、フェミニズム運動の高まりの中で、DVが女性の人権問題の一つとして語られ、立法を含めた様々な取り組みがなされてきたが、日本では、1992年、民間の「夫・恋人からの暴力」調査研究会が実態調査を実施したのが取組みの発端であった。そして、1998年、東京都による「女性に対する暴力調査」が実施され、被害の実態が浮き彫りにされた。

1993年、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、同宣言で「女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらにそのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起るか私的生活で起るかを問わない」と定義された。そして、「女性に対する暴力は女性による人権及び基本的自由の享受を侵害し及び損ない又は無効にすること」、「女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係の現われであり、これが男性の女性に対する支配及び差別並びに女性の十分な地位向上の妨害につながってきたこと、及び女性に対する暴力は女性を男性に比べ従属的な地位に強い重要な社会的機構の1つであること」が宣言された。これを受けて、1995年、北京で開催された世界女性会議では、「女性に対する暴力」が行動綱領の

重大問題領域の一つとされた。

このような国際的な動向を受け、日本政府でも、男女共同参画審議会を中心として、女性に対する暴力の撤廃が取り組み課題として提起されるようになり、1999年5月、同審議会が内閣総理大臣に対して、「女性に対する暴力のない社会を目指して」と題する答申を行っている（この答申では、DVは、夫・パートナー等からの暴力とされている）。そして、当面の取り組み課題として、「1 女性に対する暴力に関する調査の実施」「2 関係機関・団体、専門家等への支援と公的機関の取組の推進」「3 女性に対する暴力の根絶に向けての社会の意識啓発」「4 女性に対する暴力の再発を防止する対策の検討」「5 女性の自立のための取組」が提起された。しかし、その具体化はまだである。

以下に見るとおり、我が国のDVに対する具体的な取り組みは、未だ端緒についたところである。民間の女性グループなどの熱心な取り組みによって、問題がようやく顕在化され、社会問題としての一定の認識を得られるようになってきている。しかし、行政や立法による十分な取り組みがなされていない現時点では、私たちが抱える今後の課題は非常に大きい。

(2) 相談窓口

暴力の被害を受けた女性が相談できる、公的な専門機関やサポートシステムは存在していない。そのため、被害を受けた女性たちは、全国都道府県に設置されている婦人相談所（女性相談センターと名称変更しているところもある）や、公立の女性センター・女性会館、民間の女性グループの相談窓口を利用することが多い。しかし、DVの専門機関ではないことや体制の不備、他の機関との連携が困難であるなど、救済を求める女性たちの期待に十分に応えることができていない。DV専門の公的な相談窓口が、地域ごとに無数に設置されることが必要である。

(3) 警察

身体的暴力は犯罪行為であり、性的暴力や社会

的暴力も場合によっては、犯罪を構成する。従前より、被害を受けた女性が110番通報したり、警察に相談しても、殺人などの重大な結果が生じない限り、民事不介入の原則あるいは単なる夫婦喧嘩であるとして、警察はまともに対応してくれないとの批判が多く出されてきた。近年になって、警察もようやく女性被害者対策に乗り出し、1999年12月には警察庁が「女性・子どもを守る施策実施要綱」を策定して、全国の警察に「女性に対する暴力」対策係の新設や被害者支援の強化等を指示し、DVに対しても生命保護の観点から積極的に対策を講じるように指示した。この要綱が、効果的に実現していくのかどうか、現時点では何ともいえないが、イギリスで設置されている専門官制度の実績から学ぶならば、DV専門担当者を設置すること、そして、その担当者が警察署内全体の中で些末な業務としてではなく、重要な業務として位置づけられていくことが必要である。男性優位の警察組織の中で、担当者が大いにその役割を果たすためには、警察と他機関との連携が推進され、担当者の役割が社会的に支えられることが必要である。

(4) 避難場所

被害女性にとって、まず大切なことは、身の安全を図ることである。暴力を振るう男性から、いつでも安心して逃げることのできる場所の保証がまず要求される。しかし、公的に利用できる避難場所は、婦人相談所に併設されている緊急避難のための一時保護所に限定されているのが日本の実情である。しかも、一時保護所の利用方法が全国的に統一されておらず、大阪府下でも不十分な施設が一個所あるのみである、一時保護所を出てからの次のステップへの援助が婦人保護施設（基本的に単身女性が対象）への入所以外は福祉事務所からの母子生活支援施設の利用となるため、手続が煩雑でわかりにくく、たらい回しにされるなど、利用しにくいと言われている。DV被害者専用の母子ともに避難できる場所の設置が必要である。

(5) 民間のシェルター

DV専門の公的な避難場所は、日本ではまだ設置されていない。民間の女性たちが、1980年代半ばころより様々な目的で女性たちの避難場所としてシェルターを開設しはじめた。そして、1990年代に入って以降、夫の暴力から逃れる女性を対象としたシェルターが各地に作られていった。現在、全国で設置されている民間シェルターは20数箇所である。地方自治体のなかには、民間シェルターに対して一部公的援助を行っている自治体もあるが、そのほとんどは、財政的困難を抱える中、支援者らを中心にボランティアの力で支えているのが実情である。民間シェルターの財政的・法的基盤を確立し、行政による活動の支援が行われることが必要である。

(6) 福祉事務所

女性が安心して暴力男性から逃れられるためには、家を出て以降の生活の安定が必要である。住居の確保と生活費や就労の確保、経済的自立が必要である。現在、母子家庭の場合には、福祉事務所を通じて、母子生活支援施設（母子寮）への入所が可能である。しかし、DV専門機関ではないために職員側の理解が乏しかったり、場所や利用規則等からみて利便性に欠ける、施設が十分ではないなどの問題点が指摘されている。また、生活保護や児童扶養手当への受給などが可能であるが、「世帯単位」や「母子家庭の福祉」といった枠組みのために、別居状態あるいは法的に離婚しないと制度の利用ができない。その他、母子・寡婦福祉資金の貸付けや公営住宅の別枠・優遇措置が用意されている。

ただし、制度上、このような福利的措置が準備されても、被害女性が福祉事務所に相談に行つた際に、必ずしも、非常勤の母子相談員や婦人相談員による総合的なケースマネジメントが受けられるとは限らず、事務職員による事務的応対のみに終ってしまい、個々のケースワーク的対応を受けられずに、十分な福祉の活用ができない事態も発生している。

(7) 児童相談機関

子ども相談機関での相談の中で、相談担当者が、DVのケースに関わることは少なくない。しかし、当該機関が子どもの援助を対象としているために、母親である女性の問題にまで介入しにくいことが指摘されている。

(8) 医療機関

医療機関は、自らがDVの第一発見者となることが多いことは知っている。しかし、制度上の通告義務のないもとで、医療機関が家族の問題にまで援助をする必要性については、躊躇しているのが現状である。

(9) 司法

刑事上は、警察が民事不介入や家庭内のことであるとして、従前より消極的であったため、事件として表面化されることは稀であったといえる。警察の今後の対応の変化と、「ドメスティック・バイオレンスは犯罪である」とする弁護士の積極的な取り組みが要求されている。

民事上は、現実には、離婚事件などで、かなり多くのDV問題が扱われてきている。しかし、これまで法曹実務家（弁護士、裁判所）自身が、事案をDV問題として認識・分析することなく事件処理を行ってきていた。そのために、適切な紛争処理が行なわれなかったケースも多々あると推測される。1998年、日本弁護士連合会の人権擁護大会では、DVを含む家庭内の暴力がテーマとして掲げられ、人権問題として提起されたが、まだまだ個々の法曹関係者には十分に理解が行き渡っているとはいはず、今後の研修や教育が必要である。

また、日本では、DV問題に対する特別の立法措置がない。法律面での対応が必要である。

(10) 心のケア

女性センターや民間の女性グループなどでの、

カウンセリングやサポートグループの活動によって、被害を受けた女性のための心のケアが行なわれている。また、加害男性向けの暴力を止めるための心理教育プログラム「男のための非暴力プログラム」が取り組まれるなどしている。しかし、未だ一部の先進的なグループによる取り組みにとどまっている。

III 今後の課題

(1) 避難場所の確保と関係各機関の連携の必要性

1999年4月、民間の「夫・恋人からの暴力を考える研究会」による「夫・恋人からの暴力を防ぐためのネットワークに関する調査報告書」が出された。報告書では、そのまとめで、一機関のみでDV問題を解決支援できるほど、DV問題は容易ではない、全ての機関が、各関係機関の連携・ネットワークが重要であると考えている、と指摘している。

そして、「取りあえずの受け皿」としてのシェルターの拡充が急務であること、また、全体を総括できる機関としての連絡調整機関のようなものが求められているとの結論が出されている。

札幌市ではすでに、先駆的に1998年4月より、関係各機関が一同に会して協議する機関として、行政各機関と民間団体とで構成する「女性への暴力（家庭内暴力）対策関係機関会議」が設置されている。国レベルでの実施を待たずとも、各地方自治体が、積極的にこのような取り組みを実施していくことが必要である。関係機関のネットワークができても、法律面での手当てがなければ、DV問題が全て解決するわけではない。しかし、それぞれの関係機関が現在、抱えている悩みを出し合い、相互にその役割を明確にし、協力し合いながら、個別事案の解決にあたっていくことが可能になる。また、このような自治体をあげての取り組

みは、女性に対する暴力を許さない、暴力は人権侵害であるとする啓発活動や教育活動を大きく前進させる役割を果たすにちがいない。

ちなみに、イギリスでは、1975年、政府が一人あたり一家族の避難施設という勧告を出し、現在は300弱の避難場所（北アイルランドを除く）が設置されているが、これはまだ、目標数値の三分の一である。これらは民間団体の運営であり、地方自治体が一部の財政的援助を行っている。さらに、イギリスでは、政府の提唱によって、各地域ごとに関係各機関のネットワークが確立されている。ネットワークでは、個別具体的なケースへの対応と一般的な啓蒙活動などを行っており、DV根絶に向けた取り組みをより積極的なものとする役割を果たしている。

(2) 女性の側からの大きな運動の必要性

我が国でも、民間から始まったDV被害者の救済とDV問題解決へ向けた取り組みを大きなバネにして、政府が上記答申の具体的な実現に向けて積極的に動いていくよう、女性の側から、立法提案を含んだ大きな運動に取り組んでいかなければならない。日常的に、被害女性からの悲痛な相談を受けている実務家として抱えている、切実かつ緊急な課題である。

参考文献

- [1]日本DV防止・情報センター編『ドメスティック・バイオレンスへの視点』朱鷺書房、1999年。
- [2]東京都生活文化局女性青少年部『「女性に対する暴力」調査報告書』東京都、1998年。
- [3]フェミニストカウンセリング堺DV研究プロジェクトチーム『「夫・恋人（パートナー）等からの暴力について」調査報告書』1998年。
- [4]夫・恋人からの暴力を考える研究会『夫・恋人からの暴力を防ぐためのネットワークに関する調査報告書』1999年。
- [5]男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して（答申）」1999年。

（ゆきた じゅり 弁護士）

中国残留孤児と生活保護

中国残留孤児の子どもの多くが永住意思をもって中国から来日している。が、慣れない日本での生活は生活保護制度の上で矛盾が生まれ、居住する地域社会とも様々な軋轢が生じている。福祉事務所の現場からの報告である。

NAKAHARA Yūichirō

中原 雄一郎

I はじめに

本来戦災補償として、独自の立法措置で救済、保障されるべき中国残留孤児の永住帰国後の生活。が、現実には生活保護制度がその役割を担っている。そこでは、中国残留孤児の呼寄せ家族の生活や就労問題をはじめ、様々な問題が生じている。

II 施行50周年を迎える 生活保護法

今年は現行の生活保護法が施行されて50周年という記念の年である。生活保護制度が幾つかの問題を孕みながら、現在の日本において貧困の「セイフティネット」として一定の機能を果たしていることは広く知られている。が、中国残留孤児とその呼寄せ家族の永住帰国と定着に生活保護制度が果たしている役割はあまり知られていないのではないだろうか。

III 中国残留孤児の 『二つの祖国』

山崎豊子の最新の小説『沈まぬ太陽』が1999年来ベストセラーになって多くの読者に感動に与えている。「空の安全」のために闘う日本航空の労働組合委員長を主人公のモデルにして、その不当配転による苦難、そして日航機の御巣鷹山墜落事故の後はその遺族として遺族との交渉に苦悩する実話を題材にした小説である。

同じ著者が数年前に中国残留孤児を主人公にした小説『二つの祖国』を書いている。さらに、それを原作としたTVドラマ『大地の子』もNHKで放映された。敗戦前後の混乱のなか、中国旧満州の地で居住地を追われて戦火の中を命からがら逃げまどい、母親はその途中病死し、妹とは生き別れる。辛うじて生き延びた彼は中国人教師に養育され、成長の過程で日本人であることから、様々な差別を受ける。悲劇的な運命に翻弄され、辛酸を嘗めながらも誠実に生きる主人公の生き方がやはり大きな感動を呼んだことは記憶に新しい。それは戦後が未だ終わっていない厳然たる事実を私たちに突きつけた。『大地の子』の主人公は幼少時の微かな記憶を呼び起こし、父のいる日本への

望郷の念にかられながらも、最後には自らを育ってくれた中国の大地に、妻子とともに生きる道を選んだ。が、現実の多くの中国残留孤児は日本に永住帰国する道を選んで帰国してきている。自ら望んで中国に残ったのではない以上、それもまた当然の選択というべきであろう。5440人（家族を含めた総数で16,967人）の中国残留邦人（中国残留孤児と中国残留婦人）がすでに日本に永住帰国している¹⁾。そして、今もなお1,243人が中国に残り、うち約410人が日本への永住帰国を希望している²⁾。

筆者は関西のある福祉事務所で生活保護にかかる仕事を従事している自治体職員である。管内には、公営住宅が多く建てられていることから、毎年何組かの中国残留孤児世帯とその呼寄せ家族が転入し、今も多くの中中国帰国者が生活保護を受給している。こうした人々と生活保護の関わりとその問題点を報告してみたい。

IV 中国残留孤児の日本での生活

戦災補償として公費での帰国が認められた中国残留孤児らは4ヶ月間「中国帰国孤児定着促進センター」（全国に6ヶ所）という施設に寄宿して日本語教育と基本的な生活指導を受ける。その後、落着き先となる都道府県の公営住宅に優先入居し、「中国帰国者自立研修センター」（全国に20ヶ所。以下、「自立研修センター」という）に8ヶ月間、平日の昼間、毎日通所して日本語教育、生活指導や就業指導を受ける。

公営住宅入居の際、一人当たり16万円前後の自立支度金（子どもは半額）の支給を受け、通訳や生活援助をする自立指導員が3年間ついてくれる。定収入がないので、生活は当初生活保護にたよることになる。

V 中国帰国者2世の帰国来日

平成6年度からは高齢の残留邦人とその配偶者のみの帰国では帰国後の生活の安定を図ることが困難であるとして、65才以上の高齢の残留邦人を扶養するためにという理由で、同伴する成年の子1世帯についても公費での永住帰国が認められた³⁾。

中国残留孤児の人たちは中国政府が一人っ子政策を取る前に子どもを産んでいる。従って、2人以上の子どもを持っていることが多い。その多くの、公費帰国が認められていない子どもをも中国残留孤児が日本へ呼び寄せている。その結果、中国残留孤児の子どもも日本への永住を希望し、家族ぐるみで日本へ渡航してきている。彼らは中国の家屋や家財を処分して、渡航旅費を自ら捻出して来日している。

こうした中国残留孤児の子どもを私たちは「中国帰国者2世」と呼んでいる。2世は中国残留孤児の子どもであるが、中国で生まれ、その後ずっと中国で生活してきた。中国語で考え、中国語しか話せない人たちである。しかも配偶者は生粋の中国人であり、その親兄弟は中国に居住している。中国残留孤児であるTVドラマ『大地の子』の主人公は「二つの祖国」のいずれで生活すべきか、悩みに悩んだ。が、2世にとっては、中国の方がより祖国という感覚に近いのではないのだろうか。

筆者の知る限りでは、医師、公社工場長、「法律士」（弁護士に準ずる法律専門事務従事の職らしい）などそれなりの社会的地位にあった人たちもいる。家を捨て、職を辞し、親戚縁者とも別れてまで、しかも大変多くの2世が日本に来るのはなぜか。彼らを知った当初、そのことがすぐには理解できなかった。

彼らと接し、見聞するなかで以下の2点が2世の永住帰国の理由ではないかと思い至った。

第1には、日本の生活様式、居住環境、高い所

得などに対する強い憧れから。中国での彼らの居住地である東北部（黒竜江省、吉林省など）は中国のなかでも所得水準が低く、酷寒の地域である。異国之地にくる不安や言葉の不自由さなどのマイナス要因を差し引いても、日本の生活様式などのほうにより惹きつけられるようだ。

かつて、以下のようなこともあった。中国帰國者2世のある女性は前夫との間の子と、20歳以上も若い再婚した現夫と一緒に私費で来日した。が、夫は数ヶ月も経たずして一人突然どこかへ行って、以来帰宅しない、いわゆる出奔してしまったということがあった。若い中国人男性は来日するのが目的で結婚したのではないかとも思える事件であった。他に、1世との血縁関係に疑問を感じるケースもあった⁴⁾。

第2には、文化大革命のさい、1世は「日本鬼子」として様々な迫害を受けた苦い経験を持っている。これはTVドラマ『大地の子』でも重要なモチーフとして描かれている。今の中国政府のもと、今後も同様のことが起こるのではないかとう生活上の不安を持っているからではないか、ということである。

私費で帰国する2世らは1世宅に同居、居候する形で、身元引受人を確保した上で入国許可を受けることになる。

VII 中国帰國者2世の生活保障

中国残留孤児は「自立研修センター」に入所中は当然就労できないため、生活保護を受けることになる。が、卒所した後は何らかの職について自立することが求められている。そのための就業相談も受けている。しかし、敗戦後54年経過して、高齢で来日の中国残留孤児は日本語習得に時間がかかることもあり、就職することはきわめて難しい。中国残留孤児自身も就労意欲を持っていないことが多い。したがって、「自立研修センター」卒所後も多くは引き続き、生活保護を受給していくことになる。

では、2世の場合はどうか。私費で入国した彼らは、中国残留孤児の日本への定着促進支援事業として設置された「自立研修センター」への入所を認めてもらえない。若くて、特にその他の就労阻害要因がない彼らは通常生活保護を受けることは難しい。したがって、入国後即就職し、生活の糧を自力で得て生活している場合が多い。しかし、筆者の勤務する福祉事務所のあるK県の「自立研修センター」では全国的にも稀なこととして、中国残留孤児らだけでなく、私費で帰国した2世の入所も認めている。ために、その間物理的に就労できない事情が生じるので、2世世帯から生活保護の申請を受け、事実生活保護費を支給している。同じ2世世帯であっても、居住する都道府県の違いによって、「自立研修センター」への入所条件が違う、かつ、そのことによって、生活保護の受給の可否が異なるという奇妙な実態があるのである。とりわけ2世の生活保護の取扱いで悩むことが多い私たちにとって、他府県がそうした問題をあまり抱えていないことは驚きである。

中国残留孤児は日本人である。が、2世の配偶者は中国国籍をもつ中国人である。外国人への生活保護の適用について、厚生省は現在、きわめて制限的な立場を取っている⁵⁾。合法的に入国して、一定の在留資格を持っていても生活保護法の準用を認めていない例もある⁶⁾。2世の配偶者の場合、「入国管理法」別表第2に規定する在留資格＝「日本人の配偶者等」を得ているため準用が認められている。従って、2世に生活保護を準用することについては、形式要件上問題はない。

問題は中国帰國者であるからといって特別扱いを認めていない生活保護実施における、以下のような点である。

VIII 中国帰國者2世の3つのタイプ

2世の日本での生活を見ていると、およそ3つのタイプに分けられる。

1つは日本の生活にも抵抗なく慣れ、日本語習

得も早く、「自立研修センター」卒所後すぐ就労し、生活保護からいち早く自立するタイプ。

2つめは、「自立研修センター」卒所後就労阻害要因がないにもかかわらず、就労意欲もあまりなく、就労せず生活保護をずっと受け続けようとするタイプ。2世は20才代から40才代と若く健康で、若いがゆえに日本語の習得も早く、就労するのになんら問題ない人たちが多い。生活保護制度の適用にあたって特に特別扱いは認められていない以上、福祉事務所、担当ケースワーカーは就労意欲を持つよう援助し、指導していくことになる。

筆者が働く福祉事務所においては被保護人員の約20人に1人を中国残留孤児とその呼び寄せ家族の人たちが占める。日本語の日常会話も不自由なくして、健康な人たちが多数保護を受けていることは普通ではない。こうした人たちをそのままにしておいて、日本人からの安い保護申請を止めることはできないし、他の被保護者に対する就労指導もできることになる。

しかし、なかには生活保護を彼らに対する補償や年金と誤解している人たちもいる。就労指導を不当な取扱いだとして、日本政府に抗議すると息巻く人もいる。そうした人に辛抱強く話をして、生活保護制度の最低生活の保障と最大限の自己努力の必要性を理解してもらうことが担当ケースワーカーの重要な仕事になる。

3つめは地域環境、生活習慣、文化の違いなどにより、日本での生活に馴染めず、適応障害を起こし、日本語習得意欲もなくし、他人との交流もできず、家に閉じこもり、精神的に不安定に、場合によっては病的になってしまうタイプである。

安徽省出身の2世の、物静かな若い女性がいた。8ヶ月間の自立研修センターでの学習でもあまり日本語が話せるようにならなかった。それでも就労している人もいることから、世帯の自立と発達保障の立場から就労指導した。が、驚いたことに鉄道などの公共交通機関に中国では乗ったことがないというのだ。ために一人ではどこへも外出できず、結局就労指導をあきらめざるを得なかった。私費で来日する2世には自立指導員はつかず、彼女の場合も、日本の環境に適用するのに時間がかかりそうである。

VIII 「たそがれの街」での事件

いくらか単純化した2世のタイプ分けのうち、1、3番目は比較的少なく、多いのは2番目である。そうした2世との対応で担当ケースワーカーが苦労することが多い。

TVドラマ『大地の子』で主人公が虚偽の「密告」で査問にかけられ、僻地への左遷の処分を受けるシーンがある。現代の中国の政治的状況を象徴する出来事として描かれている「密告」に私たちもよく出くわすことがある。

中国語で書かれた匿名の手紙が来る。中身は誰々が福祉事務所に隠れて就労しているとの密告である。それは誤解のこととも事実のこともある。実際に指摘された会社に調査に出かけた⁷⁾。そこで、手紙に書かれている人物が現に働いているところに直接出くわしてしまったことがある。後日、本人と面談して就労の事実を確認すると、強く否定する。現認しているのに否定するのである。今までに経験したことがない事態であった。

こうしたことはその後も時々経験した。これも現在の中国の状況の中でよくみられる処世術の一つらしい。こうしたやり取りをするときに、中国語が分からない、日本語が十分に話せないという言葉の障壁が大きな障害になる。お互いの関係が良好な時は、見よう見まねで相手を理解しようと思死になる。国際交流でよく見かける情景である。しかし、自分に不利な話の時は誰でもわかっていても知らないふりをするものである。こうした事態に陥って、生活保護法に基づく保護費返還の事務手続きを進めていかなければならない担当ケースワーカーは頭を抱えることがよくあった。

ここでも、生活保護制度における収入の自主申告の必要性、行政の公平性などについて理解してもらう、担当ケースワーカーの根気強い説得と対話を欠かせない。

さらに、こうしたタイプを超えて共通しての問題点は地域での他の住民との、生活習慣の違いな

どちら生じるトラブルである⁸⁾。

市営住宅4階で朝4時から餃子を作るための小麦粉をねって、階下の住民から苦情を受けたり、捨てられている大型家具をいずれ来日してくる他の2世のために拾ってきて公営住宅の通路に多数置いて、通行の妨げをしたりするということをよく聞いている。

さらに、こんなことがあった。

中国帰国者2世は通常、1世帯4人が来日し、1世帯に寄宿し、その後別の公営住宅の1室を借りて別居していく。しかし、一刻も早く来日したい2世らは兄弟2人が同時に入国申請し、法務省入国管理局もそれを認める事例が過去に何件かあった。そうすると、1世の2DKの住居に最大16人の人間が居住するという、昔のたこ部屋を彷彿させる非人間的な状況を現出させた。階下の住民からは四六時中の騒音障害(水洗便所の排水など)の苦情が福祉事務所にも寄せられた。

中国帰国者が多く居住する公営住宅は、築年数の経過と共に老朽化し、そのため居住環境が悪化していくつつあるところが多い⁹⁾。すると、比較的高い所得階層が転出していき、その後へより低所得階層が転入するという「入れ替え」が進む。より低所得階層とは生活保護世帯、身体障害者、高齢者世帯、母子世帯などの、いわゆる生活弱者ということである。この悪循環による「スラム化現象」が地域の教育力を弱め、いろいろな事件を多発させ、また自治能力や自浄能力を失うことになっていないか、心配である。

IX 3K仕事と自立

担当ケースワーカーの努力が2世のバイタリティに火をつけて自立に至るケースもあった。

ある中国帰国者2世の若い男性のことである。「自立研修センター」卒所に合わせて、ケースワーカーが職業安定所に同行して、求職した結果、産業廃棄物処理会社に就職が内定したことがあった。いわゆる3K仕事である。会社も中国

帰国者の雇用は初めてということであった。通勤に1時間半もかかる遠隔地。ケースワーカーは詳しいメモを書いて通勤経路を説明した。が、それでも不安を感じたケースワーカーは思い余って早起きして出勤初日の朝7時、バス停まで様子を見に行った。ケースワーカーがバス停に着くと、すでに彼は来ていた。ケースワーカーの顔を認めるとき、すぐどこかへ駆け出した。いぶかるケースワーカーの前に再び現れた彼は手に2本の缶コーヒーを持っていた。わざわざ朝早くケースワーカーが来てくれたことに感激した彼が買ってきたのである。二人は缶コーヒーで乾杯して就職初日の門出を祝った。

慣れない3K仕事にすぐやめるのではないかとのケースワーカーの心配を尻目に彼は皆勤手当をもらうほどの精勤ぶりで、1か月半後には、晴れて自立することができたのである。

ケースワーカーが心から生活保護ケースワーカーという仕事をしていてよかったと感じる、清々しい出来事であった。

X 終りに

以上、筆者が見聞した経験を報告した。狭い経験での報告だけに偏った、あるいは誤解もあるかもしれない。

生活保護法は最低生活の保障だけでなく、世帯の自立助長を目的としている。世帯の自立を援助し、それを通じて再び世帯が落層することがないようすること。そこから貧困の再生産、同一世帯内での貧困の世代間継承という負の連鎖を断ち切ることである。そのことが私たち生活保護業務従事者に課せられた重要な仕事と考えている。

中国残留孤児とその呼寄せ家族の人たちと生活保護——この場合にも同じことがいえる。

この報告はそのことを目標に被保護世帯と手を携えての道程での悩みながらの経験であることをご理解いただきたい。

- 1) 厚生省社会・援護局「平成8年12月31日現在孤児関係統計一覧」から。
- 2) 平成10年版『厚生白書』の「第2編II 制度の概要及び基礎統計」から
- 3) 平成9年度からは、成年の子1世帯を同伴できる中国残留孤児の年齢が55才に引き下げられた。
- 4) 2000年1月5日付朝日新聞朝刊の「中国の友突然送還」の記事。中国残留孤児との血縁関係に疑問があるとして、父親が入国監理局から入国許可を取り消され、中学3年の女生徒も中国に強制送還された事件が報道されている。
- 5) 「在留資格が『出入国管理及び難民認定法』の別表第一に該当する場合、及び不法滞在者は保護の対象とはならない。別表第二に該当する場合、法の準用を認める。」と平成3年全国保護係長会議で厚生省が口頭指示。
- 6) 平成2年神戸市のスリランカ人留学生がクモ膜下出血で倒れ、入院。治療費約160万円が払えず、保護申請。市は特例で医療扶助適用を認めたが、厚生省は取り消しを指示。議論を呼んだ。
- 平成3年京都府八幡市の短期滞在の在留資格が切れて、「不法滞在」となったフィリピン女性がやはりクモ膜下出血で倒れ、入院したケースについても生活保護の準用を断られ、京都弁護士会に人権侵害救済を申し立て。新聞で大きく報道され、議論になった。
- 7) 24時間操業の豆腐製造工場に調査を行った。驚いたのは、そこでの従業員は中国帰国者以上に、南米の、ブラジル・ポリビア・ペルーなどから出稼ぎに来ている日系の方が多いという事実であった。彼らは来日した翌日から就労し、日本人が勤務を嫌う年末年始でさえも苦情もいわず、かつ低賃金で働いてくれるのである。しかも、工場横のプレハブ建ての従業員寮に寄宿して深夜勤務もいとわない。経営者にとっては大変使いやすい存在であるようだった。当然日本語は片言しか話せないので、その不自由さが余り就労の上で障害になっていないことも驚きであった。
- 8) 1999年12月20日付朝日新聞朝刊家庭欄連載記事「ルボ公営住宅『たそがれの街で』1」参照。中国帰国者が府営住宅の共用水道でブタ1頭を解体する「事件」などが紹介されている。
- 9) 1999年12月20日~24日付朝日新聞朝刊家庭欄連載記事「ルボ公営住宅『たそがれの街で』1~5」は、1996年の公営住宅法の改正などのこともとりあげ、関西の公営住宅の最近の「救貧住宅」化、「福祉住宅」化、そして「空洞化現象」ともいべき状況をルボしている。

(なかはら ゆういちろう 自治体職員)

基礎経済科学研究所編
地球社会の政治経済学

ナカニシヤ出版、本体2500円 [A5版上製]

地球市民が学ぶ教養! グローバルな社会の一員として、現代世界と日本・アジアのダイナミックな政治経済の動きや、その未来を読み解くための新しい経済学入門!!

序章●世界地図を広げてみよう 第1章●世界経済を支配する多国籍企業 第2章●ヨーロッパ統合の歩みと行方 第3章●アジアの成長と変貌 第4章●市場経済化への新しい波 第5章●世界のなかの日本企業 第6章●データで読む日米の景気循環 第7章●外国為替と国際通貨 第8章●世界の農業と食料 第9章●グローバリゼーションと地球環境問題 第10章●世界の労働時間の流れと日本 第11章●経済のグローバル化と女性労働 第12章●世界の高齢者福祉 第13章●21世紀地球社会とマルチメディア

ご注文は基礎経済科学研究所 TEL&FAX 075-255-2450 まで

周縁から「市民」を 問う在日朝鮮民族

在日朝鮮民族は、数世代にわたっての「住民」であり、住民としての諸義務を果たしているが、日本国民が享受している権利の多くから適用除外されている。「市民」と「市民でないもの」の境界線に立ち続ける彼らは、わたしたちに「市民とは何か」を問うている。



KASAI Hiroko
笠井 弘子

はじめに

市民たる要件とはどのようなものか。市民社会の範囲はどこからどこまでをいうのか。こと日本という国において、それは余りにも曖昧であり、その曖昧さには政府の恣意が影響していると感じられる。市民は住民とは違うのか。市民権とは国籍を前提とした権利なのか。異なる民族は亜流の国民なのか。この点においては曖昧にされつつもやはり厳然として制度の段差がある。

現在、日本には朝鮮に民族のルーツを持つ人々が約100万人存在している。彼らが日本で生活するようになった理由は、言うまでもなく1910年の日韓併合とそれによる植民地政策であるが、日本の敗戦後も彼らの法的地位は日本政府の「都合」によって常に不利益かつ不安定な状態におかれ、それは現在も継続している。これまでの在日韓国・朝鮮人の法的地位の変遷は以下の通りである。

なぜ「在日」となったか

1910年の日韓併合により朝鮮民族は全て「大日本帝国臣民」とされたが、その実態は被支配階級であり、徹底した皇民化政策と蔑視により、「市民としての権利」は事实上保障されなかった。この時期に、日本国内の労働力不足による強制徴用、連行や、植民地政策によって朝鮮半島での生活基盤を失った人々の日本への移住により、朝鮮民族が国内に定住するようになる。

1945年の日本敗戦から1952年のサンフランシスコ講和条約発効までの期間、在日朝鮮民族は暫定的に日本国籍を保有するものとされたが、1947年の「外国人登録令」により、在日韓国・朝鮮人は外国人登録の対象とされ、外国人として登録、管理されることになる。また1949年には登録令が改定され、指紋と写真を転写された登録証の携行義務や国外退去を含む各種の罰則規定が強化された。

1952年サンフランシスコ講和条約の発効により、在日朝鮮民族は日本国籍を離脱させられた

が、一般外国人と同様の在留資格は与えられず、暫定的の在留認定法であるところのいわゆる「法126」に基づき、講和条約による国籍離脱者とその子の在留資格が与えられた。また講和条約発効と同じ日に「外国人登録法」が制定されたが、「登録令」での義務や罰則は継続され、また一旦国外に出た在日朝鮮民族の再入国も依然困難なものであった。

1965年に日韓地位協定が締結され、これにより「協定永住」制度が発生したが、この地位協定は韓国を朝鮮半島における唯一の合法政権として認めるものであり、「協定永住」の対象は「韓国籍」を持つもののみとされ、期間も25年に限定された。これは在日朝鮮民族に国籍による分断をもたらし、また、日本で生まれた3世の子供たち（協定3世）の在留資格は91年までに再協議するとして保留されたままとなった。

1991年、保留されたままの在留権の解決策として「日韓法的地域協定に基づく協議の結果に関する覚書（入管特例法）」が成立。在日朝鮮民族はその国籍によらず永住資格を一本化し、「協定3世」「特例2世」以後に出生したものは、申請すれば霸東的に特別永住が許可されることとなった。

「住民」であること 「市民」であること

在日朝鮮民族は、このような法的地位の変転の間にも日本社会における「異質な存在」として徹底的に管理されつづけ、また社会生活を送る上でも、偏見による就職、居住、結婚などの差別を受けつづけながらも、時には団結して闘い、したたかな生活者としての努力を重ねて生活の基盤をつくり、地域に定着し、住民として日本社会にしつ

かりとその足場を保っている。

現在およそ100万人の在日韓国・朝鮮「民族」のうち、現在では9割を超える数が日本で生まれ育った世代であり、また既に約30万人が婚姻や生活上の便宜のために日本国籍を取得しているが、それでもまだ60万人以上は韓国、朝鮮いずれかの国籍を保持し続けている。かといって、そのほとんどは日本を仮りの住まいとしているわけではなく、今後も日本を生活の場とし続ける意思を持っている。若い世代には朝鮮半島は「いずれ帰るべき祖国」というよりも「ルーツの地」との認識が強い。1994年、「在日本大韓民国居留民団」は「居留」の文言を外し、彼らにとって日本が仮住まいの場ではないことを示した。

今や在日朝鮮民族は数世代にわたって日本社会に居住し生活者として定着した「住民」である。住民としての納税をはじめとする諸義務を果たし、地域での役割も担っている。しかし日本国籍を取得しない限り「国民」ではないとして、日本国民が享受している権利の多くから適用除外されている。このような不利益にも関わらず、なお敢えて彼らが韓国・朝鮮の国籍を保持しつづけているのはなぜか。また日本国籍を取得した朝鮮民族のうち、決して少なくはない人々が読みを含めて民族の姓名を名のり、戸籍への記載を求め、その名をもって生活することを主張しているのはなぜか。

社会活動に参加し、地域社会に貢献している彼らを、市民のぎりぎりの周縁部に固定している理由は何か。「市民」と「市民でないもの」の境界線に立ち続ける在日朝鮮民族は、わたしたちに「市民とは何か」を問うているとわたしは考える。そしてそれは「日本に『市民社会』は存在するのか」「日本は『市民社会』を持つというふさわしい要件を備えているか」という問い合わせもあると私は考える。

（かさい ひろこ 研究所事務局員）

アジア金融危機の中国 への影響とその教訓

ロシアと対照的な改革路線で漸進改革路線で市場経済へのスムーズな転換を遂げた中国経済は、今回のアジア危機でも大きな打撃を受けることなく過ごすことができた。ここではその教訓と今後の課題を探る。



ZHAO Guoqing
趙國慶

1997年7月タイに始まった金融危機は既に2年余り経過し、緩和の兆しが見えて来ている。危機を受けた各国の経済は、谷から脱出し、金融状況が安定化し景気がよい方向に向かい始めている。アジア各国の経済の回復と国際資本の大量流入に伴い、アジアの株式市場や為替相場は危機発生前のレベルまで上昇した。危機が過去のことになり、アジア経済の減速が終り、経済が継続的な成長軌道に乗ったことははたして確かなものであろうか。まだまだアジア経済においては不安定な要素が残っているとも言われているし、日本経済の回復（アブソーバー）がなければアジア経済全体が金融危機から完全に回復することは困難である。それにも関わらず、日本の失業率は依然として高く、中国経済も金融システムの問題を抱えている。

国際資本のアジア地域へ再流入に伴い、各国は新たな機会と挑戦に応えなければならない。国際短期資本が世界経済と金融の統合を加速すると同時に、金融市場のシグナルの歪み、不正確な市場情報の伝送がもたらしたマイナスの面もある。今回のアジア金融危機では、国際的な投機家筋によるタイバーツに対する攻撃によって危機の引き金が引かれることになった。国際的な資本流入はマイナスとプラスの両面があり、時に実体経済の成長を促進できるとしても、時には逆に経済に破壊的作用を及ぼすものと認識しなければならない。

したがって、我々は、国際的な資本の動きを注意深く見守る必要があり、金融危機からの教訓をくみとり、同じ誤ちを避けなければならない。

健全な経済成長を確保するために、どうすれば国際的な資本流動がもたらす大きな波動を阻止できるか、不適切な対応からの避けられない波動を減少できるか、そして市場経済を維持すると同時に異常な国際的短期資本の流動を防止する政策を制定できるかなどは、アジア各国、特に発展途上国にとって重要な現実の問題であり、中国にとっても重要な問題の一つである。本稿においては中国経済の現状を中心として、アジア金融危機の中国への影響および教訓、それに今後の展望について論じる。

I アジア金融危機の 中国への影響

まず、アジア金融危機が発生した1997年の後半は、マクロ需給バランスから言えば、中国経済にとって重要な転換期でもあった。このことは、以下のことから言える。

(1) 物価指数の継続下落

1997年10月から小売り物価指数のマイナス上昇が始まったが、それは21ヶ月も続き、1999年上半期には年率にして3.2%，1998年末から測ると0.6%の下落となった。消費者物価指数もまた1998年3月からは16ヶ月続けて下落することとなり、1999年上半期には年率にして1.8%，1998年末を基準にすると1%の下落となっている。

(2) マネーサプライの継続下落

1997年から1998年にかけてのマネーサプライの増加率は明らかに90年代初期より減速した。1998年には中国政府によって1000億元の国債が発行され、さらに、政策の一環として各国有銀行が1000億元の供給をしたにもかかわらず、1999年5月末のM2とM1の増加率はそれぞれ17.2%と13.3%しかなく、6月末に若干改善するも、17.7%と14.9%にとどまった。90年代前期のM2とM1の平均増加率が25%以上であることと比べればマネーサプライの増加率は明らかに低まっている（図表1参照）。中国経済においてデフレの現象が現れたといえる。

(3) 対外貿易の縮小

改革開放後の20年間においては中国経済は驚くほどの高成長を遂げたが、この成長過程に輸出と外資投資がはたしてきた役割は、中国経済の貿易依存度が示す以上に大きいと考えられている。この間に中国の輸出は年平均15.8%の伸び率で拡大し、同期間のGDP平均成長率9.8%を大幅に上回った。90年代以来中国経済の貿易依存度（（輸出+輸入）/GDPで計算）は毎年30%から44%の間で推移している（図表2参照）。一方外資利用の規模も急速に拡大し、1999年5月までに外資利用総額は2800億米ドルを超えることとなった。しかしながら、中国の経済成長を支えてきた輸出と外資導入の政策はアジア金融危機の影響で大きな影響を受けている。金融危機発生後、輸出が急減し、1997年の輸出増加率は20.5%であったが、

1998年の輸出増加率は0.5%となってしまった。1999年上半期の輸出額は830億米ドルであり、4.6%の率で減少した。そして、その結果、1997年に経済成長への寄与率が20.3%に達していた純輸出も、1998年には2.9%まで下がり、また1999年上半期にはさらに低い1.8%となったのである。

(4) 外国投資の減少

1997年における外国資本の実際の利用状況は96年と比較して17.5%増加した。しかしながら、1998年は前年と比較して9.1%減少、更に、1999年上半期には185.7億米ドル、対前年同期比-9.2%となった。

II アジア金融危機の 中国への教訓

改革開放以来の20年間に巨額の外国資本が中国に流入され、その額は90年代以来発展途上国の中で最大となるほどにそれへの依存度が高まっている。しかし、こうした外資は他国と違って長期資本と直接投資を中心としていたことや、資本移動を大きく規制されていたことはアジア危機の中国への影響を弱めたものと評価されている。1996年12月に中国はIMF 8条項に移行したが、経常取引における人民元の交換が認められた一方で、依然として資本取引に対する厳しい規制が維持されていたのである。

以前、国際流動資本は「飛行機」によく例えられていた。というのは、資本は世界どこでも規制なく移動でき、最適な投資機会を探すからである。そして、今回の金融危機以前にも、巨額の外資導入こそがアジア諸国成長の原因だと考えられていた。したがって、この結果だけをみると発展途上国にとっては資本流入規制がいかに行われるかではなく、外国資本の流入をいかに確保するのかをまず考えなければならないということになる。しかし、今回のアジア金融危機の最大の教訓は、外資への過度な依存は時に大きな犠牲をはら

うことになるということである。短期資本を大量に導入するということは、同じく大規模な資本の流出入の影響を受け、時には流入よりも速い流出を被らねばならないことになる。大量の外国資本が一国から急速に流出すれば、その国の中央銀行は金利を上げ、貨幣を切り下げるを行わなければならぬ。最悪の場合には深刻な金融危機を引き起こすことになる。

また、世界経済の統合と金融市場の発達が進む今日において、外国投機資本が世界経済に与える影響に対し、さらに注意が必要であろう。もはや国際投機を監視する必要があるかどうかという問題ではなく、直ちにどう監視するかを議論しな

ければならない¹⁾。世界銀行のチーフエコノミストであるスティグリツが指摘したように、何らかの規制が必要で、効果のある規制の方式を設ければ、短期資本の移動を阻止することができる。それによって国際投機の産業への破壊的な作用を抑えることができる。この意味で、中国において一番重要なことは、外資が規制されていたことである。このおかげで助かったと言えよう。

ただし、今回のアジア金融危機の中国への影響が小さくおさまった理由は以上のほか、以下のような理由もある。①中国は大きな経済規模をもち、投資に対する需要が高かったこと、②金融危機発生前にすでに経済構造調整を行っていたこ

図表1 中国におけるマネーサプライの増加率とM1/M2比率

年	M2 (%)	M1 (%)	M0 (%)	M1/M2
1991	26.5	24.2	20.2	44.6
1992	31.3	35.9	36.4	46.2
1993	37.3	38.8	35.3	46.7
1994	34.5	26.2	24.3	43.8
1995	29.5	16.8	8.2	39.5
1996	25.3	18.9	11.6	37.5
1997	19.6	22.1	15.6	38.3
1998	14.8	11.9	10.1	37.3
1999 (6月)	17.7	14.9	11.9	34.9

出所：『中国統計年鑑』、中国人民銀行統計司『金融統計与分析』より作成

図表2 中国経済の貿易依存度

年	GDP (億元)	輸出 + 輸入 (億米ドル)	貿易依存度 (%)
1991	21617.8	1356.3	33
1992	26638.1	1655.3	34
1993	34634.4	1957.0	33
1994	46759.4	2366.2	44
1995	58478.1	2808.6	40
1996	67884.6	2898.8	36
1997	74772.4	3251.6	36
1998	79552.8	3239.3	34
1999 上半期	36189.0	1580.2	36

出所：『中国統計年鑑』、中国人民銀行統計司『金融統計与分析』より作成

と、③外貨準備高が高かったことである。1999年6月末現在で1470.5億ドルに達する外貨準備が存在した²⁾。ただし、これらの効果は先の外資規制のそれに比べれば二義的なものだと筆者は理解している。

中国にも、例えば不良債権、不動産投資の過熱、米ドルとの固定相場制（狭い範囲内での変動を認める管理フロート制）など他の東南アジア諸国と同じ問題がある。アジア金融危機は中国にも幾つかの影響を及ぼしたが、それより今の中国にとってはいかに危機の教訓を汲み取るかの方がより重要であろう。

中国が学ぶべきは、金融危機の影響を受けた諸国がマクロ経済政策の調整を誤ったということであり、マクロ経済バランスを重視すべきということである。とりわけ、現在の中国においては巨額にのぼる銀行の不良債権のためにデフレ現象が現れて来ており、マクロ経済政策の出動は不可欠である。特に財政金融政策などによって国内投資需要を拡大することが必要であろう³⁾。

資本取引の自由化は世界経済統合に向けて進んでいる一つの傾向であり、中国にも資本取引の規制のない時が将来来るに違いないと思われる。現在中国は発展途上国の一員として資本取引自由化への移行は漸進的に行うべきであり、安定的なマクロ経済政策と経済構造の改革も同時に実行すべきである。中国はこの金融危機の経験と教訓を生かすと同時に、積極的に国際金融機関の活動に参加すべきであり、これらの金融機関の改革を促進するとともに、発展途上国の利益と自身の利益をこれら金融機関の制度と国際金融秩序の中に認めさせ、保護させなければならない。

中国における融資はそのほとんどが銀行を通じて行われるが、中国国有商業銀行の市場化は現在未完成であり、この改革は加速し、完全に銀行の商業化と利息の市場化を実現しなければならない。銀行の貸し出し審査、資金の運用と回収および銀行の利益などについては、銀行自身が完全に責任を取らなければならぬ。銀行が低金利のローンで比較優位のない巨大資本財産業の発展を支持するよう政府が政策的に指示するようなことは避けるべきであり、人為的な低金利で銀行の貸し出しコントロールを緩めて過剰投資をもたらす

ようなことも避けられねばならない⁴⁾。以上二つの状況を避けることができなければ、銀行貸し出しが不良債権化することは間違いない。銀行システムを根本的に改革し、銀行監督体制を整備し、銀行の不良債権の発生原因を究明することによってはじめて、金融危機発生のリスクを低めることができる。

III 中国経済の行方

中国国内の需要不振とアジア金融危機の二重の圧力の下で、中国経済は大きな挑戦に直面している。多くの発展途上国が市場経済の導入、輸出の拡大を経済発展のための戦略として力を入れている。しかし、中国では従来型の輸出主導型成長を持続することはもはや困難であり、先進国の貿易保護主義の台頭も加わって中国とこれらの国との競争は一層激しくなるなど、外にアプローチを求めるような外部環境ではなくなるであろう。したがって、経済発展戦略の調整を行うことなしに、経済の再スタート、デフレの脱出、安定成長の維持をすることはできなくなろう。以下では、そこで必要になる経済発展戦略の調整課題を挙げてみたい。

(1) 企業資源の再配置

デフレ環境下で、企業資源の再配置のコストと抵抗は好況時よりも小さく、その実施もさほど困難ではなくなっている。国有企业の生産力と産業構造の調整を通じて、企業の過剰な生産力を廃棄し、そのことによって企業の国際競争力の増強也可能となる⁵⁾。

(2) 国内市場統合の加速

中国は巨大な国内市場をもっているが、問題はこの市場をいかに開拓し、消費需要を掘り起こすかである。1998年、金融危機の圧力と大洪水の影

響を受けた中国政府は、1000億元の国債を増発することによって、内需の拡大に努めた。そして、その結果、需要増の効果が現れて1998年の経済成長率をようやく7.8%とすることができた。しかし、1999年初頭以降、政府によるインフラ建設の経済効果も弱まり始め、この効果はとりわけ第二四半期にはほとんど見られなくなっている。

中国経済の貿易依存度が比較的大きかった過去には、国内市場と資源の開発はあまり重視されず、国内的に統一された要素市場も形成されず、各地方は自己中心的に産業配置、あるいは過剰投資を行ってきた。この結果が現在の構造上の生産過剰となっている。したがって、こうした構造的な過剰生産体質がさらに内需拡大の効果を相殺したという面も否定できない。

国内的に統一された要素市場を形成し、中央と地方及び各地方間の経済関係を調整し、中国国内市场の一体化の過程を速めることは、消費の拡大と消費環境の改善、さらに消費主導の持続的成長を実現する上で必要不可欠な条件となっている。

(3) 都市経済広域化機能の強化

中央政府は、各地方経済の発展に対してはマクロ政策を通じて指導し、中心となる大都市を核としての経済核心地区を設置すべきであると筆者は考えている。その上で、特徴があり、分業が合理的で、また相互に緊密な関連を持つ地域経済を形成し、国内外経済の発展と調和しつつ各地域経済の優位性を充分に生かすべきである。

農村は中国では最大の消費市場であるが、農民の所得は一人あたりではまだ低く、収入の増加は緩慢であり、消費の購買力が弱いなどの問題が存在している。農民のこうした貧困問題を根本的に解決するには農業人口を減らし、都市化を促進することしかない。したがって、中心となる都市の役割を明確化すると同時に、政府は、中小都市の発展に力を入れなければならない。特に、中国の中西部地区における中小都市の発展は中国経済が沿海地区から内陸へ順調に転換できるかどうかを決める決定的なポイントとなろう。

21世紀において中国経済が大国としての持続的な成長を保てるかどうかは、内需拡大のいかん

に大きく依存している。投資を拡大し、需要を掘り起こし、経済効率を向上することで高度成長を実現し、深刻さを増している金融問題を解決することは、21世紀中国経済にとって非常に重要なことであろう。

21世紀は科学技術の発展が日進月歩で進む時代であり、不確定な要素が多い時代でもある。今後の十年間は、中国経済にとって決定的に重要な時期となろう。世界経済に目を向けると、ここには中国経済にとっての大きな機会と挑戦すべき事柄がともに存在している。この機会をつかみ、挑戦に応じることができれば、中国は自国に対してだけではなく、アジア経済、世界経済全体の発展にも大きく貢献することができるだろう。

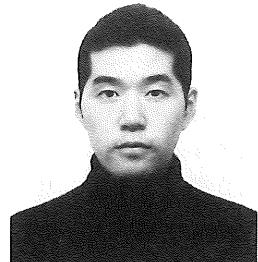
- 1) 詳しくは劉曼紅・趙國慶「東亜金融危機的成因」成思危編『東亜金融危機的分析与啓示』、民主与建設出版社、1999年参照。
- 2) 外貨準備の大小が国際通貨投機に対する最大の障壁であったと評価するものに、大西広「從通貨危機走向再生的亞州 — 利用国際連接模型進行的分析与預測」『信息』第2卷第3号、1999年、同「アジア危機の原因と展望 — 回復は今年から — 」『経済科学通信』第89号、1999年などがある。
- 3) 樊綱「東亜金融危機對我国的教訓：政策、制度与危機應対」、『戰略与管理』、1998年第2号参照。
- 4) 例えば、林義夫「低効益産業拡張和経済泡沫的破滅」『国際経済評論』、1998年第3号。
- 5) 国家計画発展委員会宏観経済研究院報告「調整発展戦略推動経済増長」『中国証券報』1999.8.19 参照。
- 6) 本文におけるデータの出所は『中国統計年鑑』、中国人民銀行統計司『金融統計与分析』国家計画発展委員会宏観経済研究院報告である。

(ちょう こくけい 中国大学信息学院)

量的分析の政治学

—様々な事象から決定要因を特定する—

政治学研究で設定される問い合わせ、ある政治現象に影響を及ぼしたのは何か、というものがある。本稿では、理論の役割、分析の方法、そして、具体的な分析を示すことによって、このような問い合わせに対してどのように答えるのかを説明する。



HIROMOTO Masayuki

廣本 政幸

I 理論の役割

政治学の分析で設定される問い合わせとして、ある政治現象に何が影響を及ぼしたのか、または、何がある政治現象を生み出したのか、というものがある。このような問い合わせに対して、人、制度、そして、環境などが政治現象に影響を及ぼしているという答えが出される。このような答えを抽象的なレベルで支えているのが理論である。政治学で用いられる代表的な理論として、合理的選択論(rational choice)、新制度論(new institutionalism)、そして、システムズ理論(systems theory)といったものがある。これらは、それぞれ、人、制度、そして、環境が政治現象に影響を及ぼすと仮定している¹⁾。

各理論が影響力を持つものとしてあげている事象は、異なっている。そのため、ある理論が有効だとすれば、他の理論は役に立たないということになるのではないかと考えられる。しかし、研究対象が異なれば、当てはまる理論も異なってくる。したがって、ある理論がすべての政治現象を

十分に説明できるとは考えられない。理論の役割があらゆる政治現象を説明することだとはいえない。むしろ、理論が担う重要な役割は、ある政治現象を説明するための候補となるような事象を提示することである。

II 分析の方法

政治現象に影響を及ぼす可能性がある事象として、様々なものをあげることができる。様々な候補のうち、どれが影響力を持っているのかを確認するために行われるのが分析である。分析は、採用する研究方法によって異なる。質的研究(qualitative study)を採用すれば記述に依存する分析になり、量的研究(quantitative study)を採用すれば統計データを用いる分析になる。質的研究は、記述による分析であるため、特定の事例を細かく説明することができる。しかし、1つの研究で扱うことのできる事例の数は限られる。そのため、分析の結果は、特定の事例について当てはまることがあって、一般的な法則だとはいきれない。量的研究は、統計データを用いるた

め、数多くの事例を扱うことができる。そのため、この分析で得られた発見は、一般的な法則としてみなすことができる。しかし、ここで扱うことができる事柄は数量データで示されうるものに限られるという技術的な問題がある。また、個々の事例が細かく分析されることもない²⁾。

これら2つの分析は、理論の用い方も異なっている。質的分析は記述を用いて特定の事例を詳しく説明するため、数多くの理論の適否を検討することが難しい。様々な理論がある政治現象を説明できるか否かを明らかにするには、各理論が重要な役割を果たしている事象に焦点をおいて説明する必要が出てくる。様々な事象に焦点をおいて詳細な記述をすることは、作業の量からして難しい。このような問題があるため、質的分析をする場合、まず、有効であると考えられる理論をしぼり、その理論が重視する事象に焦点をおいて観察を行い、その理論が適切であることを証明するという方法をとることになる。

これに対し、統計データを用いる量的分析においては、分析の前に有効でありそうな理論を1つにしぼる必要はない。各理論で重視される事象に関係する統計データを用いて分析すれば、政治現象を最もうまく説明できる理論を特定することができる。

III 具体的な分析

—都道府県による 施策の決定要因—

本節では、以前から広く行われている質的分析とは異なり、近年になって増え始めた量的分析を行う。そうすることによって、様々な候補の中から決定要因を明らかにしていく過程を紹介できる。分析の素材として、都道府県による施策を用いる³⁾。

(1) 分析方法

分析のための問い合わせとして、都道府県による特別養護老人ホームの設置に何が影響を及ぼしているか、というものを設定する。高齢化が急速に進行

しつつある今日、高齢者福祉政策の充実が求められている。1990年の老人福祉法改正により、住民にとって最も身近な政府である市町村が高齢者福祉施策の主たる提供者になった。しかし、すべての市町村が十分な高齢者福祉を展開できるだけの行政財政力を備えているわけではない。そのため、高齢者福祉が充実するか否かは、地方自治法第2条第5項が市町村行政を補完することをその役割として規定している都道府県にかかってくる。

分析の方法として重回帰分析を用い、1975年、1985年、1995年度の状況を考察する。従属変数は、都道府県立特別養護老人ホームの定員数が都道府県の高齢者人口に占める割合である⁴⁾。独立変数として、様々なものを用いる。施設に関する事象、社会的事象、財政的事象、政治的事象、そして、行政的事象である。以下、独立変数を順に説明する。

第1の施設に関する事象は、都道府県以外の者による特別養護老人ホーム設置の状況である。特別養護老人ホームは、都道府県以外に、市町村と社会福祉法人によって設置される（老人福祉法第15条）。そこで、市町村と社会福祉法人の施設設置状況を独立変数にする。市町村立施設の設置状況を独立変数にすることによって、市町村の施設設置状況が都道府県の施設設置状況に影響しているのか否か、すなわち、地方自治法の定める補完機能を都道府県が果たしているのか否か確認できる。また、社会福祉法人立施設の設置状況を独立変数として用いることによって、老人福祉法によって施設設置を認められている社会福祉法人が、都道府県の役割に影響を及ぼしているのか否か確認できる。独立変数は、各都道府県の全市町村立、そして、社会福祉法人立特別養護老人ホームの定員数が各都道府県の高齢者数に占める割合である⁵⁾。

第2の社会的事象は、各都道府県における町村の比重と高齢者の比重である。町村は市に比べて行政財政力が小さいと考えられる。したがって、町村の比重が高ければ都道府県は補完機能をより多く果たすことが必要になる。用いる独立変数は、町村人口が都道府県人口に占める割合と、町村数が全市町村数に占める割合である。特別養護老人ホームは、高齢者のための施設である。そのため、

め、高齢者構成比が高ければ、都道府県は特別養護老人ホームを設置しようとすると考えられる。このことを確認する独立変数として、高齢者が全人口に占める割合を用いる。

第3は、財政的事象である。都道府県の財政状況がよければ、都道府県は施設を設置しやすくなる。また、市と比べて行財政力の弱い町村の財政状況が悪ければ、都道府県は補完機能を発揮する必要が出てくると考えられる。そこで、各都道府県とその全町村の地方税と地方債が、それぞれ、都道府県と町村の歳入に占める割合を独立変数とし、財政が都道府県の施設設置に影響を及ぼしているか否か確認する。

第4にあげたのは、政治的事象である。都道府県の知事が革新的であれば、あるいは、都道府県議会内で革新勢力が強ければ、その都道府県は福祉政策を推進すると考えられる。このことを確かめるため、知事の革新性と革新政党に所属する議員の割合を独立変数とする⁶⁾。

第5の行政的事象は、行政組織の専門分化の状

況である。行政組織が専門分化していれば、各組織ごとに専門的な情報が蓄積され、各組織で仕事をする行政官の専門性も高まる。高齢者福祉を担当する行政組織の専門性が高まれば、自らが所管する事務の必要性や重要性を発見しやすくなり、施設が設置されやすくなると考えられる。独立変数として、高齢者福祉のみを所管事務とする係の数を高齢者人口で除したものを用いる⁷⁾。

(2) 分析結果

分析の結果は、図表1に示されている⁸⁾。すべての年度において、市町村の施設設置状況と社会福祉法人の施設設置状況が有意である。1975年度と1985年度において標準化係数の絶対値が最も大きいのは、社会福祉法人の施設設置状況である。1995年度において標準化係数の絶対値が最も大きいのは、市町村による施設の設置状況である。都道府県の施設設置状況は、市町村と社会福祉法人の施設設置状況と関係があることになる。

図表1 都道府県立施設設置状況の決定要因

	1975年度	1985年度	1995年度
市町村立施設	-.292 *	-.440 **	-.706 **
私立施設	-.538 **	-.451 **	-.446 *
高齢者	.219	.051	-.083
町村人口	-.046	-.153	.052
町村数	-.024	-.474	-.424
都道府県税	.274	-.810 *	-.455
都道府県債	-.108	-.140	-.242
町村税	-.369	-.437	-.221
町村債	-.226	-.423 *	.185
知事	.287 *	.307 *	.153
議会	.069	.116	.025
行政組織	.372 **	.260	.259
調整済み決定係数	.443	.406	.290
回帰式の有意確率	.001	.002	.015

注：表の上段に示されているのは、各独立変数の標準化係数である。

標準化係数の横に記されている「*」は独立変数が信頼度95%で有意であることを、そして、「**」は信頼度99%で有意であることを示している。

しかし、この分析結果だけでは、因果関係が明らかにならない。都道府県立施設が市町村立あるいは社会福祉法人立の施設に影響を及ぼしているのか、それとも、逆に、都道府県立施設が市町村立あるいは社会福祉法人立の施設から影響を受けているのかがわからない。そこで、どちらがどちらに影響を及ぼしているのか確認する。

一方の施設設置状況が他方の施設設置状況に影響を及ぼすのであれば、両者の施設設置には時間差があると考えられる。そのため、市町村立施設と社会福祉法人立施設の設置状況のデータを1年度から3年度まで前後にずらし、都道府県立施設設置状況との相関を見てみる。相関係数は、図表2に示されている。この表から、市町村立施設は後ろにずらした方が、そして、社会福祉法人立施設は前にずらした方が、都道府県立施設との相関が高くなることがわかる。すなわち、社会福祉法人立施設設置状況が都道府県立施設設置状況に影響を与え、都道府県立施設設置状況が市町村立施設設置状況に影響を及ぼしていることになる。社会福祉法人立施設設置状況の回帰係数が負であったことと、社会福祉法人立施設が増加傾向にあることを考え合わせると⁹⁾、社会福祉法人立特別養護老人ホームが増えているので、都道府県は自ら施設を設置しない傾向があるということになる。つまり、都道府県の施策は、社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置することを認めている制度

の影響を受けているのである。

IV 結び

以上、理論的役割、分析の方法、そして、具体的な分析を示し、政治現象に影響を及ぼす事象をどのように特定するのかを説明した。本稿が政治学の理解に役立てば、幸甚である。

- 1) Daniel C. McCool, *Public Policy Theories, Models, and Concept*, Prentice Hall, 1995, pp105-108.
- 2) John W. Creswell, *Research Design: Qualitative and Quantitative Approaches*, Sage Publications, 1994.
- 3) ここで紹介する研究の詳細は、次の論文で示されている。広本政幸「都道府県の機能と専門性（1～3）」『修道法学（広島修道大学）』第22巻第1・2号、第23巻第1号、第2号。
- 4) 政令指定都市は、他の市町村と比べて行財政力が高く、都道府県と同じように高齢者福祉事務を処理している。そのため、都道府県が政令指定都市の事務を補完するということは想定しにくい。そこで、統

図表2 都道府県立施設に対する影響

	都道府県立 1975 年度		都道府県立 1985 年度		都道府県立 1995 年度	
	市町村立	私立	市町村立	私立	市町村立	私立
3年前	-.224	-.567	-.281	-.325	-.309	-.131
2年前	-.235	-.547	-.280	-.283	-.310	-.102
1年前	-.256	-.543	-.287	-.245	-.312	-.051
同年	-.286	-.510	-.290	-.225	-.318	-.023
1年後	-.291	-.464	-.290	-.181	-.318	-.013
2年後	-.277	-.432	-.296	-.153	-.328	.007
3年後	-.276	-.417	-.298	-.124		

注：絶対値を見た場合、「同年」の数値よりも大きいものを太字で示している。

計データには、政令指定都市分を含めない。断りがない限り、以下で用いるすべての統計データは、政令指定都市分を除いたものである。

5) 用いた資料からは、社会福祉法人立施設が政令指定都市にあるのか否か判断できない。そのため、社会福祉法人立施設設置状況を算出する際、全社会福祉法人立施設設置の定員と、政令指定都市を含めた各都道府県の全高齢者数を用いる。

6) 本研究で考察をする1975年度、1985年度、そして、1995年度の途中で、知事あるいは議会の選挙が行われている場合がある。選挙がその年度の9月30日以前に行われている場合、その選挙によって選ばれた知事のイデオロギーまたは議員の構成を当該年度のものとしてみなす。選挙が10月1日以後に行われている場合、その前の選挙によって選ばれた知事のイデオロギーまたは議員の構成を当該年度のものとしてみなす。

知事のイデオロギーは、知事が政党に所属していれば政党に着目し、知事が政党に所属していないければ選挙の際に知事を推薦または支持していた政党に着目し、次のように数値化する。

保守政党所属／保守政党だけが推薦・支持	→ 0
保守政党と中道政党が推薦・支持	→ 1
中道政党に所属／中道政党だけが推薦・支持／無所属で推薦・支持なし	→ 2
中道政党と革新政党が推薦・支持	→ 3
革新政党に所属／革新政党だけが推薦・支持	→ 4

保守政党：自民党、新自由クラブ、新生党、日本新党

革新政党：共産党、社会党、社民党

中道政党：保守政党と革新政党以外の政党

政党のイデオロギーを判断する際、以下の文献を参考にした。五百旗頭真・大獄秀夫「[対談]『新進党』とは何であったのか」『潮』第469号、1998年3月。大獄秀夫「自民党若手改革派と小沢グループ—『政治改革』を目指した2つの政治勢力—」『レヴァイアサン』第17号、1995年秋。同「政界再編と政策対立—新党による政策対立軸再構築の模索—」『レヴァイアサン』第22号、1998年夏。蒲島郁夫「新

党的登場と自民党一党優位体制の崩壊」『レヴァイアサン』第15号、1994年秋。黒河小太郎「風が吹いたあとで—『日本新党』とは何か」『中央公論』第1299号、1993年9月。小林良彰・松崎哲久「『日本新党』は第2の新自クか」『諸君』第24巻第7号、1992年7月。

議会内の党派勢力は、選挙の結果から、当選した革新政党所属議員が全議員に占める割合で確認する。革新政党としてみなすのは、知事のイデオロギーを見る場合と同様、共産党、社会党、そして、社民党である。

7) 民生部だけではなく、企画調整を担当する部内にあって高齢者福祉を所管事務とする係も含める。狭義の高齢者福祉を考察の対象とするため、年金、国民健康保険、そして、恩給などに関する事務のみを所管する係は含めない。高齢者福祉に関する事務のみを所管する課に係が設置されていない場合、その課の数を係の数に含める。係長や課長が管理監督しないセクションであっても、係長あるいは課長と同等と認められているものが管理監督していれば、係または課とみなす。

8) データの出所は、次のとおりである。

自治区『公共施設状況調』：都道府県立・市町村立・社会福祉法人立特別養護老人ホームの定員、高齢者人口、都道府県人口

自治区『地方財政統計年報』：市町村・町村の数、都道府県・町村の地方税・地方債・歳入

『朝日新聞』、『日本経済新聞』：知事の所属政党・推薦政党・支持政党

読売新聞社『読売年鑑』：都道府県議会選挙での全当選者数・革新政党所属者の当選数

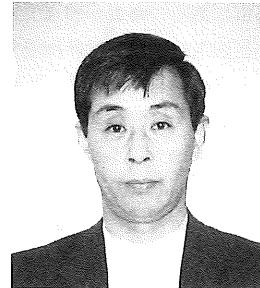
大蔵省印刷局・編『職員録 下巻』：高齢者福祉のみを所管事務とする係の数

9) 自治省『公共施設状況調』1976・1986・1996年度版。

(ひろもと まさゆき 広島修道大学)

子供、青年の健康

若者の体力が低下していると言われて久しい。どのように低下しているのか、何が要因なのか、どうすればよいのか、身体運動の観点から若年層のからだの機能の現状について検討してみる。



SENGA Yutoshii
千賀 康利

I はじめに

テレビや新聞などで健康問題が扱われない日はない。そして健康食品や健康器具など、さまざまな健康グッズが次々と発売されてきている。そして忘れ去られて行く。不正な医療行為や販売行為などの脱法行為を除いて、健康被害を受けて告訴したという情報はあまり聞かない。健康についての判断が複雑すぎるためであろう。しかしながら健康のために死んでも良いというような、死に物狂いの健康法が日本中にあふれている。不老不死を信じたいという非科学的な思考のゆえんであろうか。情報過多の時代において、情報コントロールする能力が必要となっている。

そこで、ヒトの適応という観点から、身体運動を中心に健康問題について情報を整理してみる。

II ヒトの適応について (自然的適応を中心)に

適応には、自然的な適応と文化的な適応がある。

ヒトは、自然環境に対し生命の維持をする順応と、生命の維持を容易にする適応という機能を持っている。自然的適応能とは、重力環境、酸素環境、温度環境などの自然環境に対し生命の維持を容易にしてゆく能力をいう。健康状態をみると、重力では体重のコントロール（体格・体型、体構成、筋力）、酸素ではガス代謝（呼吸循環機能）、温度では体温調節（暑熱、寒冷）について、それぞれの環境への適応関係を総合的にみることが指標となる。さらに、これらの適応機能は遺伝因子のほか、栄養、生活環境、運動、人種、性別、年令、疾病などの指標を加えることが必要である。バランスのとれた高い水準での適応能力の維持が、健康管理の目標となる。

III 身体運動のとらえ方

ヒトは動物であり生命の維持や適応を行う植物機能と動物機能を持っており、動くこと、動けること（身体運動）が適応機能を向上させるための基本となる。身体運動（以降運動）とは、ヒトが生命の維持やその適応を行なうためのエネルギーの消費にかかわる代謝作用の全般（基礎、安静、運動）を指す。健康という言葉がつかわれるたびに、必ずといってよいほど、運動不足という表現がついてまわる。運動不足とはどういう状態であるか、自己のからだの状態について正確な認識が曖昧なままに使われている場合が多い。そして、曖昧な運動処方が実践されている。

従来の体育教育では、種目スポーツを教育手段の中心として扱ってきた。そのため、体育＝運動＝スポーツ＝技術＝競争＝勝敗というような偏った体育教育のイメージを与えてきた。今日の体育教育では運動を、ライフスタイルにおける適応能を獲得するための積極的な行動ととらえ、健康の維持増進を目的とするものとスポーツ競技を目的とするものに分けている。そして、同じスポーツ活動でも健康の維持増進を目的とするものと競技を目的とするものに分けている。

健康管理に対する運動のとらえ方は、起きてから寝るまで生活の全ての行動を対象にした総エネルギー消費量を対象にしなければならない。

(1) 運動負荷のちがいについて

図表1, 2はスポーツ種目差による運動負荷と身長、体重、体脂肪率の変化を示したものでスポーツ種目別の発達特性を示す。対象は健康な18才から22才の大学生男女で、非運動群とスポーツ競技選手の体格・体型と体構成を比較したものである。計算値は、標準偏差から求めた標準測度で現している。

破線の標準線は同じ性別、年令の非運動群（一般学生）の身長と体重および体脂肪の標準測度

で、●はスポーツ選手の身長と体重の標準測度、○はスポーツ選手の体脂肪の標準測度を示したものである。

運動の鍛錬効果として身長と体重の関係は変化する。骨格筋は、大きな力を要する運動では大きくなり、持久的な運動では小さくなる。団体競技スポーツではポジションによって筋発達が異なる。

男女の比較では、非運動群との変異の差が男性に大きくなっている、女性は骨格筋の発達の度合いが男性より低い。

体脂肪については、男女共に非運動群より少くなりその程度は男子が大きい。従来、女子は体脂肪の蓄積傾向が強いことが原因である。

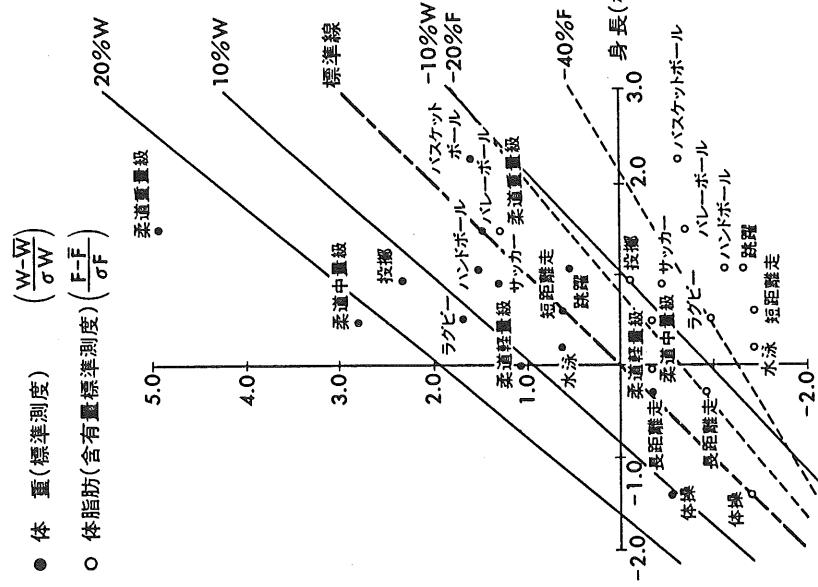
このように競技スポーツは、種目やポジション、男女のちがいなどによってからだの機能や部位の発達の度合いに差がみられる。健康管理としてスポーツ運動を行なう場合、何でも良いわけではなく、スポーツの種類やポジションや頻度などを考慮しなければならない。運動の量や質によって骨格筋や体脂肪の関係は変化し、その他の代謝機能も変化する。

(2) 運動処方について

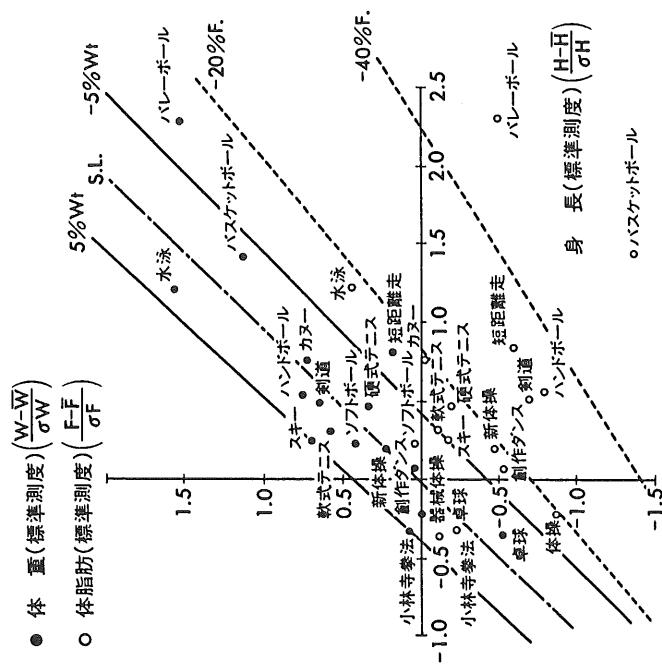
今日では健康管理のための指標として体脂肪量（率）、BMI（肥満指数）、骨密度（硬度）、血圧などのデータが一般的に用いられるようになってきた。しかし、これらの指標が総合して使用されていることは少ない。なかには体脂肪のみを指標にしている場合も多い。体脂肪計はまだまだ測定誤差が多く、改良が望まれる。しかし、いずれの機器を利用するにしても、正しい運動処方が行なわれることの方が重要である。

かつては加重負荷による筋力強化や持久性のランニングなどが主流で行なわれていた。いずれも一度に大きな荷重を負荷することになり、一般的にはライフスタイル化が困難であった。体脂肪の燃焼に対して、運動を30分以上続けるというまちがった情報が流されていた。運動負荷が30分以上で体脂肪は燃焼するが、連続して30分続けることはかえって燃焼効率を下げるというのが正確である。つまり、一度に過度な負荷をかけると

図表1 男子運動種目別選手の身長と体重および
体脂肪含有量の関係



図表2 女子運動種目別選手の身長と体重および
体脂肪含有量の関係



出所) 堀清記編『からだの働きと運動』、金芳堂

いうのではなく、日常生活における総エネルギー消費量と摂取量の関係から運動量を設定することが本質である。

生活に必要な筋力は、大きな筋力よりも速筋や瞬発筋および調整筋などのソフトで素早いしなやかな筋機能である。

持久走に至っては、走能力に適性のある人は良いとしても、もともと走能力に欠ける人がランするわけであるから無理に続けるとトラブルが生じる。走能力を得るためにトレーニングが必要である。ヒトはもともと歩くように進化をしてきた(図表3)。現在では歩く健康法が主流となっている。歩数から求める運動量が推測できる万歩計が産業となり、やがて消費エネルギーの推測が可能なカロリーカウンターが誕生してきた。しかし、歩きだからといって計算上の運動負荷を機械的に行なって良いものではない。摂取カロリー(食事)や体調の考慮が必要で、次の日に疲労が残らないよう感覚による疲労チェックを行なうことが必要である。早朝や夜の運動負荷は免疫機能を下げるなど、かえって運動が悪い場合もある。日内リ

ズムも運動負荷の重要な指標である。

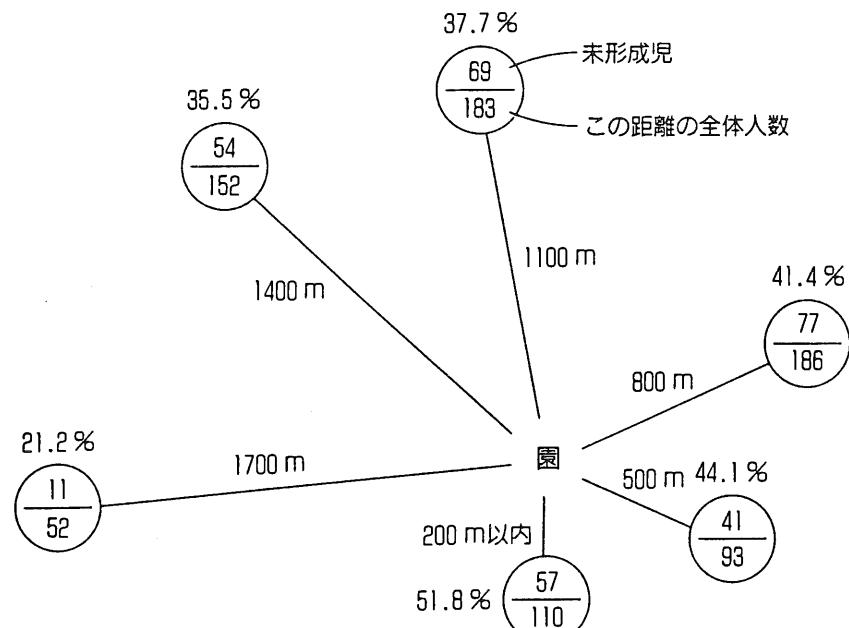
そして、履物が草履から靴へと急変し、オーダーメイドの履物文化が形成されていない現状において、合わない既製品の靴を履いての長時間歩行は足の変形やO脚関節を招くことになるので注意が必要である。花緒のついたサンダル(かつての日本ではわらじ)やぞうりの方が歩行機能の発達を促すという資料もある(図表4)。主婦が発明したという健康スリッパは足半として先人がすでに活用していた。

運動不足による生活習慣病もなく、筋、骨、関節などの機能低下による障害がみられないかぎり、現状のライフスタイルを維持してゆくことが大切である。毎日こつこつとこまめに動くことで、過度の義務的な運動負荷は継続しない。

(3) 栄養と運動について

便利になった生活様式の変化による運動不足と飽食による栄養摂取の過多は、若年層の糖尿病の発現や中高年の高脂血症を急増させるなど、社会

図表3 徒歩通遠距離と土踏まず未形成児



出所) 安積、原田『健康生活の役に立つ足と靴の話 67』、黎明書房

的な問題となってきている。高度経済成長以前は、栄養不足と労働過重による健康障害が問題であった。

飽食日本において急増したものが食物健康法で、すさまじい数の食事療法が報告されてきたがその多くが衰退している。何を食べたから、また飲んだからといってそれだけで健康を維持増進できる訳ではない。当然のことながら臨床レベルでは食事療法は必要であるが、健康の維持増進ということにおいては摂取と消費の関係である代謝全般を考えた健康処方の情報が必要である。現在報告されている健康情報は、栄養や運動の代謝メカニズムが中心で、一般的な処方として〇〇健康法といって実際に応用するという学術レベルには至っていないのが現状である。

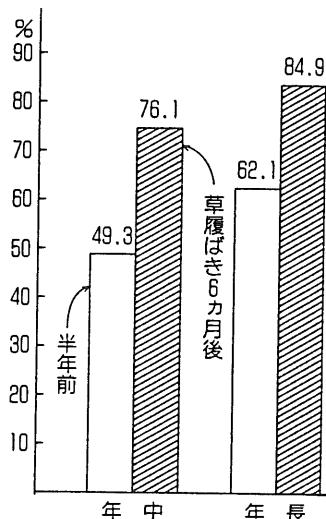
健康問題は、イニシャルレベルの病気でないことから上限は100才を越える寿命まで幅広い健康レベルがあり、遺伝因子、栄養、生活環境、運動、人種、性別、年令などヒトの適応を変化させる要因を総合的に点検することが今日的な研究課題となっている。しかし、あくまで研究課題であって実用にあたっては、今までの研究成果を交流した総合的な処方で問題はないであろう。つ

まり、体重当たりの必要エネルギー量と必要エネルギー消費量の関係において運動量を設定し、その上で疲労を明日に持ち越さない回復可能な運動量を体感的に設定し継続してゆくことである。動いて疲れたら休憩し疲労を明日に持ち越さないという日常を繰り返し、食ってばかりでぼんやり動かないという生活をしないことである。そして、動いてお腹をすかしてから食事をするという、すいていなければ食の量を控えるという、満腹中枢と空腹中枢の刺激バランスを整えることを心がけることである。からだの調子や運動量を無視した機械的な食事摂取は、過食症や拒食症に至る要因ともなり、むしろからだをこわす場合がある。

長寿の秘訣は健康について考えないこと、つまりよくよしないこと、粗食で偏食しないこと、適度の労働を負荷するライフスタイルを持つことである。これらには結果としての科学性はあるが、栄養素や摂取量および運動量など健康管理の機械的な計算値とはおおよそ無縁の世界であろう。

IV からだの変化について

図表4 草履と土踏まずの形成



出所) 安積、原田『健康生活の役に立つ足と靴の話 67』、黎明書房

(1) 大学生について

栄養と運動の関係において、現在の若年層のからだの変化について見てみる。

本学体育の学生実態調査(個人属性、身体機能計測、ストレス調査)では、男女共に痩身傾向が多く女子学生においては冷え感を訴えるものが多くあった。

学生層においては肥満は少なく、体脂肪率は男子11.6%，女子17.5%（1998年調査）であった。特に女子学生では痩身思考が強く、運動によるダイエット体型では満足しないで、薬品を用いたり摂取カロリーを抑制したりする傾向が強い。薬品などはその多くが何らかのリバウンドを起こす可能性が強く、臨床レベルでの機能低下や障害の可能性がないかぎりは骨格筋のエネルギー消費でコ

ントロールすることが基本である。たとえば物理的に糖の吸収を抑制することは可能であるが、常用した場合、リバウンドによって必要なときに糖の吸収能力が低下したり、コントロールを失って過食や拒食を招くことがある。また、りんごダイエットでは、リンゴが嫌いになってしまったという報告もある。

骨格筋の発達度合いの少ない女子学生においては運動機能の低下の傾向が強く、バレーやバスケットのボールが凶器となっているのではと思われるほど突き指、指脱臼、骨折、靭帯損傷などの障害が増加を示しその度合いも大きくなっている。男子学生においても、速筋、瞬発筋の低下があり調整機能の低下がうかがわれる。軽スポーツへのニーズが高まっているのもうなづける。

健康管理のために導入されたスポーツ種目は、その運用において抜本的な見直しが求められてきている。ましてや、嫌いなスポーツ種目を強制され精神的にマイナスのストレスを加えるような運動処方は考えものである。なぜ必要か、どのような効果があるかなど、科学的な知見をもって理解させることが教育の本質であろう。

学生の運動不足は、運動能力のみならず行動能力の低下にもつながり、慢性的な疲労感を抱えるようになってきており自立性や自発性という積極的な行動能力をも低下させてきている。若者のからだの機能の特徴のひとつに回復力の早さがある。中程度の運動負荷による回復に一週間かかるという、20年前の学生には見られなかった回復力の低下が現われている。

従来多く用いられてきたスポーツテストや運動能力テストでは、男女共に踏み台昇降運動を除いて低下の傾向を示している（京都産業大学体育教育研究センター実態調査まとめ）。踏み台昇降運動に関しては、体脂肪率の低下と骨格筋の発達低下によってボディマスが小さくなり持久性機能におけるガス交換率が良くなつたためと思われる。持久性ランニングの能力は向上したが、生活体力は低下してきているのが現状である。

意識調査においては疲労感、倦怠感、冷え感（特に女子学生に多い）をうつたえる学生が多く、その結果としてイライラしやすい、常時眠気、す

ぐに横になる、根気がない、学習意欲がうすい、友人が少ないので、頭が重い、食欲がない、疲れがとれない、外出しない、夜眠れないなど、若者の特徴である活動性の低下がうかがわれる（京都産業大学体育教育研究センター実態調査まとめ）。運動量の絶対的な不足が骨格筋の発達の度合いを低くさせ、痩身、疲労感、冷え感など自然に対する適応機能を低下させてきている。一方で、肥満は減少しているものの、行動量の低下がストレスを大きくし過食にはしり、部位脂肪の多くなるいわゆるかくれ肥満も多い。

(2) こどもについて

からだの諸機能には年令による発達特性がみられる。動作の習得は10才までに（スキヤモンは脳、脊髄、眼球などの神経型は6才で90%発育するといっている）対応を、呼吸循環機能の発達は12才以降で対応、筋力は14才以降で対応するよういっている（図表5）。少年少女の英才的なスポーツ教育は、かえって機能を抑制したりまたは障害につながることもある。

運動情報の処理についても、子供の時に遊びが出来ておらず機能がうまく使えないという学生が増加してきている。調整機能は10才をピークに機能が低下するといわれている。調整機能とは、やさしさ、強さ、しなやかさ、細かさ、俊敏さなどヒトが安全に生きてゆくためのからだの多様な動きをいう。この調整機能は、子供の時期の遊びにおいて発達してゆく。そして、この時期の調整機能の発達が、将来の運動機能のあり方に大きな影響力を持つと共に行動の基幹的な情報となる。

基幹情報は本能的に使用されるもので、この基幹情報が偏ったり欠落していると、10才をすぎてからの学習（体験）に時間がかかることになる。いわゆる、どんくさい、不器用、運動音痴、へた、といわれることの要因となる。大人は知的学習が先行するが、子供の学習は体験的なものが先行し遊びの中から緻密で多様なからだの動きを学習してゆく。しかも、楽しみながら。遊びが子供の仕事であるという論理は、ライフスタイルとして自然に楽しみながら、体験学習を通して知的学習をするという子供の発育発達を指している。

結果として子供のからだは、立ちくらみ（貧血）、折れやすい骨（骨そしょう）、歩きが悪い（扁平足、O脚）、すぐこける、歯並び噛み合わせが悪い（脊椎のゆがみ）、視機能の低下、俊敏さがない（骨格筋の発達不足）など、さまざまな発達不全の傾向が現われてきてている（図表6）。絶対的カルシウム不足は別として、骨の強さは骨格筋の強さに比例するので運動による骨格筋の発達が骨の強さを決めることがある。また、骨の強さが骨格筋の強さを決める。カルシウムやマグネシウムの摂取だけの問題ではない。子供の頃、小型ナイフで歯を食いしばりながらチャンバラあそびの刀を削っていたことを思い出す。歯並びや噛み合わせが悪くなった要因として、ちからあそびの少なくなった子供の生活も影響している。

現在の子供の生活環境は、親や社会が遊びを奪い取り塾通いやゲーム機遊びが生活となっており体験的な学習を排除するなど、本来の発育発達に必要な遊びが出来ない情況に置かれている。実体験のシステムが組み込まれていない各種のゲーム機遊びは、ライフスタイルとしての必要エネルギー消費量を増加させるには到らない。何時間でも続けられるということは消費量が少ないということになる（ダンスゲームは効果的）。子供の発育・発達は、好奇心から始まり体験による学習によって興味をもつようになり、やがて知的好奇心へと変化し創造性や独創性を育て、個性的成長を遂げ自己確立を成してゆく過程にある。人間はこ

れらのプロセスが欠落すると、対人関係ができず自己中心主義にはしりやがては社会性の欠落を招くことになる。

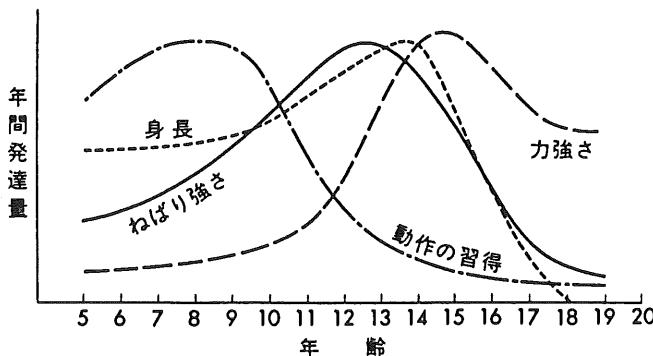
親、学校、社会の過度のマニュアル式監視による不自由さ、与えすぎによるチャレンジ機能の低下、いま子供たちはこのような社会環境から身を守るために二者択一的な選択をしている。ひとつは個性や自主性を圧し殺すという閉じこもり、もうひとつは暴力的反逆である。一見好い子に見える閉じこもりは、自立機能との不調和によって発狂的な方向へと転換される場合もある。普通の家庭の普通の子、優秀な子が起こす獣奇的な事件などに象徴される。

子供の問題は、からだの機能だけでは済まされない現状にある。やがては、国の経済や文化の担い手になり国際社会への対応を求められることなり、社会的責任を担ってゆくことになる。

V まとめ

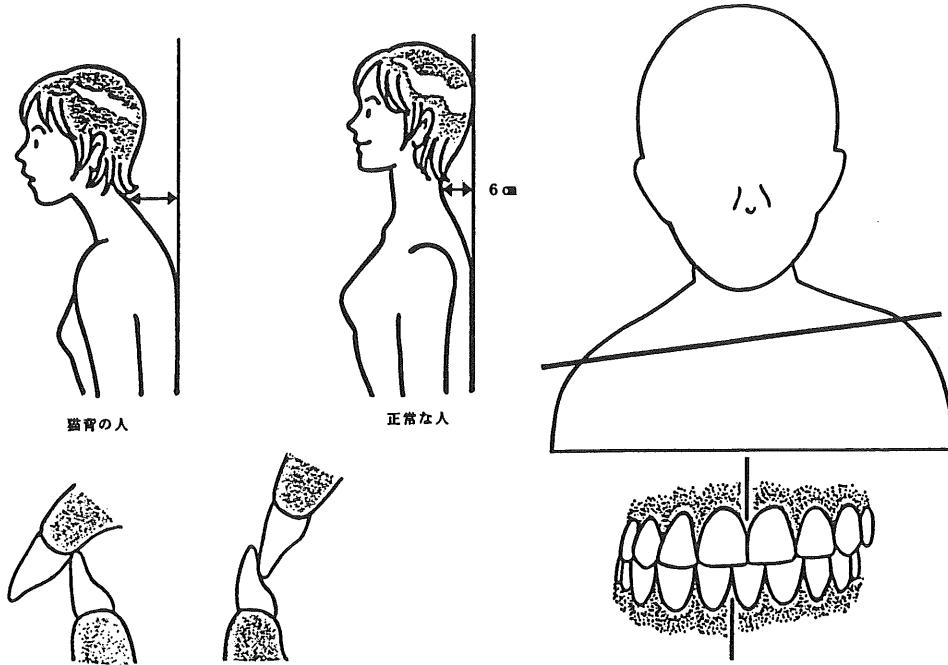
とにかく、動かない、行動しない、動きが悪いという傾向が強まってきている。乗り物に乗ったらすぐ座る。どこでも座る。立っていることだけでもエネルギー消費量は多くなり運動になる。動

図表5 年令による発達特性



出所) 宮下充正『子どものからだ』、東大出版

図表6 歯の噛み合わせと姿勢



出所) 萩原和彦『子供の頸関節症を防ぐ・治す』

作ものろい。これでは速筋も瞬発筋も機能の向上はしない。

歩き方も正常ではない。足をひきづり、ぺたぺたと足音をさせている。ましてや歩行は、継続が容易で多くのエネルギー消費につながる、生活の基本的な運動である。少し早く歩くこと、足音を小さくすることだけで筋機能を発達させ運動量を増加させる契機となる。階段の昇降についても同様で、静かなのぼりおりを心がけるだけで大きな運動効果を得られる。エレベーター やエスカレーターを履物にした怠けたからだでどたどたと行動して、高いお金を支払って足ふみ運動やトレッドミル歩行のジム通いをしている現代人。笑いばなしにもならない。

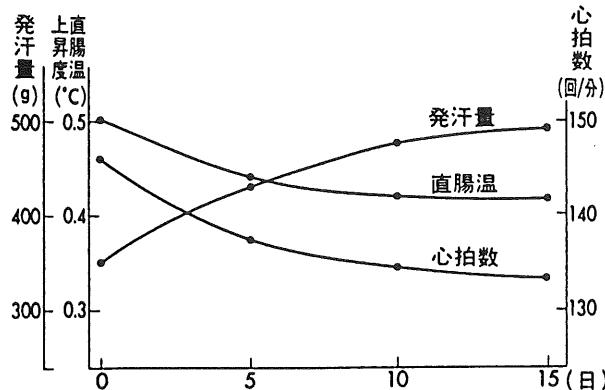
かつてわが国には、廊下や階段の昇りおりは静かに、ふすまや障子の空け閉めは静かにという躰があった。この躰には、迷惑をかけないという他にもうひとつの効果があった。生活の中で、速筋や瞬発筋を発達させ、しなやかなからだの動きをつくるというものである。戸の空け閉めを静かに

行なうことでは、強く、素早く、やさしくという手機能を発達させるという効果がある。器用さはこのような日常生活から発達することも考えられる。手書きのレポートづくりも、パソコンやワープロよりも運動量が多くなり、感覚統合による脳の情報処理機能を発達させる。最近では厨房に男子入るべしということが言われてきている。結構ではないか。機械化された家事労働のなかで台所仕事には少なくなったハンドメイドの作業が残されており、運動量や手機能の発達においてみると申し分のない作業である。

趣味や娯楽などを含めて、人間の持つ知的水準から見て生活の中で運動量を増やすことはいくらでもある。そのためには、体験し、学習し、創造するという人間本来の機能をもっていることが必要である。

スタイルや血圧などは気にするが、健康管理で忘れていることがある。体温調節である。体温調節は、寒さに対しては血流と皮下脂肪、暑さに対しては発汗で調整している。運動はこれらの機能

図表7 暑熱順化による運動中の心拍数、発汗量、中枢温上昇度の変化



出所) 堀清記『人体と運動の生理学』、金芳堂

を向上させる。冷暖房機器の多用はこれら体温調節機能を低下させてきており、運動負荷の重要性と緊要性はますます高まっている。

身体運動による発熱機能は、免疫機能を向上させることも報告されている。

正しい情報を多く持ち生活を創造してゆくことが、健康管理のデータベースである。もっとも正確な健康指標は、疲れや痛み、やる気や好き嫌い、などを正しく判断し予測する自分の感覚にあるのかも知れない。

参考文献

- [1]堀清記、田中信雄、佐藤尚武、黛誠、千賀康利、東隆暢『からだの働きと運動』、金芳堂、1992年
- [2]萩原和彦『子供の頸関節症を防ぐ・治す』、講談社
- [3]安積、原田『健康生活にきっと役に立つ足と靴のはなし67』、黎明書房

- [4]秋坂真史『気がつけば百歳』、大修館書店
- [5]佐々木雄司『沖縄の文化と精神衛生』、弘文堂
- [6]榎並悦子『山口県東和町 日本一の長寿郷』、大月書店
- [7]近藤四郎『ひ弱になる日本人の足』、草思社
- [8]福原一郎『女性にやさしい靴選び』、三一書房
- [9]加藤正『外反母趾の治療・予防』、全日本病院出版
- [10]田中一郎『「肥満とヤセ」常識のうそ』、山手書房新社
- [11]厚生省保健医療局『肥満とやせの判定表・図』、第一出版
- [12]京都産業大学体育教育研究センター『健康科学ハンドブック』、1997,1998,1999年
- [13]堀清記『人体と運動の生理学』、金芳堂
- [14]水野祥太郎『ヒトの足(この謎にみちたもの)』、創元社
(せんが やすとし)
京都産業大学体育教育研究センター

鈴木茂・大西広・井内尚樹編

『中小企業とアジア』

昭和堂 1999年10月 本体価格3000円



I 本書の意義

日本経済は、1990年代に入り長期の低迷を続けていく。「産業構造の空洞化」が叫ばれ、失業率はかつてない高い水準で推移している。日本経済再生に向けての処方箋づくりが急がれる中、その新しい枠組みを検討する上で、多くの示唆を与えてくれるのが本書である。

本書においては、「空洞化批判も慎重でなければならない」(16頁)とする。本書は、電機や自動車の海外進出で国内雇用が縮小しようとも、その縮小自体は国際分業の偏りをなくす過程と理解できるという立場である。つまり、アジアに供給するすべてを日本が供給するというのは、あまりに自本国位の考え方であるとし、こうした工業製品がアジアでも作られるようになることは、巨視的に見れば「進歩」であると考える。問題はその「進歩」をどうコントロールして進めていくか。偏狭な民族主義を超えて新しい「アジア企業」を作っていく。そうした新たな挑戦が求められるとするのが、本書の基本的なスタンスである。ここで注目されるのは、「日本経済の国際化」は、地域経済の内発型発展を追及すれば、必然的に「発展途上国との国際分業の在り方」を視野に入れることを不可避の課題として提起している点である。

さらに、本書において注目されるのが、このような新たな国際分業関係の形成の主体として、「中小企業」を再評価している点である。つまり、本書は、中小企業を国内経済の枠組みの中でのみとらえるのではなく、「中小企業の視点からアジアの経済発展と新たな国際分業関係の形成を体系的に考察しようとして企画された」(「はしがき」iii頁)ものである。すなわち、その枠組みは「アジア地域における経済発展と新たな国際分業関係の形成が各国の国民経済はもちろん地域経済を規定し、したがってまた、中小企業の経営に大きなインパクトを与える」(「はしがき」iv頁)というスケールの大きなものである。

いずれにせよ、アジア地域における「新たな国際分業」というグローバルな視点から本格的に「中小企業」を論じた書物は他に無く、日本の中小企業研究に新たなアプローチを提示したと言える。

II 本書の概要

本書は、「中小企業を主体とした内発的で相互互恵の国際分業関係の形成の可能性について、日本の中小企業の海外直接投資と各国の中小企業の対応を中心に実証的に分析しようとするもの」(「はしがき」ii頁)である。中小企業分析に、このようなアプローチ方法を取りさせた背景には、「1985年のプラザ合意を契機とする急激な円高の進行は、日系企業の海外直接投資を加速させ、本格的な多国籍企業化の時代」(「はしがき」i頁)を迎えており、大企業ばかりではなく、「中小企業ももはや国民経済の枠組みの中でのみ事業を完結させることが困難になっている」(「はしがき」ii頁)という問題意識がある。

まず、第1部では、日本の中小企業の海外進出の背景と海外における進出先の現状が分析される。第1章では、日本の中小企業の海外投資が概観され、中小企業のアジア進出における背景や問題点、可能性について検討される。特に、ここでは、海外進出企業といえば以前は大企業に限定されていたが、中小企業でも進出する時代となっていることが強調される。第2章では、中小企業の海外事業の展開の動機が若年労働力確保等多様であることが示される。第3章は、中国を事例に中小企業の海外直接投資の現状を分析する。ここでは、中国における進出の成否を決める一つのポイントは「労使関係を中心とした現地での信頼関係の醸成」であるとする。第4章では、中小企業の中国における投資地域や業種等の特徴を企業統計データをもとに数量的に考察する。

第2部では、中小企業の海外進出が国内経済や中小企業経営に与えた影響を分析する。第1章では、日本

経済における「海外直接投資を軸にした経済のグローバル化」のもとでの「産業空洞化問題」が中小企業に着目して分析される。第2章と第3章では、個別産業の事例研究として、織維産業とエアゾール産業の海外進出の実態を分析する。第4章では、様々な中小企業研究者による「東アジア化」の位置付けを「産業空洞化」論と関連させて比較検討している。

第3部では、日本を離れ、広くアジアの中小企業の新しい動きを分析する。第1章ではフィリピンやタイを中心とする東南アジアの中小企業を事例に、第2章では成長するインドソフトウェア産業を事例に、第3章では中国の郷鎮企業を事例に、新たな国際分業関係の形成の可能性を展望する。終章では、「アジアの地域で新しい国際分業システムが形成されつつある」(215頁)ことを前提にアジア工業化の条件が検討される。しかし、従来の国際経済学の国際分業論では、アジア途上国のこのような現状を説明できないため、ここでは、従来の国際経済学をP・クルグマンを素材に再検討し、その大きな欠陥を「アジアの中小企業」の評価にあるとする。例えば、「費用」の構成要素として賃金に注目し、それが途上国において安価なことを考慮すれば、この効果は労働集約的な産業でより大きくなる。そして、実際、途上国の工業化が織維産業等労働集約的な分野から始まっていることを強調する。その担い手は中小企業であり、アジア工業化にとっての中小企業の特別の重要性を強調する。そして、「アジアの工業化が中小企業を含む諸企業の努力でさらに前進する」(225頁)として「ともかくその未来は希望に満ちている」(226頁)と結ぶ。

III 今後の課題と展望

「グローバル化」の枠組みを中小企業研究に導入したこととは、今後の中小企業研究に新たな展開を切り開くものとして評価できる。この展開の内容をさらに豊富にするために、ここでは紙幅の制約から次の3点に絞り、指摘しておく。

第1に、本書の分析対象である「海外直接投資する中小企業」の位置付けの問題である。現状を客観的に見れば、日本の中小企業のすべてが海外進出を行っているわけではなく、むしろ、海外進出できる中小企業は限られている。それは、本書においても次のように述べられている。「中小企業の海外直接投資は、件数ベースでは全体の半分近くを占めているものの、その投資規模や海外事業活動の規模、海外直接投資収益は

大企業に比べるかに小さく、日本国内の産業空洞化に対しても、現段階では大企業ほどの影響力をもっていないことが明らかになった」(83頁)。多様な動機から中小企業の海外直接投資が近年増加しているとしても、東アジア経済の動向を規定し、新たな国際分業体制の枠組みを形成しているのは、現状では日本の大企業の動向と思われる。したがって、本書の分析の中でも、中小企業の独自の動向だけでなく、大企業の動向と関連させた分析も必要と思われる。

第2に、第1の点とも関連するが、海外進出している中小企業の「地域性」の問題である。それと言うのも、「海外直接投資は、国内のあらゆる地域から均等になされるわけではない。国内における資本蓄積の地域的不均等発展や各地域の産業構造に規定されて不均等性を帯びざるをえない」(83頁)。「1991年以降、海外進出のほぼ半数は東京に本社をおく企業が担ったが、その後の海外進出については大阪の企業、特に製造業企業が、東京のそれを上回る伸びを示したことが確認できる」(85頁)。つまり、海外進出している中小企業は大都市圏等特定地域に集中し、他の大部分の地域は、それほどグローバル化していないのが現状なのである。本書の課題を考えれば、国内にとどまる中小企業におけるグローバル化の影響に対する一層の詳細な分析が試みられるべきだと思われる。

第3に、これまでの指摘は主としてグローバル化の国内経済に対する分析に関するものであったが、進出先に目を移して、日本の中小企業のアジア各地の地域経済における役割の解明の問題である。もちろん、これは「あとがき」でも触れられているように、資料収集の困難さもあり、簡単な作業とは思われないが、是非ともやっていただきたい作業である。このような作業を通して、アジアにおける「中小企業による国際分業関係の形成」が浮き彫りになる。

本書の課題を実現する上でいくつか指摘したが、本書で主張されているアジア地域における「新たな国際分業」形成の方向は今後動かし難いものと思われる。ここで問題なのは、「国際分業関係」の内実である。評者は、そのキーワードを「ネットワーク」と考える。本書でも、大阪の「ナニワ企業団地」を事例にネットワークの重要性を指摘していた。グローバルレベルでの中小企業のネットワークは、どのように構想できるのか。「中小企業グローバルネットワーク」の在り方が問われる。この解明は、21世紀の日本経済に新しい枠組みを提示すると思われる。

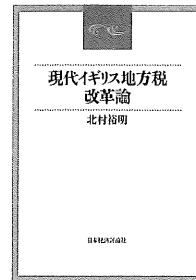
(多田 憲一郎 岡山商科大学法経学部)

書評

北村裕明著

『現代イギリス地方税改革論』

日本経済評論社 1998年10月 本体価格3200円



サッチャー政権の末期、イギリスに導入された人頭税（正式名称は community charge）は、社会的大混乱と国民の強い反発を招き、同政権の崩壊をもたらしたことは、記憶に新しいところである。その人頭税は、ほどなく廃止されたが、「地方自治の母國」などと呼ばれていたイギリスにおいて、なぜそのような前近代的な地方税が導入されたのか、そしてその実態はいかなるものであったかということは、財政学者のみならず多くの人々にとって、興味深いところであろう。

著者の長年にわたるイギリス地方税制研究の集大成である本書は、こうした課題に真正面から応えた好著である。その構成は以下のようになっている。

序章	現代イギリス地方自治と地方税改革
第1章	現代イギリス地方税改革の起点
第2章	地方税率制限への道
第3章	人頭税の政治経済過程
第4章	人頭税の経済学
第5章	カウンスル税の成立
終章	現代イギリス地方税改革の帰結
付論	ブレア労働党政権の地方税改革構想

本書が取り扱う時期は、労働党政権下における1974年6月の「レイフィールド委員会」発足を起点とし、79年以来18年間政権を維持し続けてきた保守党が、97年5月の総選挙で敗北し、労働党政権に交代するまでである。この20余年にわたる「現代イギリス地方税改革の論理と論争と実態を探るなかで、現代地方自治における地方税の位置を解明すること」（3頁）が本書の基本的課題となっている。この課題に応えるため本書では、イギリス地方財政史上最も包括的な内容を有するレイフィールド委員会報告が、地方財政責任を前面に打ち出し、地方所得税の導入、および中央政府と地方自治体とが対等の立場に立った協議の場の設立などを柱とした斬新な改革構想を打ち出していたこと、にもかかわらず当時の労働党政権がそれを積極的に受け

とめるどころか、より集権的な補助金を通じての地方歳出の中央政府の統制に道を開き、次の保守党政権による補助金削減＝歳出統制への先鞭をつけたこと、サッチャー政権下における歳出削減政策が、補助金による統制から、地方税率の直接統制にエスカレートし、ついには住宅レイトの廃止、事業レイトの譲与税化、人頭税の導入に至ったこと、そして人頭税が短期間で廃止を余儀なくされた事情などが、あざやかに描き出されている。

そして著者は、現代イギリス地方税改革の教訓として、第1に、財政自治を限界歳出の問題に限定することは、地方税基盤を縮小し集権型財政システムに帰結すると述べている。それ故、地方歳出に多様性を持たせ、地方自治体の予算決定に地域住民の選好と選択を実現させるためには、地方税基盤の拡大と税率決定についての自治体の裁量性確保は依然として重要であり、そのためにはレイトのような不動産課税のみでは税源として限界があり、地方所得税を導入できるか否かが重要であるというのである。

第2の教訓は、現代財政自治における財政調整制度の重要性である。人頭税導入を柱とした財政改革が大きな矛盾をもたらした理由の一つが、財政調整による地域間の財源配分が十分でない中で、応益原則を地方財政に適用したことにある。地方税政策の裁量性によって財政自治を確保するには、財政調整制度によってどの程度地域間の財源の再配分が実現しているかが重要であり、とりわけ配分機関が中央政府の政策伝達機関であるか、中央政府から独立し自治体の意向を制度的に反映しうる独立機関かが重要であると述べている。

本書が提起している論点は多岐にわたるが、筆者は本書の意義として次の二点を強調しておきたい。第1は、財政責任論をキーワードとしたイギリス地方税制分析を通じて、地方税源の拡充と財政調整の制度と機構の重要性という、現代財政自治を考えるに際し繰り返しその重要性が指摘されてきた問題を改めて鮮明に

したことである。すでに述べたように、財政責任論は、本書が重視しているレイフィールド委員会報告で最も強調された論点であった。本書によると、報告における財政責任論は中央政府と地方自治体という関係にもっぱら力点が置かれ、住民と地方自治体との関係で語られることが十分でなかったという弱点を有していたという。保守党政権はこの弱点を巧みについて、財政責任論を有権者と地方税支払者と地方サービスの受益者との関係にすり替え、「すべての選挙民を納税者にするという形で人頭税の導入を合理化し、選挙権を持たない者が納税義務を負う事業レイトの地方譲与税化という形での地方税基盤の縮小に使」(42頁)ったのである。要するに、財政責任論が団体自治の観点でばかり強調され、住民自治の視点が欠落していたというのである。この点は、日本における最近の地方分権をめぐる動向の帰結を暗示するようで、まことに興味深いといえよう。

第2は、比較地方財政論に新たな地平を切り開いたことである。この分野での先駆者である高橋誠氏は、『現代イギリス地方行財政論』(1978年)において、イギリス地方財政を「成熟性とともに集権と分権との錯綜」というすぐれて現代的な特性をそなえている」と評価し、比較地方財政研究の「基軸」とした。その後高橋氏は『土地住宅問題と財政政策』(1990年)において、住宅部門における混合経済体制の豊富な蓄積とサッチャー政権下における住宅部門の急速な民営化に着目

して、やはりイギリスを基軸国とした土地住宅財政政策の国際比較をおこなっている。しかし、本書が取り上げたようなサッチャー政権による地方税制改革を踏まえてイギリス地方財政をどう評価するかは、残された課題となっていた。本書が明確にした「レイトにもとづく財政とそれをささえる国庫補助金という『イギリス地方財政の先進性』は、第二次世界大戦後福祉国家形成期の『集権と分権の錯綜』という時期を経て、今や『市場化の中で集権化が進行する』典型となるに至った」(166頁)という評価は、イギリス地方財政研究に新しい一里塚を築いたといえよう。

しかしながら、比較地方財政研究の方法について、著者のめざすところは必ずしも明確でないようと思われる。レイフィールド委員会報告を積極的に評価している著者が、地方所得税導入に積極的であることは明白であろう。そうすると、かつて池上惇氏が提起したように、地方所得税が導入されているかどうか、導入されているとしてもどの程度課税自主権が確保されているか、という点を評価の基準としているように読み取れるが、果たしてどうであろうか。実はこれは、東アジア地方財政研究を志している筆者の課題でもある。

ともあれ、今日本においても、地方分権といいながら住民自治の視点を欠き、税財政改革なき地方自治制度の改変がすすめられようとしているなか、本書が突きついている事実は重く受けとめられるべきであろう。

(川瀬 光義 所員 立命館大学)

書評

パレッシュ・チャトパディヤイ著 大谷禎之介他訳

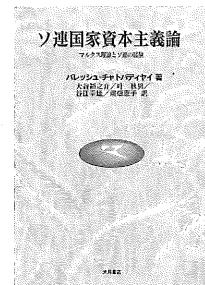
『ソ連国家資本主義論

— マルクス理論とソ連の経験 —』

大月書店 1999年4月 本体価格3800円

I

ソ連崩壊の前後、評者が「旧ソ連=国家資本主義」説を唱える書物を出版した頃には、まだまだゴルバチョフに対する過大評価なども残っていて、彼のなした経済改革などは「社会主義の再生」などといったような評価が日本のマルクス経済学では主流であった。その



ことを考えると、今やその後の経済システムを「資本主義」以外の何ものでもないとするのは当然のこととなり、当時、それをなぜにあのように「これは資本主義だ」と力説しなければならなかったのかと不思議に思うほどである。そして、それほどではないにしても、たとえば彼等ゴルバチョフらの登場以前のシステムを「国家資本主義」だとする議論ももはや突拍子もない議論ではなく、ありうるひとつの議論としての地歩を築

きあげたのではないだろうか。イギリスではこの議論を早くから唱えていたトニー・クリフが党首を勤める政党が大変元気に活動を継続しており、その他の世界でも同様の論者の多いことが次第に知られるようになって来ている。本書『ソ連国家資本主義論』の著者パレッシュ・チャトバディヤイもまた、カナダで活躍するマルクス経済学者としてこうした議論を旺盛に展開している。そのことが、大谷禎之介氏などの労多き翻訳作業によって本書の出版という形で日本の学術界にも広く知られることとなった。まずもって、本書の価値をこのように理解したい。

といつてももちろん、本書には、カナダで活躍するマルクス経済学者も同様の論陣をはっている、ということを示しただけの価値があるだけではない。日本での「旧ソ連=国家資本主義論」にはなかったようないくつかの新鮮な論点もまた含まれているので、まずはそのことを本書評では紹介しよう。たとえば、第一に、旧体制の矛盾を「過剰蓄積」という概念で提起し、そのことによってなぜ資本主義としての旧体制から「完全雇用」が生じたのかということが示されている。失業が一般的と言われる資本主義体制の原理とメカニズムを用いることによって、その逆に見える「完全雇用」を説明する。その一見矛盾に見える議論は確かに新鮮さを感じさせるものであった。

というのはこういうことである。すなわち、例の生産効率の悪さから資本の過剰蓄積が引き起こされるが、それがまた過剰な資本に対応する過剰な雇用をもたらしたとする。つまり、この結果としての「完全雇用」は少しも旧システムの優位性を示すものではなく、また「蓄積のための蓄積」をその本質とする「資本」主義社会にとっての特徴的なことがらとして説明できると主張されるのである。

さらにもうひとつ、旧システム内部に存在したとされる「資本間の競争」という本書がこだわる論点にも注目しておきたい。これは、通常の言葉で言えば、各工場やその工場の労働者には個別の利害があり、その実現のためにそれぞれが競ったということである。たとえば、中央計画の不整合を補うためには各工場はどうしても多めに生産材料や設備の割当てを計画当局に求めざるをえないが、マクロ的に限られた資源の下ですべての工場がこのように行動しているということは、それ自体「一国が一工場」というのではなく、各工場の独立性と自己利害優先行動を証明していることになるのではないかということになる。知られた事実ではあったが、「資本間の競争」という概念の中で、経済原

論的な根拠付けのひとつとして提起されたことは今まであまりなかったのではないだろうか。

II

翻訳版で300ページ近い書物であるため、もちろん本書にはその他多くの論点が提起されている。通常の書評とは逆になったが、本書の構成を紹介すると次のようになる。

まず、本書の全体像を示す序説があった後、「私的所有」問題を論じる第1章、上述の「資本間の競争」を論じる第2章と続く。これらは極めて経済原論的なサイドからの解説となっている。また、これも上述の「過剰蓄積」の内容である非効率で資本蓄積依存的な成長システムを、技術革新を促進する相対的剩余価値生産体制の不備の問題として経済原論的に論述している。これらは、本書全体の理論的基礎をなす部分であるが、多くの読者にとっては大変読みにくい部分ともなっている。関心の読者は他の章を先に読み、その後にこれらの章に戻されることをお勧めしたい。

しかし、続く3つの章はより旧体制の実際に則して「ソ連国家資本主義」の蓄積メカニズムを説明している。まずはこの対象が静態的に観察され、統いて動態的に観察されるが、これらの諸章の解説は極めてダイナミックでおもしろい。どのようにして農業部門が収奪されたか、どのように国民消費の水準が決められたか(抑えられたか)、あるいは経済成長の実際はどのようなものであったかなどがリアルに語られている。とりわけ、旧体制が初発に被っていた諸条約から、マルクス『資本論』に言う「資本の原始的蓄積」の典型例としての蓄積が行われていたのだという解説は、評者の自説でもあり是非読者にゆっくり味わってもらいたいものだと思う。

なお、筆者は続く3つの章で、旧体制を資本主義と理解しない様々な諸説を理論的、実証的に批判し、本書を締めくくっている。まことに「旧ソ連=国家資本主義論」を展開するに必要なすべての領域をカバーした記念すべき書物と言えよう。

III

しかし、それでもこの「旧ソ連=国家資本主義論」には様々なヴァリアントがあり、そのような意味ではいくつかの不満も感じざるを得ない。本書評の最後にそのいくつかのものを述べさせてもらうと次のようにな

る。

すなわち、第一に、筆者がこの体制を「社会主義ではない」と主張する際に、どうしても社会主義の理想型、あるいはその高次の段階のものを持ってきて、それとの違いから説明をするというきらいがあることである。たしかに「高次の社会主義」にはいくつかの必要な特徴付けがあり、それとの距離を説明することはたやすい。しかし、いずれにせよ旧体制が「社会主義」の理想型ではなく、かつまた「資本主義」の理想型でもない以上、どちらに分類するのかとの議論はどうしても定義論争の域を出ることはむずかしい。評者としては、この問題は細かなマルクス解釈として処理されるべきではなく、もっと大枠のマルクスの基本枠組みの問題として展開されるべきものと思われる。ちなみに、評者の場合、マルクス主義における「資本主義」が歴史唯物論上の概念である以上、これはその技術的=生産力の基礎としての機械制大工業に不可避なシステム（あるいはそれが必要とする総体としての社会システム）として定義されなければならないものと考えている。それさえなされるなら旧体制が機械=資本蓄積

優先的なシステム=「資本主義」として規定されるのは当然のこととなる。

この問題とも関わって本書で気になるもうひとつの点は、上述のように旧体制の資本蓄積をマルクスの言う「原始的蓄積」のそれと位置づけていながら、この体制を「正常な資本主義」の前段階のものと必ずしも規定していいことである。評者の評価では、これが例えばマンデル、トロツキーらの「過渡期社会」論などと自説との区別をあれこれ展開せねばならなくなる原因となっている。その他、様々な疑問点も本書の諸説には感ずるが、結局、このへんのところが諸問題の根幹にあるというのが評者の結論である。

とはいえる、もちろん、これらの事柄自体は何よりも多くのマルクス主義者によって議論され再考されることが大前提である。本書の出版を契機にこうした諸説の再整理が学界によってなされなければならない。東欧革命10年目の1999年に出版されたタイムリーな書物であることは言うまでもない。

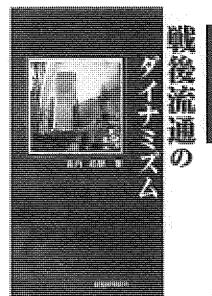
（大西 広 所員 京都大学）

書評

宮内拓智著

『戦後流通のダイナミズム』

税務経理協会 1999年3月 本体価格2800円



I

世紀の転換期にたつ今日、戦後日本資本主義の流通分野を回顧し、そのあゆみを総括することは、重要な研究課題である。この大きな課題を果たすためには、それ相応の共同研究体制が必要であろう。

戦後日本の流通分野は、戦前と比べて資本主義的発展が顕著に進行したことは明らかであるし、基本的には、そのことが流通分野で矛盾、対立を惹起して種々なる、また深刻な流通問題を発生させ、国家によるあれこれの流通政策を招来させたといえよう。そうした結果、流通構造は大きく変容してきたのである。

かつて本誌の巻頭言で「流通分野における『構造転

換』（第45号、1985年4月）」という拙文を綴り、戦後の構造転換の第3の波がせまっているとし、また科学的研究にみる流通軽視の現実を告発し、流通構造の民主的転換の諸課題を提起したことがある。

戦後流通の構造転換の第1の波は、1950年代中頃を出発点としたものであった。特徴的な事柄を若干のキーワードで示せば、総合商社の再編・統合、百貨店の復興と新百貨店法の施行、スーパーの登場と展開、マーケティングの本格的導入と展開などがあり、高度経済成長下での流通分野での独占の支配が本格化した。第2の波は、1970年代前半を出発点としたものであり、百貨店法から大店法への規制緩和、大型店の規制強化を求める下からの運動の高揚、生協の飛躍的伸張、コンビニエンス・ストアの登場、ソーシャル・マーケティ

ングの抬頭、国内市場から海外市場への重点移行などがあり、低成長への転換の下での市場争奪戦が激化した。第3の波は1980年代中頃からはじまった。巨額の貿易黒字を契機とした市場開放政策、円高と輸入促進キャンペーン、POSなどの情報化、規制緩和と大店法の形骸化、小売商店数の絶対的減少、とくに零細商店の激減などがあり、バブル経済とその破綻の90年代を通して進行した。そして第4の波が1990年代末ごろから始まった。高度情報化の急進展、とくにインターネットの普及による電子商取引の展開、大店法の廃止と大店立地法の施行、街並みと商業の衰退化、流通における独占の再編、グローバル化の進展、環境破壊的なマーケティングから持続可能なマーケティングへの転換などが始まりつつある、とみる。

こうした戦後流通分野における4つの波に一貫してきたのは独占本位の流通政策であり、国内流通政策にあっては流通近代化政策に代表される流通経済政策であり、流通弱者に対する流通社会政策の軽視ないしは放棄であった。そうした中で、正月三が日も休めない商業労働者、廃業とその危機に直面する莫大な小零細商業者、長引く不況と街並みの崩壊に直面する消費者・地域住民など流通弱者の側に立った民主的流通政策がいまほど強く求められる時期はない。こうした時期に刊行されたのが本書である。

II

本書の著者は、新進気鋭の流通研究者であり、弱冠33歳である。本書は、著者が過去8年間に発表されてきた諸論文を基に集大成された力作であり、構成は以下の通りである。

はしがき

- 序章 戦後流通のダイナミズムと小売イノベーション
第1章 流通システムにおける「近代化像」と「政策の論理」
第2章 政策転換と流通システムのグローバリゼーション
第3章 流通システムにおけるメガ・コンペティション
第4章 流通民主主義の今日的位相
第5章 流通メガ・コンペティションと「地域商業再生」の視点
第6章 巨大小売業の戦略展開と小売イノベーション

ン

終章 新しい経営原理と政策転換を求めて 索引

本書の各章の概要をごく簡潔に紹介しよう。

序章は、本書の基調をなすもので、著者のいう「パワーゲーム・パラダイム」(流通発展は2つの社会的力の対抗・拮抗を通じて規定されるとの見方)の検討、「高度大衆消費社会」の状況、流通近代化論、小売イノベーションなどが検討される。第1章では、流通システム論者の代表的な学者の論理がくわしく紹介されており、そこにみられる「効率性の原理」と「市場競争の原理」が「流通近代化論」の「政策の論理」だと指摘する。第2章では、「80年代流通ビジョン」と「90年代流通ビジョン」における政策課題を紹介し、流通規制緩和政策と結びつけたグローバリゼーションを考察し、そこに市場競争原理が貫徹しているが、それは創造性や効率性を必ずしももたらすものではないと批判する。

第3章では、流通系列化や流通チャネル論を主に検討し、「21世紀流通ビジョン」にみる「流通構造改革」を紹介し、流通領域における経済民主主義の課題の重要性を指摘する。これを受けて第4章では、1980年代の日本で生じた流通民主主義論が詳しく紹介され、それを経済民主主義思想の歴史的発展の中に位置づけ、さらに流通民主主義の基本的価値と自己革新の必要性が強調される。第5章では、今日の大店法廃止・大店立地法の施行を目前にして、アメリカにおけるゾーニング制度による商業立地規制の意義と限界を明らかにしつつ、1980年以降の規制緩和政策の下でのアメリカ小売業の再編を跡づけつつ、90年代での「サステナブル・コミュニティ」の理念と運動を紹介し、日本でも今後一層追求していくことが必要だとする。

第6章では、日本の巨大小売業の80年代戦略と90年代戦略を比較検討し、巨大小売業における情報化と組織革新、とくに「内省的実践の原理」を力説し、最後に「人間発達」の新しい視点が求められるとする。終章では、これまでの各章の論述内容をそれぞれ要約したうえで、「新しい経営原理と政策転換を求めて」という。そこでは企業経営における旧来の「効率性原理」と「市場競争原理」という2つの原理を転換して、「人間性原理」と「社会性原理」を新たに確立することを提起している。

以上、各章の要点を不十分ながら紹介してきた。評者の読解能力の不足のゆえに表現不足や誤解があるか

も知れないが、ご容赦を願いたい。いうまでもなく、正確を期すには、直接本書に当たっていただくことが望まれる。

III

戦後の流通研究には、大きく言って2つの潮流がある。1つには主流をなす資本主義的流通研究であり、いま1つは少数ながら批判的流通研究の潮流である。本書は前者の影響をかなり受容した内容がみられるものの、基本的には後者の批判的潮流に属する労作といつていいのではないか、と思う。

かなり慎重な言い回しになったが、本書の特徴として指摘できるのは、次の点であろうかと思う。

第1に、戦後日本の流通の資本主義的発展を「戦後流通のダイナミズム」(本書11ページ、以下、ページ数は本書による)として捉えていることである。1960年代初期の流通革命論から流通近代化論を経て、最近の大店法廃止論にいたる流れを、国の流通ビジョンを含めて検討されている。もっとも「戦後流通」といつても卸売流通にはほとんど言及もなく、またその断りもないが、ここでは戦後小売流通を意味している。

第2に、流通民主主義の立場を表明(はしがき、ivページ)しつつ、既存の見解(第4章)を紹介した上で、その“発展”を試みようとしていることである。

第3に、第2とも関連するが、幾つもの問題提起や提案がなされており、本書は問題提起の書であることである。

こうした本書ではあるが、疑問とするところがないではない。評者の能力不足で理解に苦しみ、難渋することもしばしばあったし、また引用注記など技術的不備も多々気になるところではあったが、それは別として、疑問とする重要な点に触れてみたい。

著者は序章のはじめのところで、従来の流通研究においては3つの系譜、つまり「パワーゲーム・パラダイム」(PGP)、「競争戦略パラダイム」(CSP)、「マネジメント・システム・パラダイム」(MSP)があるように思われる。とりわけ、戦後日本における流通機構の将来展望をめぐっては、PGPが重要な役割を担い、流通発展が主要に国家・独占資本の政策と中小零細業者や消費者などの『流通弱者(国民)』の運動という2つの社会的力の対抗・拮抗を通じて規定してきたという認識構造を有していると考える。…しかし、今日、流

通発展における諸矛盾を規定する、この構造が転回しているのではないか」(3~4ページ)という。「転回」の意味は理解しかねるが、それは何も「今日」に始まったのではないようだ、後述によれば、「1980年代に『高度大衆消費社会』的状況が出現して以降、従来のPGPのような、流通発展における諸矛盾を規定する構造が大きく変容しているように思われる」(4ページ)とし、ロストウの経済成長5段階論規定を無批判に前提として受け入れている。ところが、ロストウの文献によれば、日本が「高度大衆消費社会」に入ったのは1950年代のことだから、30年間の差をどうみるべきか。それはともあれ、「高度大衆消費社会」的状況に適応できない「多くの中層零細小売業は…大きく後退するとともに、その非妥協的層が『政治化戦略』を継続し、今日に至っている」(5ページ)というに至っている。想えば、本書には小売商店数の減少数値は出ているが、大店法で規定する大型店が法施行以来どれほど増大したのかの統計数値は示されていない。大型店の80年代後半以降の出店増大、とくに90年代の未曾有の大量出店を許してきた規制緩和政策を実質的に免罪しては、2つの社会的力の対抗関係も語れないのではないか。また、そもそもこの2つの社会的力の相互関係は、一方が権力的支配層のものであり、他方は被支配層のものであるから、大国・権力者同志の駆引きに使う「パワーゲーム」なる概念を不用意に用いること自体が不適切ではないか。

もとより評者も、中小零細商業者や生協などの現状に満足しているのではなく、「消費者大衆の暮らしを豊かにするという基本的経営視点に立った不断の流通革新」(103ページで引用されている)を求めてきた。だが、依然として問題の核心は、「CSPやMSPの成果も取り入れ」(6ページ)ることでも、「PGPに、<労働力実態>位相への視線を導入すること」(6ページ)——評者には意味が分からぬのだが——でもなく、現実の流通諸矛盾のうち何が主要矛盾であるか、を支配層の見解に引き込まれることなく、また揺らぐことなく、認識・洞察することではないか。

こうした疑問の提示にもかかわらず、著者は多くの文献を涉獵されており、また多くの問題提起をしている有能な若手研究者である。先に慎重な表現を用いたが、今後の研鑽に熱い期待を寄せるものである。

(保田 芳昭 関西大学商学部)

書評

中本悟著

『現代アメリカの通商政策

戦後における通商法の変遷と多国籍企業』

有斐閣 1999年10月 本体価格3000円

現代アメリカの
通商政策

中本 悟



有斐閣

I はじめに

1999年度末のWTO閣僚会議の決裂により、ウルグアイ・ラウンドに次ぐ次期貿易交渉の開始の目処が立たなくなっている。この決裂の一要因としては、議長国アメリカの自国優先の行動が挙げられよう。反ダンピング措置の濫用、早急な農業自由化、労働基準の強化等に対して日・欧・途上国が強く反対しているにも関わらず、アメリカは譲歩する姿勢を見せなかつた。1995年にWTOが設立された際、WTO脱退論がアメリカ国内で主張されていたが、交渉決裂を受けて、またそういう議論が一部で出てきている。アメリカは世界第1の経済大国であり、これまで自由貿易体制をリードしてきた国である。そのため、アメリカの通商政策の動向によって世界経済体制は大きな影響を受けざるをえない。また、より望ましい貿易自由化の在り方を探求する上でも、アメリカの動向に目配りする必要があろう。

ここに現代アメリカの通商政策を論じる意義があり、こうした折に中本悟氏による『現代アメリカの通商政策』が刊行された。本書は多くの有益な内容を含んでいるので、以下では本書の内容を紹介し、いくつかの論点を提起することにしたい。

II 本書の内容

本書は次のように構成されている。

序 章

第I部 アメリカの通商法と通商政策

第1章 アメリカの貿易匡正法と通商行政

第2章 貿易匡正法の変遷と通商政策

第3章 貿易自由化と貿易調整支援政策

第II部 多国籍企業と通商政策

第4章 多国籍企業の貿易活動とアメリカの貿易構造

第5章 多国籍企業の政治問題化と通商政策の転換

— 資本輸出規制と多国籍企業規制法案の

顛末 —

第6章 アメリカ多国籍企業とNAFTA

— 多国籍企業主導の北米市場統合 —

第7章 対米直接投資とアメリカの政策対応

補 章 アメリカ連邦議会における日米貿易不均衡の
政治問題化

— 下院歳入委員会報告の分析 —

終 章

序章では、本書の課題と方法、構成が示される。本書の課題は「現代アメリカの通商政策をその根拠法であるアメリカの通商法と貿易の流れを大きく左右する多国籍企業の貿易活動という2つの視点から解明しようとしたもの…」(I頁)、すなわち、現代アメリカ通商政策の政治経済学的分析である。ここで言う「現代」とは、1960年代から1995年以前までの期間を指している。この2つの視点に対応して2部構成が採られる。第I部(第1~3章)では、通商政策の根拠法である通商法の中で今日の貿易フローに大きな影響を与えていた貿易匡正法の変遷と運用実績が検討され、第II部(第4~7章)では、現代アメリカの貿易構造を規定する多国籍企業に焦点が合わされ、多国籍企業の貿易活動における地位や通商政策に対する含意が検討される。

第1章では、アメリカ独自の通商政策決定・遂行システムにおける議会、大統領、行政機関など主要アクターの役割およびそれらの相互作用と、エスケープ・クローズ、相殺関税法、反ダンピング法、301条など主要な貿易匡正法の概要が述べられる。

第2章では、貿易匡正法の変遷とその通商政策上の意味について、利害集団の利害得失と運用実績の2点から検討が行われる。戦後のアメリカの通商政策は「一方的自由貿易主義」の立場に立っており、その象徴が1962年通商拡大法であったこと、しかし、1970年代初頭以降の貿易赤字の増大を背景として、アメリカは

「公正貿易主義」の立場に転換することになり、外国政府の政策・慣行による不公正貿易を対象とする301条を盛り込んだ1974年通商改革法が成立したこと、公正貿易主義の流れは1980年代後半からより一層鮮明となり、スーパー301条を導入した1988年包括通商・競争力法で頂点に達したこと、そして1980年代には貿易匡正法に基づく提訴が急増し、それが貿易問題を政治問題化するための手段となる傾向が見られたこと、等が示される。

第3章では、貿易調整支援政策がアメリカの通商政策における貿易自由化と保護主義との「トレード・オフ」問題の政治的解決の1つであり、大きな貿易自由化の度に議会が制度を拡充したり、撤廃に反対してきたこと、貿易調整支援政策は当初から複合的な目的をもっており、どの目的が重要とされるかは大統領政権の対応によって異なること、等が示される。しかし他方では、アメリカの雇用・貿易構造の変化のために貿易調整支援政策の存在意義が問われていることも指摘される。

第4章では、アメリカ多国籍企業の貿易活動が主として在外調達及び企業内貿易に焦点を合わせて分析され、多国籍企業がアメリカ通商政策形成の重要なアクターである実在的根拠が明らかにされる。まず第1に、国際貿易委員会の在外付加価値品関税統計が分析される。その結果、アメリカ企業が在外付加価値品関税制度を利用して途上国（とりわけ中南米諸国）を在外調達拠点として位置付けていること、在外調達は一般的には1980年代に大きく発展したこと、在外調達の担い手の大半は多国籍企業であること、在外調達は親子間の企業内貿易を構成するが、業種によっては生産委託契約であること、等が明らかにされる。第2に、在外調達・輸入活動に加えて、輸出を含むアメリカ多国籍企業の貿易活動全体がアメリカの貿易構造の中で分析され、多国籍企業がアメリカの貿易構造を規定していることが示される。最後に、こうした事態の政策的意味は対外不均衡調整策としての為替レート政策に制約があることだ、と述べられる。

第5章では、多国籍企業が1960～70年代にかけてアメリカ政府と労働組合によってどのように政治問題化されたのか、そして多国籍企業は1970年代の通商政策形成のアクターとしていかに行動したのか、について検討がなされる。アメリカ政府と労働組合による異なる論理での多国籍企業の政治問題化が1974年通商改革法成立の契機であったことが述べられる。

第6章では、NAFTA（北米自由貿易協定）の経済的性

格と意義が実証的に検討され、「NAFTA」論争について評価が加えられている。NAFTAをみる視点は、北米3カ国間の経済関係の検討、国内の利益集団の利害関係からとらえること、他の地域的自由貿易協定との比較検討、の3つである。3つの視点に基づく分析によって、NAFTAはアメリカ多国籍企業主導による北米3カ国の市場統合であること、NAFTAはアメリカ政府にとって積極的な輸出戦略の1つであったこと、アメリカ多国籍企業はNAFTAによって在外調達活動を北米大陸規模で再編成し、国際競争力を強化しようとしたこと、NAFTAには金融サービスの自由化や知的所有権の保護など能動的な側面と高い原産地比率規制など保護主義的な側面の両面があること、さらにNAFTAには新たな貿易ルール作りにおいてGATTutherland-Aillardの先例となるなど普遍的な性格と意義をもっていること、等が示される。最後にNAFTA推進論が依拠した「NAFTAの経済学」に批判を加え、NAFTAが経済格差を利用しようとする地域主義であり、経済格差の縮小を目指すEUとは異なることが指摘される。

第7章では、通商政策から少し幅を広げて、対米直接投資と在米外資系企業に対するアメリカの政策対応が取り扱われる。アメリカ経済における外資系企業の経済的地位、在米外資系企業を規制する新たな政策構想である経済安全保障論（1988年包括通商・競争力法のエクソン・フロリオ条項）、在米外資系企業を国際競争力強化政策との関連で捉える議論（ライシューとタイソンの「Who is us？」論争）、が検討されている。そして外資系企業に対する政策対応の違いはマクロ経済を重視するか、国際競争力を重視するかの理論の違いによってもたらされている、と述べられる。

補章では、1980年代の日米貿易不均衡が日米間の政治問題となる論理について、下院歳入委員会の報告書を素材として検討がなされる。日米貿易摩擦は1960年代末から個別品目に関して頻繁に生じてきたが、1980年代後半以降、摩擦の対象は日本の経済政策・経済構造にまで拡大してきた。下院歳入委員会の報告書の分析を通じて、このような日本経済の構造が政治問題化するプロセスが示され、最後に日米摩擦を内容と解決形態から4つの時期に区分している。

終章では、本書全体から導かれる包括的な結論の提示とそれらの意味が述べられる。戦後アメリカ通商政策の転換と画期、貿易・投資の自由化への批判、多国籍企業と国家の関係、の3点について著者の見解が述べられる。

III 本書の意義と残された課題

本書の意義は第1に、通商法の変遷・運用実績と多国籍企業の貿易活動の2つの視点から現代アメリカの通商政策を捉えようとしたことにある。経済学、政治学、法学等の学問分野でアメリカ通商政策の研究がなされてきたのだが、経済学では概して通商法の分析が行われず、デスラーに代表される政治経済学的研究では多国籍企業が明示的かつ系統的に取り扱われていない、という弱点がある。そこで本書は、これら従来の研究の成果を摂取しながら、総合的なアプローチを採ろうとしている。

第2に、通商法の中でも貿易匡正法に着目して分析を試みたことである。アメリカ通商政策の性格を貿易匡正法変遷・運用実績から規定することは妥当だと思われる。また、貿易匡正法(Trade remedy law)は従来、貿易救済法と訳されてきたが、1980年代以降の攻撃的な色合いが濃いアメリカの通商政策の展開をみれば、この訳の方が適していると思われる。

第3に、貿易調整支援プログラム、対米直接投資と在米外資系企業に対する政策対応など類書ではあまり取り扱われていない諸問題の分析を試みている点である。とりわけ、在米外資系企業の問題は、1980年代に世界最大の直接投資受入国となったアメリカ経済にとってどのような意味を有しているのか、アメリカの通商政策に及ぼすインパクト等、今後とも深められねばならない問題であろう。

第4に、1974年通商改革法成立の契機である労働組合、NAFTAにおける環境保護団体など多国籍企業以外の他のアクターの動向が取り上げられていることである。シアトル閣僚会議ではNGO(非政府組織)の抗議デモ活動が目立ったが、今後はこうしたアクターの動向がアメリカの通商政策の動向に一定の影響力を与えると思われる。

以上のように、アメリカの通商政策について多くのこ

とを学べる本書ではあるが、残された課題として次のことが挙げられよう。第1に、著者も述べていることだが、輸出自主規制、輸入自主拡大、マクロ経済政策協調、構造問題協議など通商法の枠外で行われる通商政策についての分析である。日米貿易・経済摩擦はこの分析抜きには理解されえない。

第2に、GATTウルグアイラウンドの分析である。著者は本書の分析対象を1960年代から1995年までとしており、ウルグアイラウンドは1980年代のアメリカ通商政策的一大焦点であったのだから、この点についての言及が欲しかった。

第3に、通商政策と競争力政策の関連についての分析である。1988年包括通商・競争力法に見られるように1980年代後半以降、通商政策は競争力政策とセットにして策定されているのであり、この点の分析も必要であったと思われる。

第4に、環境基準・労働基準等新しい貿易問題とアメリカの通商政策の関係の分析である。この2つは21世紀の貿易交渉の焦点となることが確実な問題であり、アメリカの通商政策においても最重要課題となると思われる。第6章ではこの点について言及されているが、より一層の検討が必要であると思われる。

第5に、201条(エスケープ・クローズ条項)の分析である。本書第2章4節において、1980年代には不公正貿易法である反ダンピング法、相殺関税法、301条による提訴が急増する一方で、公正貿易法である201条による貿易救済は激減することが示されるのだが、この経済的意味合いについての立ち入った分析が必要ではないかと思われる。

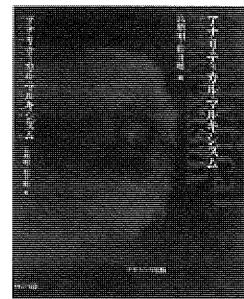
以上、通商政策に関しては門外漢にも関わらず、いくつかの課題を指摘させていただいた。しかし、本書は非常に学べる内容をもっており、今後のアメリカの通商政策やWTO体制の行方を考える上で、是非とも一読しておくべき書である。

(田村考司 京都大学大学院経済学研究科)

高増明・松井暁編

『アナリティカル・マルキシズム』

ナカニシヤ出版 1999年6月 本体価格2600円



はじめに

「アナリティカル・マルクス主義」とは、1970年代の終わりから欧米に現われたマルクス主義の新潮流の一つをさし、G. A. コーエン、J. E. ローマーらを代表的論客とする。本書は、日本におけるその最初の包括的な紹介である。

本書に対する評者の全般的な評論は、『政経研究』第73号(財団法人政治経済研究所、1999年11月)に載せておいたので、ご参照いただきたい。そこでの論旨を簡単にまとめると次のとおりである。

評者は、アナリティカル派の特徴的論点を、他の体制批判的経済学との対抗関係から三点にまとめた。第1は、ポスト・ケインズ派などの方法論的全体主義に対抗して方法論的個人主義をとることである。第2は、ラジカル・エコノミストが生産過程における労資の権力関係に資本制の主要な問題点を見るのに対して、むしろ交換過程を通じた不平等の発生に問題点を見ることである。これは搾取や階級の分析においてのみならず、規範理論や望ましい社会主義像をめぐっても、両派の対立軸に貫かれている論点である。第3は、伝統的マルクス主義の弁証法論理に対抗して、厳密な形式論理を重視することである。

評者は、第1の論点に関しては、本書の立場に賛成している。また、第2の論点に関しては、この両立場の総合が必要と考えている。評者の持論は、マルクスの全体系は疎外論でできているというものである。したがって人が他者に支配されるという疎外こそが問題と思っているので、むしろラジカル派の方に共感している。しかし社会的分業が一般化した資本制を分析するときには、ラジカル派が着目する一経営体内での労資の階級支配関係は、同派がしているように単なる集計でマクロ化するわけにはいかない。交換過程を通じてはじめて、総資本と総労働の関係になっているのである。それを見るためには、アナリティカル派の分

析視角が不可欠である。

第3の論点に関しては、評者は本書の立場に対して批判的である。第1の論点である方法論的な個人主義と全体主義の対立を解決するためには、個人から出発しつつも、個人を制約する全体的な構造が創成されることを示す論理が必要である。第2の論点についても、生産過程分析と交換過程分析、自由と平等という対立する視角を総合する論理が必要である。これこそ、弁証法ということにはかならない。必要なのは、数理的扱いに耐えるほどに、これを厳密化することである。そのためには、アナリティカル派も本書の著者達も、マルクス主義の先行業績に対してもっと謙虚であることが望まれる。

本稿では特に本書第4章の主題である、アナリティカル派の搾取・階級論について見ていくことにする。

労働価値説的搾取論への アナリティカル派による批判

アナリティカル派は、従来重要と思われていた多くのマルクスの論点を否定しているのだが、中でも「労働価値説」はその筆頭にあげられる。

なるほど価格論としての労働価値説ならば否定されて久しいが、しかし今日でもそれは、搾取論の中では用いられ続けている。すなわち、1950年代に置塙信雄が、資本制における利潤の存在と搾取との同値性を世界で最初に示し、森嶋通夫が「マルクスの基本定理」と名付けてそれを普及させて以降、「搾取」というものを表現するための概念として、投下労働価値が必要とされてきたのである。ところがアナリティカル派は、この意味での労働価値説をも否定しようとしているのである。

同基本定理を結合生産がない場合について簡単に示すと、次のようにになる。

半正の投入係数行列を A 、正の労働投入係数ベクトルを τ で表わすと、投下労働価値を表わすベクトル t は

次のように表わせる。

$$t = tA + \tau \quad (1)$$

貨幣賃金率を 1 に基準化した価格ベクトルを p で表わすと、すべての部門における利潤の存在は、次のように表わせる。

$$p > pA + \tau \quad (2)$$

(2)から(1)を辺々引いて整理すると、次のようなになる。

$$(p - t)(I - A) > 0 \quad (3)$$

体系が再生産可能ならば $I - A$ はホーキンズ・サイモン条件を満たすので、(3)式の不等号がすべての要素で成り立つこと、 $p - t$ がすべての要素で正であることは同値である。よって $p > t$ である。

この両辺に、1 である貨幣賃金率で購入し得る財の任意の組み合わせ b をかけると、 $p b = 1$ だから、 $1 > tb$ が言える。 $t b$ は実質賃金率の投下労働価値だから、これが 1 より小ということは、労働 1 単位の提供と引き替えに受け取るものを作り出すために直接間接に必要な労働が 1 単位よりも小さいということであり、労働の搾取を意味する。

この定理に対しては様々な反論がなされてきたが、ことごとく退けられてきている。しかしその中でただ一つ残ったものが「一般的商品価値説」であり、アーリティカル派はこれを根拠に労働価値説を否定している。すなわち、投下労働ではなくて、別の任意の財を用いて、(1)式と同じ形式で、その財の直接的・間接的投入量を各財に関して求めることができるが、そうすると全く同様の推論によって、その財 1 単位の生産のために直接間接に必要なその財自身の投入量が 1 より小さいことが利潤の存在条件として出てくる。労働の場合についてこれを「搾取」と呼ぶならば、あらゆる財について、その財が「搾取」されていると言うことができる。したがって、ことさらに労働だけとりあげて「搾取」呼ばわりする筋合いはない、というわけである。

なぜ「労働」で搾取を論じるのか

まず注意しておきたいが、この議論は「任意の商品で」言えるとされているが、その直接間接投入量が定義できるためには、拡大投入係数行列が分解不可能であるか、その財の直接投入係数ベクトルが厳密に正であるかを要する。分解不可能性の仮定は、評者は厳しいと思う。そうすると、すべての部門に投入を持つような財に話は限られる。すなわち、石油や電力、水などである。時代によっては、 b に必ず何らかの穀物が

入っているかもしれない。その場合、その穀物もすべての部門に投入される。

これらの例で検討してみると、議論がそれほど奇異でないものが見つかる。例えば、総投下水量が最小化されるように技術を選んだ場合、価格は投下水価値に比例し、そのときには利潤は消滅する。これを指して「利潤が存在するのは水が搾取されているせいだ」という言い方をすることは、何らかの特定の立場に立てば納得できそうな議論である。あるいは、鷺田豊明の述べるとおり、穀物だけが土地投入を必要とする場合、投下土地価値と投下穀物価値は比例するので、土地所有者たる領主階級の立場に立てば、投下穀物価値説が成り立ち得る。「余が直接酒を作らせたら、余の米蔵のうち百石をもって原料にあて、百石をもって職人の喰いぶちにあて、年に城に必要な酒はそれで作ができるのに、造り酒屋のヤツらめ、どこでもうけているのかと思ったら、余が米三百石売った金の分、酒の代金として取ってやがる。余は商人に米百石搾取されている！」

これらの議論が別にナンセンスには聞こえないのはなぜか。それは水も土地も再生不可能な資源だからである。すなわち、(1)と同じ形の式でニュメラールに選ばれた商品は、再生産系からはずされて、経済の外から持ち込むように扱われている。このような操作が意味を持つのは、その商品が経済系内部で再生産されないで、経済にとっての外的制約となっている場合である。

しかし、政治と技術の革命で土地の制約を脱却して以降、地球環境の制約を受けるまでの間の、資本制経済の歴史的時代では、経済にとって長期的に制約となる再生不可能資源は、労働しかない。これは、経済にとっての主体であり目的は、人間であることを意味する。

それを表わしているのが投下労働価値体系だったわけである。(1)式の双対となる式は、 $x = Ax + y$ となる。ただし、 x は総生産ベクトル、 y は純生産ベクトルである。この双系は、経済系の外から唯一の本源的資源たる労働を持ち込み、それでその他の財を再生産して、純生産物を取り出すという体系である。ちょうどロビンソン・クルーソーが自然を対象にして労働を投下してその成果を取得する図式をそのまま大きくしたようなものである。

それに対して、(2)式、すなわち $p > p(A + b\tau)$ の双対となる式は、 $x > (A + b\tau)x$ である。この双系では、労働はあたかも対象物として経済系の中で再生

産されるように扱われている。経済系の目的は労働に帰属しない剩余生産物を取り出すことになっている。この疎外された物象の系を、経済を人間共同体と見る(1)式の系に立って眺めて見たとき、搾取が言えるのである。

すなわち、封建社会では、領主直営地と自家用地への労働の分割として、あるいは年貢米と自家用米への生産物の分割として、搾取関係を明瞭に見ることができた。だが、社会的分業が一般化し、価格や利潤と言った物象カテゴリーがそれらを媒介している資本制経済では、あたかも一つの労働主体が様々な活動をしているように、諸個人の労働を通訳しなければならない。これが(1)式の労働価値体系でしていることであって、これによってはじめて、全社会が一領主の所領と同様にみなすことができるようになり、搾取が見て取れるようになるのである。

以上の考察からわかる通り、「搾取」とは疎外の一種なのである。疎外社会では、自己を感性的に再生産する私的活動を超えた、社会的活動たる労働は、労働する主体を離れた他者の意思に服する。それゆえその労働の産物もまた、自己を感性的に再生産するためのものを超えた部分は、労働する主体を離れた他者の意思に帰属する。これが搾取ということである。疎外分析は、個々人を離れて自立した疎外態は本来個々人に服するべきと考える点でひとつの価値判断であるが、同時に、その疎外態が究極的には個々人の事情によって規定されると考える点でひとつの事実認識でもある。労働価値説的搾取論もまた、経済にとって本来的な主体であり目的であるのは人間であるべきだというひとつの価値判断であるが、同時にそれは、究極的には経済系は労働制約のもとに服すという事実認識に支えられているのだと、評者は考えている。

ローマーの搾取とマルクスの搾取

前評でも指摘したとおり、アナリティカル派は生産過程の分析視点を欠くため、 $1 > tb$ に疎外を読み取らず、これを何か不等価交換の表現くらいに見ている。そこで「一般的商品価値説」に直面して、この表現に社会の不当性を表わすものとしての不十分さを見て取ることとなったのだろう。

それゆえアナリティカル派の中心人物であるローマーは別の搾取概念を提唱している。それによれば、資本主義的搾取とは次のように定義される。まず現実の不均等な初期資産配分のもとで、一般均衡下の各自

の厚生を求める。次に初期資産を仮に均等配分した後、社会を二分し、各々の集団内部で一般均衡を解いたとき、不均等資産配分下の一般均衡よりも厚生がみな上がる集団とみな下がる集団が出たとしよう。このとき、下がる集団は上がる集団を、現実の不均等配分下では「搾取」しているとみなす。

すると、ローマーが示すとおり、通常は、初期資産がある程度よりも大きい者は、合理的選択の結果として資本家となり、他人を搾取する、初期資産がある程度よりも小さいものは、合理的選択の結果として労働者となり、他人に搾取されるということが言える。そしてそれが、マルクス＝置塩的搾取と一致する。本書には指摘がないが、同様の議論は、ローマーとは独立に、三土修平によっても長年なされてきた。

もっとも、これだけならば、マルクスの議論にミクロ的基礎をつけたというにすぎない。労働価値説的搾取論を否定するものではない。ローマーがこれを否定して自己の搾取論を主張しているのは、この一致が成り立たない場合があるからである。それは、富の変化に対する労働供給量の変化の弾力性が1より大きい場合である。この場合には、資産の多い富者が被雇用者階級になり、資産の少ない貧者がこれを雇用し、マルクス＝置塩的には貧者が富者を搾取するという事態が起こりうる。ところがこの場合も、資産を均等分配すれば、富者の厚生は低下して貧者の厚生は上昇するので、ローマー的には富者が貧者を搾取している。だから、ローマーは、自分の搾取概念の方が社会の不正当性を示す一般的方法で、マルクス＝置塩的搾取はその特殊ケースとみなしている。

上記のケースは、評者の計算では、余暇の限界効用が一般的消費水準の増大につれて十分大きく低下することを要する。これは余暇と消費が強い代替関係にあることを意味する。このようなことは現実には考えにくいが、あえて考えれば次のような例が思いつく。

ここでは、「余暇」とは、労働時間外のあらゆる活動で、それが減れば困るような活動をすべて含むのだから、例えば「介護」のようなものも含まれる。全く同質の老農夫A氏とB氏が、ともに同程度に介護を要する愛妻を抱えているとしよう。農地も同じだけ持っているが、A氏はその他の資産を膨大に持っており、B氏は全く持っていない。すると、A氏は資産を売って介護用品やヘルパーサービスを買えるので、介護時間がかからず、自分の農地で働けた上にどこかに働きに出る余裕がある。しかし、B氏は資産がないから介護に時間を取られ、自分の農地も耕すことができない。こ

のような場合には、A氏がB氏の農地に労働しに出かけ、剩余をB氏に納める取り引きが成り立つだろう。かくして「貧者が富者を搾取する」という図式が成立する。

実は、このような場合に、マルクス的搾取とローマー的搾取が乖離するのは、ローマーが厚生比較のための基準として、資産の均等配分基準をとっているからである。本書では指摘がないが、ローマー自身も述べているように、総労働にしめる各自の労働供給の割合で全資産を配分した場合で、現実と厚生比較する基準をとったならば、ローマー的搾取はマルクス的搾取と全く一致する。

ローマーは資本主義段階の体制批判的規範基準としては、労働供給シェアによる資産配分よりも均等配分の方が望ましいと言っている。しかし、現実の労働者協同組合企業の経験などを見ると、剩余分配や現実の発言力が、たとえ当初均等でも、やがて各自の労働に

比例する方向に向かうのが普通である。マルクスの「労働に応じた分配」という将来展望も、剩余請求権が各自の労働に比例している状態を目指していたことを意味する。

もし資産の労働シェア比例配分基準をとるならば、ローマー的搾取論の精神は、前述の疎外論的搾取解釈と合致するようになる。というのは、生産物も生産性も様々に異なる諸個人の労働を、共通単位で足しあわせる(1)式の労働価値規定は、すべての労働があらゆる生産手段に等しくアクセス可能な本来状態を設定してはじめて成り立つはずだからである。

それをあえて拒否して、ローマーは資産の均等配分基準をとるのだが、評者はここにこそ、労働過程における疎外からの自由よりも、交換過程における不平等発生の解消を重要視するアナリティカル派の基本的なスタンスを見てとる。

(松尾 匡 所員 久留米大学)



大構想とともに実務的な構想を

『経済科学通信』第91号の特集「『市民社会』を問う」を読んだ感想は、新世紀「市民社会」ということで言い表そうとしている歴史的なパースペクティブの違いが整理されないないため、神谷・大西に対する藤岡の批判がわかりにくかったということであった。一般的に言えば、グローバリゼーションの下での新自由主義的再編が、「資本の文明化作用」による「市民社会化」を促進するが、それはさしあたり規制緩和・古い社会装置の解体にともなう生活と権利の水準を切り下げるという形態をとる、という認識は、論者の間で共有されていると思うからである。

私は、その内容は置くとして、介護保険が介護を社会的な業務として認めたことは、基礎年金改革までの専業主婦優遇による性役割分担家族像の転換であると考え、また、これによって社会化される膨大な労働が、専門的訓練を受けたいわゆる正規職員として雇用され

れば、女性労働の一般的条件に影響を与える重要な分野が形成されると考えていた。しかし、家族介護に対する現金支給といい、雇用のパート化への逆流といい、日本の「市民社会化」は強固なジェンダー化された構造を温存しつつ、まことにいびつな形で進行している。歴史的な見通しを語るという点では、私は無能であるので、現時点で重要な課題となっている雇用・賃金と福祉国家の二つのテーマを素描して、誌面批評を変えたいと思う。

雇用と賃金は、特集において多くの論者によって取り上げられている問題であるが、その新自由主義的再編のもとでの当面の要求自体が、それが切実な問題であるだけに、日本型企業社会に適合的なジェンダー化された年功制を保守するという形態をとることもある。しかし新自由主義的再編にともなう賃金の切り下げや格差の拡大についての歯止めは、仕事にではなく

人に支払うという日本の賃金システムを前提にする限りかからない。この点についての大西などの「市民社会論的」批判もまたよく理解できる。新しい賃金のあり方については、たとえば木下武男『日本人の賃金』(平凡社新書)による優れた整理と提案がある。この、社会保障制度の改革をも展望した「生活できる仕事給基準の確立」の提案は、新自由主義による賃金の市場化に対抗するとともに、これまでの年齢と性差を軸とした年功的処遇というコンセンサスの破綻を視野に入れて、賃金ドリフト・業績給・生活補助手当を組み込みつつ仕事給に組み替えていくというものである。木下も言うように、これもまたグローバル・スタンダードなのである。

さて、市場の活用による福祉の分野での謳い文句は、選択の自由・ニーズの多様性とフレキシブルな対応である。この、多様なニーズや価値観に対するフレキシブルな対応という問題は、新自由主義的再編によって初めて問題化したのではない。ロブソンの「福祉国家と福祉社会」(1976年)を想起するまでもなく、福祉国家が前提としていたナショナル・ミニマム政策や、それがしばしば随伴した選別主義は、地域の福祉ニーズを分断し福祉を所得再分配の狭い枠に押し止めてきた。これを克服しようとする種々の試みは、地方分権の新たな展開の中でも、またNPOや福祉協同組合の新たな

取り組みの中でも注目を集めている。二宮厚美は震災を契機とするナショナル・ミニマムの目を覆うような機能不全の中で、成瀬龍夫はケア保障の社会保障政策を論じる中で、「ナショナル・ミニマムとシビル・オプティマム」という提起を行っている(池上・森岡編『日本の経済システム』青木書店)。これもまた、グローバルな動向である。

たしかに、最近ではグローバリゼーションをノッペラボウな市場の原理の貫徹と見て、国境を越えたリージョナルなレベルと国内のローカルなレベルでのセーフティネットの構築を主張する議論がもてはやされるような風潮も見られる。しかし、グローバリゼーションの内実は国家のパワーに支えられた多国籍企業の支配の過程なのであり、国民国家の枠組みや公的な制度や規制が自然史的過程として消滅したり、世界市民社会がグローバル市場化から必然的に生み出されるわけではなかろう。

『経済科学通信』や研究大会が、これまでの階級論や国家論を展開しつつ「市民社会化」の構想を発展させるとともに、「生活できる仕事給基準」や「シビル・オプティマムを支えるナショナル・ミニマム」などの実務的な構想にも取り組まれるよう期待したい。

(青木 圭介 所員 広島女子大学)

読者の声

「市民社会」特集、興味深く拝読しました。小生もかねてより、「市民社会」(市民)と「資本主義」(労働者)との関係を基礎的な次元で明確にしておく必要性を痛感していました。

確かに平田清明さんには、「市民社会と<資本論>」という学史家としての仕事はあります。また、それを巡る「資本論」解釈学は星の数ほどあるのでしょうか、誰も「市民社会と資本主義」を自分の理論として、自分の責任において論じてはいなかったように思えます(有井行夫はその数少ない例外ですが、表現が難渋すぎる)。これでは、自信をもって社会科学教育などできるはずもありません。まさに、小生を含む理論家の怠慢の極みと言ったところです。

91号の市民社会特集には多くの反響があることでしょう。引き続き、誌面で議論を深められるように期待しております。

(山本 孝則 大東文化大学)

編集後記

▼編集局の中田です。大学院で現代フランス政治の研究をつづけております。また編集局のなかでは、もっぱら連載「政治学入門」の企画・編集に自らの居場所を見つけております。本連載も、今号で第11回を数えます。今後とも「経済学雑誌において政治学の入門を連載することの意義」について問い合わせながら、よりよいものをつくりていきたいと考えております。

▼ところで、政治学者という集団のなかには、自らの分析方法論

に厳格な人々がいて、日本を代表するある政治学者によれば、「政治学はディシプリンとして未だ固有の理論的方法をもたず、記述的な分類学を別とすれば、他の分野で開発された手法を『政治』現象という対象領域に導入して『応用』する学問としての性格が強い」(大嶽秀夫『戦後政治と政治学』東京大学出版会、1994年)と自己分析されます。そして、1980年の日本政治学会年報が「政治学と隣接諸科学の間」をテーマに取り上げたように、私たちは方法論の模索と

いう点で、常に他の学問領域との関係性に关心を抱いています。

▼そこで「政治学入門」の企画・編集を担当する私は、『通信』読者の皆様にご教示賜りたいことがあります。すなわちそれは、経済学的関心においてこの雑誌をお読みになる読者の視点に立つとき、「政治」の問題、あるいは、学問としての「政治学」は、どのように捉えられ、どのように位置づけられるのでしょうか。ご意見など編集局までお寄せいただけましたら、幸いです。 (なかた しんじ)

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む

原 稿 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。

パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文のテキストのみを保存したファイルをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却いたしませんので、ご了承願います。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

経済科学通信 第92号

2000年4月1日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通り二条下ル尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp
URL http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 森岡 真史
副編集局長 大西 広 神谷 章生
編集局員 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子
中田 晋自 増田 和夫 松居 秀博
印刷所 新日本プロセス株式会社

(〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL (075) 661-5688

購 読 料 一部 1,300円 定期購読 3号分前納3,600円（郵送料を含む）

21世紀市民社会の可能性と課題を探る

●46判上製カバー・2000円(税別)

新世纪紀市民社会論

ポスト福祉国家政治への課題

基礎経済科学研究所編

「資本主義の自由主義的再編」が世界大で進行し、市場化の徹底は、伝統的・権威的な社会関係を露骨な利害関係にとって替えつつある。この過程ですすむ「國家・企業・家族の相対化」のなかに21世紀市民社会の可能性を見い出し、その課題を探る。企業活動の市民的監視や各国の経験も検討される。



本書の主な内容

- I — 新世紀市民社会への日本の課題
 - 1 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会●二世紀市民社会の可能性 [神谷章生]
 - 2 ポスト福祉国家政治と市民的自立 [山口定]
 - 3 「コラム」大蔵省・日銀接待の経済学的意味 [鶴田廣巳]
- II — 企業活動の市民的監視
 - 4 政治資金に対する市民的監視 [齋藤聰]
 - 5 従業員＝市民による企業自治との条件●ダールの経済民主主義論を題材として [上田道明]
- III — 新世紀市民社会への世界的課題
 - 6 英国における政府の「説明責任」と特殊法人 [小川真裕]
 - 7 ロシア・「民主主義」的な社会への挑戦 [新美治]
 - 8 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件●試行のつづく東南アジア諸国 [和田幸子]
 - 9 民族を超える「市民」の可能性 [大西広]

●話題の新刊書・好評の既刊書から

労働価値論の挑戦 大石雄爾編

人間と社会の本質にせまる「社会科学としての経済学」の構築をめざして。A5判・3400円(税別)

資本の時代と社会経済学 宮田和保著

資本の生産力と資本主義的所有 現代資本主義の分析理論を再構築する。A5判・4000円(税別)

アジアの食料・農産物市場と日本 三国英実編

市場の国際化と食料・環境問題 持続的農業発展と環境保全を展望する。A5判・6000円(税別)

現代地方自治の原型 都丸泰助著

明治地方自治制度の研究 現代につながる源流を解明した本格的研究書。A5判・12000円(税別)

東京都文京区本郷2-11-9・電話03(3813)4651(代)・振替00130-7-16387